

第百五十一回 参議院農林水産委員会會議録第十二号

平成十三年五月二十九日(火曜日)

午前九時開会

委員の異動

五月二十四日

辞任

廣中和歌子君

補欠選任

羽田雄一郎君

五月二十八日

辞任

金田 勝年君

補欠選任

阿南 一成君

五月二十九日

辞任

大野つや子君

補欠選任

森山 裕君

三浦 一水君

小川 勝也君

羽田雄一郎君

佐木 佳文君

佐藤 雄平君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

太田 豊秋君

岸 宏一君

森下 博之君

郡司 彰君

谷林 正昭君

阿南 一成君

井上 吉夫君

岩永 浩美君

国井 正幸君

佐々木知子君

田中 直紀君

森山 裕君

木俣 佳文君

佐藤 雄平君

和田 洋子君

国務大臣

農林水産大臣

副大臣

農林水産副大臣

大臣政務官

農林水産大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

農林水産省経営局長

農林水産省農村振興局長

参考人

全国農業会議所専務理事

長野県農業者年金推進協議会会長

北海道農民連盟書記長

農民運動全国連合会会長

山下 栄一君

渡辺 孝男君

笠井 亮君

須藤美也子君

谷本 巍君

岩本 莊太君

武部 勤君

田中 直紀君

国井 正幸君

山田 榮司君

須賀田菊仁君

佐藤 準君

中村 裕君

上條 守人君

北 準一君

佐々木健三君

本日の會議に付した案件

○農業者年金基金法の一部を改正する法律案内閣提出、衆議院送付

○政府参考人の出席要求に関する件

○土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(太田豊秋君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十四日、廣中和歌子さんが委員を辞任され、その補欠として羽田雄一郎君が選任されました。

また、昨二十八日、金田勝年君が委員を辞任され、その補欠として阿南一成君が選任されました。

○委員長(太田豊秋君) 農業者年金基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、参考人として全国農業会議所専務理事中村裕君、長野県農業者年金推進協議会会長上條守人君、北海道農民連盟書記長北準一君及び農民運動全国連合会会長佐々木健三君に御出席いただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま議題となっております法律案につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の議事の進め方について御説明いたします。

まず、お一人十五分程度で順次御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑にお答えいただきます。

それでは、中村参考人からお願いいたします。

○参考人(中村裕君) ただいま御紹介いただきました全国農業会議所の中村でございます。きょうは、こういう機会をいただきましてありがとうございます。

御審議をいただいております農業者年金基金法の一部を改正する法律案につきまして、私は賛成の立場から意見を申し述べたいと思っております。なお、時間に制限がございますので要点になると思いますが、御了承いただきたいと存じます。

まず、制度改革の必要性に触れたいと存じます。

現行の農業者年金制度は、御案内のように昭和四十六年に、農業者の老後生活の安定に加えまして、農業経営の若返りあるいは規模拡大を促進するという、前の農業基本法の政策目的を達成するという創設をされたのであります。これは先生方御存じのとおりでございます。

私どもは、このとき、農民にもサラリーマン並みの恩給あるいは年金をということで農業者の要望をまとめまして、当時で三百六十五万人の署名を集めて請願を行ったわけであります。その結果、政策年金として実現をいただいたというものであります。そういう経過がございますので、私どもはこの年金制度の推進につきましては積極的にかつ真剣にこれまで取り組んでまいりましたところでありまして。

制度が発足いたしましたちょうど三十年を経過をいたしますが、この間に九十八万人の農業者が総額で三兆八千億円の年金を受給しております。昭和五十年に給付が開始されたわけであります。が、私も当時現場に参りますと、当時の農村でございます。私どもの高齢者が市民権を得たというような感じをしたことを覚えておりますが、直接、老後に金が入るということで非常に生活に張りが出てきたという覚えがございます。そういうことで、大変老後の生活に寄与してまいったというふうな評価をしているところであります。

また、これだけじゃなくて、この間に三十代前半の後継者に八十六万六千件の経営移譲が行われておりまして、当時ですと、若い後継者が新しい

部門を開始したいということがあってもなかなか農村の慣習の中では後継者が思うようにできないということがありました。そういう中で、一定の年齢での経営移譲というのが農村に定着を待っています。これは農業経営の改善あるいは改革だけでなく、生活の面でも歴史的にも大きな意味を持ったというふうに理解をしております。

さらに、経営基盤でございます農地の規模拡大、特に生前一括贈与による贈与税の特例を使いまして、農地の細分化防止に大きな寄与をさせていただきました。農地の細分化防止に大きな寄与をさせていただきました。農地の細分化防止に大きな寄与をさせていただきました。

しかしながら、担い手の不足とか、あるいは高齢化、新規就農者の減少、また耕作放棄地の増大など農業構造が大きく変化をいたしました。現状では経営移譲をしたくてもできないという状況が急速に広まってきているのも先生方御承知のとおりでございます。

一方、年金の財政につきましても、加入者が一人で二・七人の受給者を支えるという状況が出てまいりました。保険料の収納率も低下をしておりますという状況でございます。そのために年金の財政が非常に逼迫をしております。このままでは近々に基金が底をついてしまうという事態に立ち至っているのも事実でございます。

加えて、昨今の農産物の価格の低迷等によりまして農業経営が悪化をしております。農業者の保険料の負担能力も限界に達しているというふうに見えておるわけでございまして、例えば、世帯主が農業者年金に入り、奥さんが国民年金に入っているということになりますと月々で四万七千円の保険料が必要になります。夫婦で農業者年金に入っておりますと六万八千円、後継者まで加わりますと十万を超すという保険料になってきておりまして、限界に達しております。こんなことで、若い世代からは、保険料払っても本当に戻ってくるのかどうか、あるいは魅力がどうなんだといった不安の声もはちば聞かれるというふうな事態になっております。

これまでも五年ごとに財政の再計算をして、そ

の都度国庫助成の増額とか、あるいは保険料の引き上げとか給付体系を見直したいとして対応してまいりましたが、現在のようになつたということは我々としても非常に残念と言わざるを得ないものであります。

そういう事態を踏まえまして、制度の検討が始まりました。その中で、平成七年の改正の見通しが甘かったのではないかと御指摘がよくあります。結論的に言えば否定はできないわけですが、私ども、当初申しましたように、農業委員会あるいはJAグループ両方、加入促進あるいは保険料の収納につきましては全力を挙げて努力をしましてまいりました。先ほど申し上げましたように、農村の構造の状況に加えて、日本経済の低迷、農業経済が非常に厳しくなつてきているということも大きく影響しているのではなからうかというふうに考えておるところであります。

次に、組織検討と意見の集約についてでございますが、このような大変厳しい情勢を踏まえまして、私どもは平成十一年四月以降、二年有余にわたって組織を挙げた制度見直しに取り組んできたところでありまして、

その過程におきまして、これは平成十一年の十二月でございますが、農林水産省が明らかにしました年金の三割カット、あるいは掛け損も生ずるという制度改革大綱案が出てまいりまして、大変なショックを受けました。また、加入者、受給者を初めといたしまして、農村現場から強い反対が起つたというのも事実でございます。

そこで、農業委員会系統組織あるいはJAグループ、そして加入者、受給者の組織であります。うねん倶楽部の三組織はそれぞれ連携をいたしまして、改めて農村現場の声を聞くために、平成十二年の正月早々から組織を挙げた意見集約に取り組んでまいりました。

意見集約では、大変厳しい指摘がなされたところでありまして、ここですべてを御紹介するというわけにはまいりませんけれども、例えば加入者、

受給者の方からは、国の制度を信じて加入し、苦しい中、保険料を納めてきたのに裏切られた思いだとか、あるいはこうした事態はもつと早くわかつていたはずで、設計者たる国の責任は重い、加入者や受給者には責任はないということだとか、あるいは配偶者加入の方からは、希望を持って加入したのにわずか数年でこういうことになるのは我慢できないというような御意見もございました。

また、農業委員会あるいは農業者さん、あるいはJAの役員の方々からは、国の政策年金だから安心で有利だと言つて加入促進をしてきたのに、農業者からたまに言われて全く立場がないといったような、実にさまざま、そして切実な意見が寄せられました。

こういう意見を我々は十二分に踏まえまして、昨年の四月、三組織で全国的な意見集約を行いました。少なくとも我々の経験では、かつてこれだけ現場の意見を積み上げたということは記憶にはないところであります。

特に、年金のカットにつきましては大きな反響があつたのも事実であります。また当然のことと思ひます。しかし一方では、受給者も加入者も制度の再構築と継続ということを強く望んでおりました。これは、若い農業者にも長期的に安定する政策年金が必要だとの認識が強くあるということでもあります。

したがって、若い農業者の過重負担を軽減して安心して加入できる仕組みに切りかえるためには、現行制度の年金の支払いにつきましては、老齢年金を含めて、仕組みが変わりますと全額を国に負担していただくという必要が出てまいります。国民の広いまご理解も得なければいけません。このこととございまして、したがって、新制度の実現のために受給者の負担はやむを得ないという意見集約が行われたのであります。

受給者自身は、年金がもう既に生活に組み込まれておりますので、負担を受けることは大変なことだということですが、我々、話を直接聞

きますと、若い後継ぎに自分たちが、受給者が迷惑をかけている点もあるのではないかと、まさに相互扶助の観点からもある一定の負担はやむを得ないということに集約されたのではないかと思います。先ほど申し上げましたように、広く国民の御理解もいただくという観点も入ってきたらと思ひます。

これらの意見を踏まえまして、私どもは農林水産省に申し入れを行ひまして、昨年五月から真剣な協議をさらに三カ月続けてまいりました。その結果、加入者、受給者等の信頼を回復すること、これを前提にいたしまして、一つは、新しい基本法のもとで積立方式に切りかえて政策年金として再構築し、制度を継続することというのが第一点であります。第二点は、加入者等の掛け損が絶対ないということ。それから三番目は、受給者の負担はぎりぎり最小限に圧縮するといった大筋の意見の集約を行ったわけであります。

そこで、ただいま出されております政府案でございますけれども、今御審議をいただいておりますのは、我々の意見を踏まえておるといふふうに我々は理解しております。政策目的、それから財政方式、政策支援、現行加入者への支援措置、死亡一時金など、時間をかけて行つてまいりました意見の集約が反映をされているというふうに理解しているところであります。また農村現場にも受け入れられるものというふうに信じておるところであります。

また、現行加入者への措置につきましては、いかなる世代でも掛け損が生じないように措置をされております。特に若い世代ほど年金受給開始までの期間が長いことを考慮されて、受給までの年数を一・五%の複利で計算した年金単価が設定されているということでありまして、また、特例配偶者につきましては、特別の期間が加算をされて遜色のない年金が受給できるというふうにもなっております。

さらに、受給者の負担につきましては、ぎりぎり最小限という意見集約に基づきまして、さらに

給付と負担のバランスにも配慮していただいて、平均で九・八%ということになっております。また、老齢年金のみの受給者は年金のカット対象にはしないということでございますので、これも先ほど申し上げていますように、現場に受け入れられるのではないかとこのように考えておるところであります。

このような経過を踏まえ、同法案は農家に安心と希望が持てる政策年金として農村の現場で理解されるものと確信をしているところでございます。

最後にお願ひでございますが、新制度への円滑な移行あるいは普及、定着を実現しますには、現行加入者に対して説明会等を開催しながら、今まで掛けてきました保険料総額とかあるいは受給できる年金額とか、あるいは特例脱退一時金などを一人一人に説明いたしまして、十分に理解をしてもらう必要があると考えております。そのためには、法案の早期成立とあわせまして、政省令等も早くお示しをいただきたいというふうに考えているところであります。

また、継続加入等を行います場合に期間が限られるというふうに聞いておりますが、北海道を初め多くの加入者を抱える農業地帯では、こうしたきめの細かい対応が必要となつてきますので、かなりの時間を要するというにつきましても御配慮いただき、また加入、再加入についても御配慮をいただきたいというふうに考えております。と同時に、新制度と旧制度がかなり長期にわたつて併存するということになりましますので、事務の簡素化につきましても特段の御配慮をお願いしたいということでございます。

これで私の意見を終わりますが、よろしくどうぞ御審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長(太田豊秋君) ありがとうございます。次に、上條参考人をお願いいたします。上條参考人。

○参考人(上條守人君) ただいま委員長より御紹

介をいただきました長野県農業者年金推進協議会の上條でございます。

本日は、このような機会をいただきましてありがとうございます。私は、御審議をいただいております農業者年金基本法の一部を改正する法律案について、賛成の立場から御意見を申し述べたいと存じます。

私は、年金受給者であり、かつ受給者、加入者組織の代表でもありますので、その両方の立場から御意見を申し上げたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

私は、昭和五十四年に農業委員になりまして、昭和六十三年から松本市の農業委員会長として頑張つてまいりました。また、平成九年には長野県農業者年金推進協議会の会長として選任されました。

農業者年金制度ができたときは、私は非常によい制度だと思ひ、みずから進んで加入いたしました。また、周りの農家にも積極的に加入を勧めてまいりました。現行制度によつて確かに農業者の老後生活は安定し、豊かになりました。受給者からは非常に喜ばれております。

また、当時の農村では、経営を若い後継者に譲るといふのは大変なことでした。しかし、この制度によつて六十歳で後継者に経営を譲るということが定着し、経営の改善が図られてきたことは事実であります。私の松本市にも、父親が六十歳になるのを契機に、息子から経営移譲をしてくれと持ちかけ、経営移譲をしました。その結果、農業経営の合理化、また近代化がされ、農業法人まで立ち上げた事例がございます。

このようなことから、農業者年金制度はいろいろな意味で幅広い政策効果をもたらしたと思つております。

しかし、これまで経営をなかなか譲られなくて困つたという時代から、経営を譲りたくても譲り受ける人がいないというように、農村は大きな変化をしたのが事実であります。農業者年金制度に加入するということは、経営移譲年金をもらえる

ためであります。最初から老齢年金しかもらえない人は、幾ら強制加入だと言つても加入してくれません。

最近、農家の生活は非常に苦しくなつており、保険料を払いたくても払えない農家が多くなつてきました。また、未加入者からは、近所を見ると農業者年金加入者が少なく、受給者だらけで将来大丈夫かと聞かれたことがありますが、このとき、国が政策的にやっているから大丈夫だと言つて説得してまいりました。

特に、平成七年改正の際には配偶者加入ができるようになりまして、積極的に加入促進に取り組んでまいりました。長野県は全国で一番最初に配偶者加入をするなど、女性加入数でも全国上位であると思ひます。

しかし、それから数年とたたないうちに制度の見直しが必要となり、その過程で、平成十一年十二月には農水省から三割カット、掛け損という制度改革大綱案が出されたわけです。

正直言つて、私もだまされたという気持ちでした。地元からの反発は大変なもので、おまえに言われたから加入した、おまえが責任をとれとか、今まで掛けた保険料を返せといった声が殺到しました。特に配偶者加入者からは、うまいことを言つてだましたなとか、こうなることがわかつていて加入を勧めたのではないかと言われまして、一生懸命加入促進を勧めた市町村や加入を勧めた人ほどやるせないや、当時の職員に恨みの電話が来たりしました。

このため、平成十二年一月から農業委員会系統組織、JAグループ、それぞれ改めて加入者、受給者の声を聞くという取り組みを始めました。そこで、加入者、受給者の組織であるうねん倶楽部としても、組織を挙げて意見集約に取り組んでまいつたところであります。

意見集約にはさまざまな意見がりましたが、農業者年金の財政を悪化させたのは受給者ではないかという見方がされ、非常にづらい思いをいたしました。既裁定年金をカットするということは

前代未聞で、大変な問題だと思つています。しかし、受給者も加入者も制度の再構築を強く望んでおります。これからの若い農業者も政策年金が必要であるという強い認識を持っております。この負担によつて再構築できるといふ気持ちもあり、苦渋の選択で、受給者の負担をぎりぎり最小限度にすべきと意見集約を行ったのであります。

受給者の負担はぎりぎり最小限にすべきという真の意味は、受給者は国の政策に従つただけで何の責任もない、国は今回のことで政策責任ということについてどれだけ真剣に受けとめているか、受給者に対してどんな姿勢で説明し、対応するのかということなのです。

このことについては、これまで国会審議の中でも農林水産大臣から再三謝罪があり、加入者、受給者の意見が受けとめていただけたのではないかと理解しております。

新制度については、一生懸命農業を営んでいるときに保険料の助成があり、経営継承のときに特例付加年金として農業者老齢年金に上乗せされる仕組みとなつております。このようなときに、年齢制限がなく、本当に農業をやめようとするときに、経営継承ができる仕組みです。現行制度は、同じ保険料を払いながら条件によつても年々金額に差がありました。我々農業者は定年退職の年齢はありませんで、新制度については農業者の現状に合った画期的な手法だと思つております。

老後を楽しく過ごすためには、一つに健康、二にお金、三に友達、四に興味が大切であります。元気で農業をやれるうちは農業をや、引退後は国からの政策支援分の年金を受給でき、また、年金で友達と旅行に行くこともできます。

集落でも老人会の旅行がありますが、行く人に行かない人がいます。行かない人は、旅行が嫌という理由ではなく、大体年金をもらっていないという理由であります。みんな喜んで旅行に行きたいものだと思つており、若いうちは年金なんて必要ないと思つていても、いざ受給するときになって初めて、年金に入つていてよかったと

思うのです。私も、年金をもらってから強く思っております。

我々のうねん倶楽部は、将来豊かな老後生活を送れるよう、加入者は引き続き新制度に継続してもらふことを前提に、強く働きかけを行っていきたいと考えております。

しかし、地元の加入者からは、新制度は積立方式で保険料助成もあり魅力あると思うが、しかし、これまでも五年ごとの財政再計算が行われ、その都度、制度が悪くなってきた。今度の制度は本当に大丈夫なのか、五年後には見直すというではないかという言葉を耳にします。それは長野県に限ったことでなく、農村現場の声だと思っております。

したがって、農業者年金基金、行政、農業団体一体となり、新制度の周知徹底を図り、こうした不安感を取り除く取り組みがぜひとも必要であります。

最後になりますが、農村現場では一日も早い成立を望んでおりますので、その期待にこたえてもらふようお願いを申し上げ、私の意見を終わります。

ありがとうございました。

○委員長(太田豊秋君) ありがとうございます。

次に、北参考人をお願いいたします。北参考人。

○参考人(北津一君) おはようございます。

北海道農民連盟の北でございます。

農民連盟の書記長をしておりますけれども、私は自身は農民の一人でありまして、ごらんのように、つい先日まで田植え、まきつけ、びっちり一週間ほどやっておりまして、非常に天候がよかったものでありますから色の方も真っ黒になりました、ということとは非常にことしの作付が順調に進んだと、非常にこの秋を期待している一人であります。

きょうは委員会にお招きをいただいて、こういう機会を得ましたこと、御礼を申し上げて、私から今回の案件に対する考え方について意見を述べさせていただきますと思います。

今回の農業者年金基金法の一部を改正する法律

案の政府案につきましては、賛成、反対ということになれば、私は反対の立場で意見を申し上げます。けれども、私には、こういうことでございます。

私たちの北海道農民連盟、北海道は約七万戸の農家がありますけれども、そのうち六万戸程度で組織いたしております、いわゆる七五〇以上が北海道の盟友の中で専業農家という形になっておりまして、この年金の改正については、非常に高い関心と改善されなければならぬという期待感を持って政策提言もしてきましたし、いろんな提言をさせていただいたというところであります。

しかし、今回の政府案は、問題の第一点として、加入者の減少あるいは財政上の理由、それらによつて確定年金、いわゆる年金額の削減をするという、率は別といたしまして、こういう方向になったわけでありまして、この農業者年金というのは、御存じのように当然加入という形で進めてきたと。我々も、老後の生活問題も含めて、当然このことに加入して自分の生涯の設計をする、こういう考え方で対処してきた。ここに至つて既裁定の年金額を削減するというには、非常に不満を持つているところでございます。こういう削減という政府案については反対せざるを得ない、確定年金の給付額については絶対削減すべきでない、またあつてはならない、このようにとらえているところでございます。

その反対理由といたしましては、加入者の減少あるいは財政の破綻などというものについては、これは国が農政上政策を遂行してきた結果生じてきた。農民もその政策に同じながら営農努力をしてきた。しかし、財政破綻あるいは情勢の変化による担い手不足というものが、これは農民の責任としてとられるべき問題ではない、基本的にこのように思っているところでございます。

それと、平成七年の財政再計算のときに、加入者の減少あるいは財政上の設計ミス、これらと構造改革あるいはUR合意、これらの中で、御存じのように日本の農業は今存亡の危機に至つてい。農家の所得も減少して、地域経済あるいは地

域から離農して町の方に移り住んでしまふ、非常に農村社会も崩壊の危機に立っている。市町村長も、私のところの町長もそうでありまうけれども、非常に将来を危惧している状況にございます。

今回の国会審議に当たりまして、この既裁定年金額の削減については、憲法が保障する国民の基本的な権利あるいは生存権、第二十九條の財産権、これらの侵害に当たるのではないかと、生産者の一人としてもこのようなとらえ方をしておりますし、また、公的年金として初めて年金支給額を削減するということ、これは日本の国内では初めてであります。なぜ農業者年金からこのことが始まらなければならぬのか。それだけ農業者年金が比較優位性にあるというのであれば、まあある程度はやむを得ないということも考えられますけれども、しかしその中身たるや非常に格差の大きい年金であるということも事実であります。

例えば、農業者年金と一般的な厚生年金を比較した場合、夫婦単位で一定の期間、というのは三十八年間、夫婦単位で農民の場合は国民年金、農業者年金を掛けて、そして、例えば平均的な受給額、十八年間年金を受給しましたと、こういう計算をすると、掛金で約一千六百万に近しい格差が六百万近く、約一千六百万に近い格差があるということ。これは経営移譲年金に該当した方でこれだけの格差でありますから、もし、今非常に問題になっております経営移譲したくてできない、高齢年金だけで終わる方については二千万に上る格差が出る。実際はこういう格差があるということでありまして、現状の中で、多くを掛けて、年金としては非常に少ない。加えて、農業者年金には遺族年金というものはございませ

ん。こういうような情勢から、いかなる理由であっても年金額の削減はすべきでない、このように考えております。将来にわたつても最低現行の水準は維持されなければならぬだろう、これは基本的な人権問題にかかわることではないか、このように思っているところでございます。

問題の二点目につきましては、政府案の新たな政策支援でありますけれども、主に担い手確保対策にシフトすると、こういう内容であります。多くの要件をつけておりますが、この選別的な策というものが本当にいいのかどうか。いわゆる公平、公正、平等、年金としてこれでもいいのかと、こういう点でございます。政策誘導と年金というものをこの段にきて、こんなに日本の農業の存亡が問われているときにこの選択がいいのかどうか、ここに非常に問題点を感じている一人でございます。

新しい農業基本法、御存じのように、食料・農業・農村のあり方、それは消費者、農業者、それと地域、この三者一体となつて国民の命と環境政策を築く、こういう方向性を出したのであります。いわゆる食料の安定供給、多面的な機能の發揮、農業の持続、それから農村の振興と、いずれも農業者が安心して、そして営農がされなければこれらの目的は達成されない、これは基本的な条件にあると考えております。

二十一世紀の地球環境、地域社会、文化、伝統などを未来に存続させまして、日本の都市のみならず地方、地域の均衡ある発展のため、本連盟、私たちはただこのことに反対だということだけではなくて、政策提言をしてきたところでございます。その提言、三点について申し上げて対策をお願いしたい、このように思うわけでございます。この制度改正に当たつて、その一つにつきましては、この年金政策の中に定住年金政策を一つ組み入れていただきたい。農業者年金への加算方式として、いわゆる定住年金政策を入れるということとであります。これは、農業の現況は今申し上げる状況にございませぬけれども、地域で農業を営み、あるいは農業に従事した者、同じ行政区の中で定住するといふ者に対して、これは国ではなくて市町村がこの加算制度を持つ、それはこのことについて国が政策支援をしていく、これはWTO協定の緑の政策として非常に位置づけが明確にされておる、抵触しない問題である。

二つ目には、先ほど申し上げましたけれども、農業者年金の配偶者について、平成二年あるいは平成七年の同法改正時の衆参の委員会での附帯決議に基づいて、遺族年金制度、農業者年金にも遺族年金制度を創設する、これを強く求めたい、このように思うところでございます。

もう一点は、年金とは直接関係ございませんが、農民が農業者年金を信頼し、そして安心して加入できる制度はもちろんでありますけれども、十分この保険料を払っているような農業基本法の理念、基本法三条、公益、多面的な機能の発揮、それから四角、循環機能を発揮することによって農業を持続させ、そして地域を発展させる、この理念に基づいて、国際化で既に取り入れられております直接所得補償政策を確立して農業の維持、存続を図る、このことを強く求めたい、このように思うところでございます。

北海道は農業家がほとんどでございます、申し上げましたように農業者年金に対する期待は非常に高い、加入率も非常に高いわけでありまして、九〇%以上が加入して、老後の安定と安心に何とか役立たせたい、こういうとらえ方をして、今まで強力に団体も含めて推進してきたところでございます。しかし、今の中身については、これは承服できないということでございます。

特にWTO協定後、我が国の農政、制度の転換によって農業が存亡の危機にあることは、これは御承知のとおりであります。で、その象徴として、極端な担い手不足にあらわれている、大きな課題としてあるわけでありまして、担い手がいない、非常にせっぱ詰まった問題であります。

今現在、主業農家と勤労世帯との生涯所得の問題が論議されておりますが、御存じのように、およそ四千万から一億一千万の生涯所得の格差がある、これはきつと政府の調査で出ているわけでありまして、この生涯所得の中で年金が占めるウェイト、およそ三分の一か四分の一になるかもしませんが、非常に大きなウェイトを占める年金であります、生涯所得という観点から、そうい

う意味で私たち、特に北海道の専門的な地帯では、この改正案に注目しているところであります、後退は絶対すべきでない、このようにとらえているところでございます。

以上、新たな政策提言も含めて、農業者年金制度の改正、改善反対、反対といえます、実際に現場にいる一農民として、実態と乖離する政策あるいは論議というものが、食料・農業・農村基本法の目標が非常に立派に立てられても、この目標が崩壊していく、現場にいてこのことを強く感じておりますから、このことを一つ警告というふうな表現になりますけれども、そういう意見を申し上げて、若い農業、農村の担い手がきつと育つ制度に再構築を求めて、私の意見の陳述を終わるところでございます。

○委員長(太田豊秋君) ありがとうございます。次に、佐々木参考人にお願いたします。佐々木参考人。

○参考人(佐々木健三君) 私は、農民運動全国連合会の会長の佐々木でございます。福島市で、四世代家族十名、酪農をやっております。そういう立場から報告したいと思っております。

私は、この提案されております法案の改正に対しては反対の立場でございます。

私がかつて農業委員の経験がございます。この年金は国の制度だから安心して加入してほしい、そう言って農家の方々に勧めてきた経過があります。老後をこの年金で安心して暮らすと思うてきた多くの皆さんの心を裏切る、そういう状況になったということを率直に指摘せざるを得ません。私はむしろ今、年金を削るのではなくて、もっと拡充して安心して老後を暮らすことができるようにする、これこそが大事なんだというふうに考えております。

少し私の具体的な最近の活動についてお話をしたいと思っております。

実は私、昭和三十四年に地元の農学校を終わりました、それ以来農業に従事しております。昭和

三十五年に農業基本法が制定されましたから、私の農業人生はこの昭和三十五年以降の農業基本法と一緒に歩んできたというふうに言ってもいいと思います。そして、この間の農業人生というのは、ちやうど高度経済成長にも寄与しましたし、また農業生産に対して一生懸命やってきた、つまり新農業法に至るまでの間を文字どおり農業に打ち込んできた、そういう人生であります。そして、ようやく今、農業者年金を受けようと思ひまして窓口に行ったら、いざとなったらカットだといふふうになったわけでありまして。

そして、同級生の中で集まりまして、これはどういう状況なんだということ、勉強会をやりました。みんながそれぞれ地域の中で頑張っている、議員さんもおりますし、教育委員もおりますし、それぞれもう私たちの年齢ですから地域の中堅でございます。しかし、いざ窓口に行っている聞いてみると、全然わからなかったことが今集まって勉強会をやりました。

その中で仲間はいくつ言っております。我々の苦勞に対するこの仕打ちは決して容認することはない。政府を信頼して掛金を払い続けてきたのに、これは国家的詐欺ではないか、そういうふう言っている人もおられます。何回も集まって勉強会をして、どうも農業団体からの説明は何が何だかさっぱりわからない、ここに初めてその実態がわかったというふうに言っております。

そこで、こういう状況はやっぱり自分たちで勉強しただけではだめだということで、近隣の農協それから農業委員会にも行きました。議会にも行きました。それぞれのところに行つて、私たちはこういう今進められているような状況については反対なんだというふうなことを伝えました。

それぞれの団体、農業委員会も農協も、いわゆる中央では三者合意によって賛成の立場をとっておりますが、地元の末端に行きますと、不安や不満を口々に出しておられます。担当者は、農家の皆さんに何と言つて説明していいかわからない、

新しい加入などとても勧めることはできない、このように口々に言つておられました。

つまり現場では、この状況では遠からずもっと悪い内容になってしまうのではないかと不安があります。そしてまた、後継者はこれでますます離れてしまふだろう、そういうふうにも言っております。

私もこの現場の活動を通じて、こうした不安の声には全く同感でございます。同時に、今度の年金の問題は、公的年金の削減という、ほかの年金にも悪い影響を与えるのではないかと心配も私はしております。私どもは、そういうことを踏まえて、今後とも地域での具体的な活動を進めていきたいというふうに思っております。

同窓会の会長さんにお会いしましたら、これは大変いい活動だから同窓会の役員会でも話をしよう、たまたま県内の同窓会の事務局になっているので、じゃこの話を大いに宣伝しようというふう言っております。

さて、今度提案されました法案は、新しい状況の変化、つまり年金受給者七十五万人、加入者二十九万人となつて、年金制度が維持できないという理由で改善するんだというふうに言われております。

しかし、この議論は肝心の基本的な点が欠落しているというふうに私は指摘しておきたいと思ひます。その第一は、今日の農業と農村の現実です。第二は、今日の農業の現状をつくってきた責任が全く論じられていない、結果責任を加入者である農民にしわ寄せしているという点であります。

戦後、私たち農民は、食糧難を打開するともに増産に貢献をしてまいりました。まさに農民の苦勞や奮闘なくして今日の経済はなかつたというふうにも自負しております。しかし一方で、政府は工業の発展を軸に置いた政策を遂行して、食料を外国から輸入して賄うという政策を選択し、農産物の輸入自由化政策を一貫して進めてきました。

その結果、どうでしょう。古い農基法が制定さ

れた一九六〇年時には約八百万の農家戸数がありました。今日、三百二十万に減少し、食料自給率はカロリーベース四〇％を割るという、そういうところまで低下しております。

とりわけWTO協定以降の六年間は、今日四割にも至る米の減反、さらにはミニマムアクセス米やSBS協定米の輸入などで、米価は五千円とも六千円とも言われる下落を続けて、政府が今育成しようとしている大規模農家は多大変苦しい状況に置かれております。野菜や畜産も輸入の急増によって価格が低迷して、農家経営は大変な状況でございます。

今日、農業者年金をめぐる問題の中心は、こうした農政によってもたらされているということが明らかであります。その責任を明らかにしないで、農政を転換する方向を示さないままに結果責任を農民にもたらしというのでは、多くの農家の方々から怒りを訴えられるのは当然であります。次に、法案の問題点について触れてみたいと思います。

まず、受給額の平均九・八％カットについて。加入者は長年にわたって苦しい経営の中から掛金を払い、受給を心待ちにしております。これまで議論があつた三割カットに比べて九・八％、これは仕方ないというふうな議論があります。しかし、私はこれは容認することはできません。先ほど指摘しましたように、農産物の価格の暴落による経営の実態、さらには長引く不況によって農村経済は非常に疲弊し、その中で受給額の削減でありますから、農家の暮らしと営農、農村経済は大きな影響を受けることは必至でございます。

新しい加入者に対する政策支援の選別、限定についても重大であります。法案によりまして、政策の集中を認定農業者及び青色申告者に限定するとしております。政府統計によっても認定農業者数は十六万弱、青色申告者は七万三千、認定農業者と青色申告はダブりますから、この数は単純に足すわけにはいきませんが、この数でいきますと、大多数の農家の方々をこの支援の外に置いてしまうと

いう心配があります。

昨年制定されました新農基法は、その基本計画で自給目標を四五％としています。圧倒的多数の農家を事実上農業者年金から締め出して、将来の暮らしの展望を奪ってしまふ。どうしてこの自給率の目標を達成することができなのでしょう。か。甚だ疑問であります。農業に意欲を持つ人、これはすべてが対象であるというふうに強く求めたいと思います。

今回の農業者年金の改正をめぐる問われているのは、実は農業の基本にかかわる内容であります。今、小泉内閣が誕生して高い支持率だというふうに言われております。農政ではどんな影響が生まれるかと期待する向きもありますが、しかし、今回の受給者への削減などを見ますと、この改定の内容は実は弱い者いじめの政治そのものであるというふうに断言したいと思ひます。

本日、参考人質疑を行っているわけでありすが、重大な内容を含む、この内容については早々に採決するのではなくて、じっくりと農業のあるべき方向を見て審議を行うべきであります。

最後になりましたが、私も農民運動全国連合会は、農村と農業の復興を目指し全国で活動しております。農業者年金が本場に役立つ年金となるよう、今後とも全力を挙げて取り組んでいくことを述べまして、私の意見といたします。

○委員長(太田豊秋君) ありがとうございます。以上で参考人の方々からの御意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願ひます。

○岸宏一君 自民党の岸でございます。

本日は、大変遅いところから真剣な御論議をちょうだいいたしましたして、本当にありがとうございます。

お聞きいたしますという、それぞれの立場で現在の日本農業のあり方、これらについて大きな憂いと心配をされて、さまざままじめな真剣な御提案、我々の心に大きく響くものがございます。

私も非常に多くの点で、きょう御発言なすった皆さんの意見を十分理解ができますし、また提案にういう思いがするわけでございます。

しかしながら、現在の日本の財政状況や経済状況あるいはまた農業情勢その他によって、さまざまな方面から検討した結果としてこの原案が出されたわけでございます。

我々自民党も、決してすべて満足している、そういう状況ではありませんけれども、どなたかがおっしゃいましたように、受給者が七十数万人、保険を納めている方が二十数万人、こういうギャップを埋めるには制度を改正しなければどうしてもやっつけられない、それとまた農家でない国民の皆さんの御理解もちょうだいしなければいけない、そういう状況の中で進めてまいらなかなきゃならないという事情もございますので、こういう結果になったんだろう、こういうふうに通つておる次第でございます。

また、政府の責任という問題も皆様から御発言ございましたけれども、我々もこの委員会、我が与党の方の質問でもこの問題は申し上げました。武部農林大臣からも、いろいろ皆さんに御迷惑をかけて申しわけないと思つているという、そういうお言葉がございました。政府も我々政治家もこういう問題をしっかりと考えていかにやらぬ、こういう姿勢を示したものと評価をしております。

さて、今回のこの改正案につきまして、皆様から御意見をお聞きしたいと思ひますが、まず今回の改正につきまして、中村参考人、今後の問題としてさまざま御心配な点を御指摘されました。この御指摘、例えば政省令の問題でありますとか、あるいは北海道等では皆さんに浸透させるのに時間がかかるのではない、こういうお話、それから事務の簡素化を図らないと新制度と旧制度のこれらの問題で困るのではない、こういう意見が出されましたが、これはお聞きいたしますと、さうだろなという感じがいたします。どうぞひと

つこの問題をもう少し具体的に御話を聞きたいと思ひます。

それから、上條参考人には、本当に最前線で、農業委員会の会長として、農家の皆さんから約束が違ふんじゃないかといろいろな非難をされた、こういうお話をお聞きいたしました。私も山形県の農業会議の会長をしておりますから、あなたのお気持ちはよくわかつておるつもりでございます。本当に御苦労さまでございました。

ひとつ上條参考人からは、今までの失敗というんでしょ、これを一番痛く感じておられる方の一人だと思ひますので、そういうものを参考に、今後、年金基金としてどういう点に、この制度で持つていく場合、気をつけて努力していくべきかということについて御意見があればお伺いをしたい、こういうふうに通つております。

それから、北参考人には、具体的に定住年金制度、配偶者の遺族制度、所得政策等々お述べになられて、一々なるほどと思われる点も多いわけでございますけれども、今、原案が出されて、原案について検討しておるといふところもございします。この問題についていろいろ議論をするという時間はなかなかないわけでございますが、担い手政策に關しまして特に気をつけるべきと、御心配なさつておられるようでございますから、この問題についてお考えをひとつお聞きしたい。

それから、佐々木参考人も、この政策支援の問題について、認定農家の数も青申の数もかなり心配である。実は私もこの委員会、これらの問題についてもう少し農林省で真剣に考えなさいかぬ、こういうことも申し上げたばかりでございます。

そういう意味で、これはたしか三年間の猶予期間のような形で、なろうとする者も入れるというふうになつておりますけれども、そういうカバーもしたつもりでございますが、北参考人と同じように心配な点があるということでありました。これらについて御意見があればお伺いしておきたいと思ひます。

もう時間が十分間しかないんで、皆さん適当に時間を分けてひとつお答え願いたい、こういうふうに思っております。

○参考人(中村裕君) 私が一番最後にお願いを申し上げた点だと思えます。

実は、何か農業団体、既にパンフレットをつくってなんというおしかりを受けたようなこともあり、意見集約をし、新しい姿が見えてきた中で、我々はそういう責任もあつて、今こんなことになっておりますというふうなことでやつておりますが、それは一つは国会の審議がおくれているということもございしますが、我々が心配してゐますのは一月一日で何とか施行してもらいたいというので、いろんな事務的な会議等も開きながらやつてきております。

したがって、先ほど申し上げましたけれども、これが通りますと、これから一人一人に、今いろんな御意見がございましたけれども、ああいう信頼の回復も含めて、こういう制度でこういうふうになります、将来これで安全ですということとを一人一人に当たりにやいかぬと思つております。これは百万近くの人に当たりにやいかぬということになりますので、大変時間がかかるということ、今その算段を我々も、具体的にどういう格好でやるかということも話し合ひをしている最中でございますので、したがって、できるだけ早く通していただくということ、政省令を含めましてこういうことになりましたという相談ができるようにスピードを上げていただきたいということが一点でございます。

我々もとにかくこれまでの積み上げに対する結果報告と、新しい安全、安心だということを含めて、本当にかみ含めるように言わないと御理解いただけないと思ひますので、そういう頑張りをしたいと思ひますし、それは意見集約が、いづれにしても新しい制度にして継続してくれという、これが切なるあれでありますから、若干痛みが伴いながらも、そういうことをお願いしていく

ために、これからのスケジュールは大変だということをお願いいたします。

○参考人(上條守人君) ただいま、我々農業団体のうねん倶楽部を含めて、今後の取り組みをどうしていくかと、こういう御質問でございます。

新制度は積立方式であり、先ほど申したとおり保険料助成もあり、魅力があるという声もあるわけでございます。これまで五年ごとと財政再計算が行われ、その都度制度が悪くなつており、今度の制度は本当に大丈夫かなという言葉を耳にしております。

農業者年金基金、行政、農業団体一体となり、新制度の周知徹底を図り、こうした不安感を除く取り組みがぜひとも必要であり、我々のうねん倶楽部としても、新制度の多数を占める現行加入者に対して、引き続き新制度に移行してもらうことを前提に強く働きかけを行つていきたいと思つております。

以上です。

○参考人(北津一君) 御質問ありました政策提言についてでありますけれども、私の地域といま、昔流で言えば部落、私は昭和四十年に農業を始めまして、当時は農家が私の部落では十八戸ありまして、今現在は九戸です。これはもう全国的に半減したと同じ状況です。その九戸の離農者の中で、私の町に住んでいる方が六戸で、札幌に出た方が三戸です。

それで、非常に残念なといひますか、情けないことは、奈井江会だとか何とかといひて、同郷の人が奈井江によく来るものがあるんですが、おまえら、いつまでこんなものにおら下がつてやつておるんだと、百姓やる気で町に出たらこんな生活から脱することができると言ふことと、私自身もそれを聞いて本当に何といひますか、情けない思いを常に感じておつたわけですが、でも、そういう状況がずっと続いてきたということですね。それが、ひいては人口の一極集中であるいは過疎、こういう現象がどんどん進行した。新しい政策議論のときに、私らの仲間でも、お

れのことはいひたい。おれのことはいひたいから、息子のためあるいは隣の後継者のために何とかしてくれと、運動論の中でも出てきます。六十前後の役員をしてゐる私らの先輩連中も涙で訴えてくるんです、私自身にも。私も同じ農民ですから、そのことはよくわかります。そこまで追い詰められた状態になつても、何とかして次の担い手をどうかしたいという意識は持つておりますから。先ほど意見がありましたように、おれのこととはもう仕方ないなという、そういう空気も実はあります。あります、これはこのままでどうですかとやつてしまつたら、日本の農業というものはどうなる。今、年金はその状態に來てゐると、私はこのようにとらえております。

それで、定住年金あるいは遺族年金というものはその夫婦、その農家、家族がやはり安心してその地で農業をし、そしてそこに定住して、基本法が言う食料、農業、特に農村、環境、ここにしっかりと寄与することができ、維持することができ、この視点がぜひ必要。政策的にはそういうものを組み入れて、生涯所得なんというものは、これは何といひますか、一つの判断としてありますけれども、そういうものも含めて農業というものをガードといひますか存続させるべきだと。

今まで、先ほどの御意見の中にもありました切り捨てたという状態、あるいは、差別といひます。こういう程度でいいんだという、代々認識として続いてきたと、私は農村現場にいて非常にそういうことを思いながらおるところでありますけれども、それを政策的にどうするかということだと思つてゐます。

担い手について、北海道では約六万九千戸の農家の中で、実際に自分のうちにいて、十五歳以上の予定者もいるという農家が一万九千戸です。北海道の専業地帯といへども、六万九千戸の農家の今現在、平成十二年で二万九千戸です。ということは、一戸が五十ヘクタール以上の耕作をしないと北海道の農業は維持できないという、こんな

な実態に來てゐるんです、実は。

もちろん担い手は大事です。だけれども、担い手対策だけでこのことを論ずるということは非常に判断としては誤りだ、このように思つてゐます。担い手策といふものは、もつとほかの政策、先ほど提言もしましたけれども、農政全般にわたつてやらないと、年金でこんな担い手を招致するというのは私は間違ひだ、このようにとらえております。

以上です。

○参考人(佐々木健三君) 先ほどの私の話の中でも、つまり、この制度の中では、青色申告とそれから認定農業者については政策的な支援をするというふうになつてゐるんですが、私たちの考えとしては、農業をやりたいという人はすべてが農業後継者なんだというふうに考えたいと思つてゐます。

実は、身近な例なんですけれども、ことしの春先の農作業でお父さんが腰痛を起こしてしまつた。町に勤めてゐる息子が、じゃ、急遽おれ農業をやるよというふうになつたというんです。つまり、今農村の状況は大変厳しいわけなんです、あらかじめ差別、選別というふうな方向はやっぱり間違ひだといふふうに通つてゐます。ですから、やりたいという青年は全部後継者なんだという立場から支援をすべきだといふふうに通つてゐます。

それからもう一つ、農村の状況の中でいひますと、認定農業者の数は政府の統計でもなかなかふえないんですよ。しかも、そこに参加してゐる認定農業者の考え方、スーパール資金が借りられるから入るとか、借金するときに便利だから入るとか、そういうものもあります。

それから、青色申告につきましても、私たち運動として税金申告の運動を全国的に展開しておりますからよく状況がわかるわけなんです、農業経営が非常に大変になつてゐるものだから、青色申告をやめるといふ人もいっぱいゐるんです。一方で政策的に進めておりますが、一方ではやめ

ようと。記載も大変だし、いろんな制限があつて大変だから白色でやろうという仲間も非常に多くなつています。ですから、農業経営が厳しいので青色申告をやめようという動きが一方である中で、一方で政策的にはそちらに比重を置いていくというふうになりますと、現場では政策的な矛盾が出てまいりますので、私は、もっと弾力的に、やりたいという人はすべてが後継者だと、むしろすべてを支援の対象にするというぐらいいしないうと、後継者確保、新しい加入者確保は難しいだろうというふうに思つております。これは単に今度の農業者年金にかかわらず、私は農政全般に通ずる考え方ではないかというふうにも思つています。

以上です。

○谷林正昭君 民主党・新緑風会の谷林正昭でございます。

きょうは、本当にお忙しい中、全国から御出席を賜りまして、ありがとうございます。

今、非常に皆さん方のお話を聞いておりまして、御苦労なさつていらっしゃるというふうに思ひますし、真剣に日本の農業の先行きを御心配されている、このように強く心に受けとめさせていただきました。

皆さん方の話を聞いておりまして、自分は一歩だめな農業従事者だったかなというふうに思ひました。というのは、私の家はほんの千坪ぐらい実は田んぼがありました。小学校のころに、そここそ肥おけを担いで人ぶんを田んぼにまいて、そういう農業をやりました。嫌で嫌でわかりませんでした。恥ずかしくて恥ずかしくてわかりませんでした。というの、私の家の周りは何も田んぼがなかったんです。私の家だけが田んぼがあつて、クラスの中で農業をしていたのは私の家だけでした。じいちゃんやうやうやうの父親はトラクター運転手でした。余り家へ帰らぬものですから、農繁期になりますと私も田んぼに人ぶんを肥おけでまきました。それが正直言ひまして嫌で嫌でわかりませんでした。大火があつて、その周辺が全

部燃えました。小学校四年のときでしたが、都市計画で田んぼがほとんどなくなりました。ほつとしました、子供心に。これで田んぼせめてもいいかなと。

でも、今、話を聞きまして、本当にやつぱり日本の農業というものを真剣に考え、そして日本の食料というものを本当に真剣に考える皆さん方のお話を聞いて、本当に自分は情けなかつたな。子供のころに戻れたら、もう少し一生懸命田んぼをすればよかったな、死んだじいちゃんにもつと褒めてもらえばよかったな、そういうふうにも思ひながら実はお話を聞かせていただきました。

現実に戻りますが、一つの政策として、日本の農業のために後継者を育てようという意味もありましたかともわかりませんが、この年金制度が始まつたときに、佐藤元総理が農民にも恩給をという言葉を公約されました。私はそのときの佐藤元総理の気持ちは、今となつたらよくわかるような気がいたします。恩給というのは、国のために一生懸命頑張つた人に何とかして報いたいという気持ちがあつたと思ひます。

私は自民党ではありません、今、民主党でありますけれども、佐藤さんの気持ちは、国民のために一生懸命食料をつくり米をつくり、そして苦労して頑張つてゐる。それは今始まつたことではなくて先祖代々続いてきた。山を開墾し棚田をつくり、あるいは森林を伐採し田んぼをつくり畑をつくり、そういう人たちが日本の将来を考えて苦労してゐる、こういう人たちに何とかしたいという思いが年金制度ということに、みんなの努力でなつたというふうにも思ひますし、それを信じて皆さん方がリーダーになり、地域で頑張つておいでになつてくれた、そのように思ひます。

ところが、残念ながら、その年金制度が破綻をしてしまふ、こういう状況になりました。そこで、私も地元に戻つていろいろな方々にこの年金制度の破綻について、そして将来どうしたらいいかというのを聞いて回りました。そしたら、一番率直に出てきた意見は、初めからわかつておつたや

ないが、初めから破綻するのはわかつておつたやないが、済みません、これは富山弁です。そういう話を全部の方が言われました。

そこで、お尋ねいたします。初めからわかつておつたということはないと思ひます。いづつから破綻するんではないか、そういう心配をされていたか、もしそういう心配をされていたらしたらいつごろか、お聞かせいただきたいと思ひます。全員の方に。

○参考人(中村裕君) 今度、我々が抜本的にこの制度を変えていたきたいということになりましたのは幾つかの理由があると思ひます。

一つは、先ほど申し上げましたけれども、現行制度の目的が実態に合わなくなつてきたということが一点ございます。特に、今、経営移譲したくてもできない。これは上條参考人が言われましたように、経営移譲年金がやはり魅力でございまして、そういう事態が一つは起こつてきているということでもあります。

それから、そもそも制度そのものが発足当時は積立方式で始まつたわけでありますから、今度のもとは返つてくるというふうになります。それが途中で、物価の上昇によりまして、物価だとか所得スライドをやつてきまして、積立方式でもたなくなつてしまつて賦課方式に変えていつた。こういうことで、その間、いろいろ国庫情勢やあるいは保険料の引き上げもやりましたし、改悪というあれもございましたが、給付の改正等もやりながら対応はしてきておりましたけれども、それがいいよここで財政基金の財政が底をつくという状況になつてまいりました。

これも先ほど申し上げましたけれども、平成七年の制度改正のときにそういうことがわからなかつたのかということですが、当時としまして、我々は後継者、担い手がやはりこのぐらいいないと日本農業はもたないということを前提にやつておりましたので、それに向けて加入促進の努力をしてまいつたわけであります。これは農業事情だけではないと思ひます、経済事情もあると

思ひますが、そういうことで現状に来てしまつたというふうな理解を今度の改正についてはしておりまして、破綻がいつからわかつたかという話は、我々いろいろそういう意味でのあれはありませんでして、とにかく再計算に基づく努力をし、それが日本農業を支えるということと農業委員会も農協組織も努力をしまつた。しかし、結果的にこういうふうになつて新しい制度に仕組みがえをしてほしいということでございます。

○参考人(上條守人君) ただいま中村専務さんからお話のとおりでございます。我々今日まで加入促進をしておつたわけでございまして、年金協議会等においてもそれぞれ会員の皆さん方から年金が破綻をするんじゃないかという危惧の声も会員の中にはずっと前から出ておつたわけでございまして、政府の政策年金だから絶対安心だ、そういうことで、そういう方向の中でいゝわゆる年金というものは、あくまでも約束した年金だけは国が責任を持つから大丈夫だと、こういう言葉を信じながら我々は今日まで加入促進をしながら、それぞれ農家の皆さんの老後の幸せ、また豊かな老後のために今までも国を信じながら頑張つてきたところでございます。

以上です。

○参考人(北準一君) 私、年金制度あるいは抜いて等には実質は携わつたことはございせん。しかし、時期的にどの時点であつたかはそういう状況を招くと予測されましたかと言われれば、五年前の再計算のときあたりはそのことが本当に確実になつたのかなと。

しかし、振り返りますと、例えば全国三百万の農家がすべてこの後、未来永劫ということにならないかもしれないが、仮に三百万の農家を維持するとすると年間およそ十万人の新規就農が必要と、農業人生三十年と考えれば、そういう状況です。御存じのように全国で実質二千人とかいう就農ペースですから、当然これはもう最終的には一人か二人にしかならないという事は予測できたんだらうと。いろいろ農林統計あるいはセン

サス、そういうところではどんな情報があるか、過去十数年にわたって出てくるわけですから、これはそういうものをしっかり分析すれば、この結果は招くということは行政としては当然早い段階にわかっていたと、私はそのようにとらえています。

は保障できません、カットさせていただきますよと言われて九・八％平均カットがされる、こういうような状況だということに理解をしております。

私は、そういう観点から、農民、農家、国民年金、農業者年金というのは、自営業、国民年金ペー

せん。ましてや削減されることは、これはだめだというのが、多分こちらの参考人の方々も地域に帰ればみんなそういうふうな話を受けるだろうというふうな思っています。

以上です。

そういつたときに、本当に受給者の皆さんがそれで納得できるのか、もう一遍聞かせていただきたいと思いますが、これは北参考人、佐々木参考人にお尋ねをいたします。

小泉さんが聖域なき改革というように、国民の期待は非常に大きい。私は、大きな意味で

率直な気持ちでございいます。

○参考人(佐々木健三君) 議員さんの質問にちょっと斜めに答えたいと思うんですが、私、そういう数字上の問題を取り上げて、いつ危なくなつたかという議論は、これは事務方がやる話でありまして、私たち現場にいる、あるいは農業者として考えるのは、先ほども申し上げましたように、これは国がやるもので、絶対皆さんに心配かけませんというふうな政府がおっしゃったわけですから、それを信頼しないというのは政府を信頼しないということになりますから、それはちよつと質問の方向が違うかなというふうにも思っているわけなんです。

私も間もなく、あと四年で年金の受給資格とい

国民の期待は非常に大きい。私は、大きな意味で

た。ただ年金は、やはり職業として選択するときの一つの生涯所得という観点から見れば非常に大きな役割を果たすし、決断をする判断になるというふうには考えておりました。そういう意味で大きな役割を持つていらっしゃる年金があるということ、それが生涯続くということ、そういう意味では非常に大きいのではないかと考えております。

ですから、私は、今の時点でも農業者が安心して老後が暮らせるような農業者年金にしていこうというのが基本的な方向ではないかと思ひますので、いつだめになるかという予測について私ちよつと答えかねるので、私の意見はそういう意見であります。

度でいきますと農業者年金、経営移譲しますと、私も幸い息子が今農業をしておりますから、六十三万一千円の年金額になるということなんです。これが、改正案でまだ定かなところはわかりませんが、一定のこのぐらいいなりそうだとおもうものを計算しますと、五十八万円ということ、おおよそ年額五万四千円の減になる、仮に十八年平均的な受給期間を設けると、約九十一万の減という、私の年齢でそうなるという予測をしております。

今、農村の中で年金を受給されている方々の状況を見ますと、今も北さんがおっしゃいましたぐらいの金額でございいます。月額かなという人がいるんですが、年額なんです。さらにこれから約一〇％カットになりますし、最近の状況でいきますと、介護保険も年金から天引きされます。十月からは全額になります。そういう生活にかかわる年金として考える場合に、これ以上カットされるのは大変だというのが現状なんです。ですから、私は先ほども言いましたように、三割でなくて約一割だからいいだろうという議論はやつぱり正確でないというふうな思っています。

きょうは、四参考人の方々からいろいろ御意見を聞きました。私の方からこれから御意見をお聞きしたいと思うんですが、最初に、農業者年金、大変受給者が多くて保険料を支払う方、加入者が少なくなつてきているということで、年金制度、普通で考えますと破綻するのは、もうこれはやむを得ないというふうなものであります。しかし、これは破綻させてはいけないということ、政策年金としてきちんと持続できるようにしていこう

○谷林正昭君 どうも失礼いたしました。私が帰ったところでは、わかつておつたやないがかと

これは後世代、いわゆる今の加入者等になればまだまだこの率は高くなるだろうと、こんな予測はいたしておられますけれども、このことは、先ほど申し上げたような観点から、一部親の、間近に死ぬんだから自分のことはいいやということ

先ほども言いましたように、農学校の同級生で集まった組織があるんですが、そこでの議論は、いや、もつと将来増額するように運動しようというふうな、むしろそういう方向なんです。このままでもいいなんというふうにはだれも言ってい

きょうは、四参考人の方々からいろいろ御意見を聞きました。私の方からこれから御意見をお聞きしたいと思うんですが、最初に、農業者年金、大変受給者が多くて保険料を支払う方、加入者が少なくなつてきているということで、年金制度、普通で考えますと破綻するのは、もうこれはやむを得ないというふうなものであります。しかし、これは破綻させてはいけないということ、政策年金としてきちんと持続できるようにしていこう

後、公的資金を注入しながら、こんな言い方したら失礼かもわかりませんが、破綻したしりぬぐいをしていくという約束は制度的にはされております。しかし、一方では、国の税金を投入するんだから、農民の皆さんは、これまで掛けてきたもの

まだまだこの率は高くなるだろうと、こんな予測はいたしておられますけれども、このことは、先ほど申し上げたような観点から、一部親の、間近に死ぬんだから自分のことはいいやということ

先ほども言いましたように、農学校の同級生で集まった組織があるんですが、そこでの議論は、いや、もつと将来増額するように運動しようというふうな、むしろそういう方向なんです。このままでもいいなんというふうにはだれも言ってい

きょうは、四参考人の方々からいろいろ御意見を聞きました。私の方からこれから御意見をお聞きしたいと思うんですが、最初に、農業者年金、大変受給者が多くて保険料を支払う方、加入者が少なくなつてきているということで、年金制度、普通で考えますと破綻するのは、もうこれはやむを得ないというふうなものであります。しかし、これは破綻させてはいけないということ、政策年金としてきちんと持続できるようにしていこう

と、そういう中でさまざまな御議論、御討議があったんではないかと。

最初の政府の方の案では三割カットと、これじゃ余りにもひど過ぎるんじゃないかということ、大変現場サイドで皆さんが御協議をされて、何とか苦渋の選択ではありますけれども、今、最初の中村様、それから上條様の方からは、本当に苦渋の選択だけれども、三割削減が九・八%カットというところでやむを得ず本当にこれで皆さんの了解を得た。しかし、またその中でも承諾をされない方も当然、少数ではありますけれども、いらつしやうたということだと思います。そういう意味で、大変苦渋の選択であるということとはよくわかりますけれども、私としては、この農業年金が将来にわたって持続していくという、その方がやはり得るべきものが大きいんじゃないかと、そのように考えるわけでありまして。

そこで、まず最初に、賛成の立場であられます上條参考人、それから中村参考人にお伺いしたいんですが、この農業年金というものに加入者が、ほとんど若い人も加入しなくなってきたというのは、やはり年金制度そのものに対して期待が薄くなってきたということがあるんじゃないかと思えます。それから、なかなか農業経営が大変であって、こういう保険料を支払うのが大変厳しい状況だと。そういういろいろな条件が重なってきて、現年金制度に対して信頼が薄くなっているという結果的に破綻の方向に行ってしまうというところだと思うんです。

今度の法案で新しい制度ができる、いろいろな条件が変わってきたとして、当然加入しやなくて任意加入になってきた、また賦課方式ではなくて積立方式になってきたとかいろいろ改善はされておりますが、それでもまだ、現場サイドでは加入者を獲得し、また維持していくためには、新しい制度が発足するというところになった場合でも、やはりそういう信頼性を確保するためのいろいろな活動というのが必要になってくると思うんですが、国及び農業者、あるいは農業団体の方が、そういう

制度の信頼を得るためにどのような活動をしていったらいいのか、その点をお伺いしたいと思えます。

○参考人(中村裕君) 今、先生おっしゃるとおりでございます。我々も意見集約で何とか政策年金として安心できるものをつくって継続すべきであるというこの一点の絞りを絞って、いろいろな条件、泣くところは泣いてまいりました。そういうお話し合いをしてまいりました。

そういうことでございますから、まだまだ全員一〇〇%が胸に落ちていくというわけでもないわけでございます。九割を上回る者はそういうふううに理解しておりますけれども、したがって、先ほどの意見のときに最後にお願いで申し上げましたけれども、我々はこれから一人一人に当たらないければいけないと思っております。これは我々の責任だと思えます。つくつてき、またそれを推進してまいり、こういう結果になってこういうことではないでいくということを一ずつ丁寧にやはり御説明を申し上げて信頼を回復し、新しい制度に乗っていただく、こういうことでございまして、これは一人一人に当たるといふところから始めたいというふうに考えております。

したがって、先ほど岸先生からもありましたけれども、大変時間がなくなつてきておりまして、特に北海道等では農作業時期とぶつかると、早くしてもらわないと間に合わないという御意見も強く上がつてきておりますし、多くの加入者を抱えている市町村、県ではそういう実態でございまして、できるだけ早い機会に中身のわかるものにしていただきたい、こういうことでございまして、とにかく一人一人に当たりたい、こういうことでございまして。

○参考人(上條守人君) 制度の信頼性を高めるためにいわゆる農業団体、農業者がどのような活動を展開すべきかというお話ですが、この新制度については、積立方式で保険料助成もあり、魅力あると思うという声があります。これまで五年ごろの財政再計算が行われ、その都度制度が悪くなつ

ており、今度は本当に大丈夫かという、いろいろな意見も耳にしておるわけでございます。

農業者年金基金、行政、また農業団体一体となり、新制度の周知徹底を図りながら、そうした不安感を除きながら取り組んでいくことがぜひ必要であります。我々それぞれ、のうねん倶楽部を初めとして、多数を占める現行加入者に対して、引き続き新制度に移行してもらうことを前提に、強く働きかけながら事業を推進してまいりたいと思えます。

○渡辺孝男君 今お答えいただきましたけれども、政府に対してはこういうふうにしてほしいというこの制度の、どういう制度になるか今から決まってくるわけでありまして、もしこういう新しい制度になった場合に、それを周知徹底、皆さんに知っていただくために、政府としてあるいは国会としてどういふことを望んでおられるか、その点ございしたら、おっしゃっていただければと思うんですが。

○参考人(中村裕君) いずれにしても、これは農業団体も役割として対応してまいりますけれども、政府並びに農業者年金基金におかれましても、そういう意味の積極的な対応をしていただきたいというふうに考えておりますし、それから細かい点で言いますと、いろいろな問題が出てきています中に、制度といたしまして、今の加入者がまた新しい制度にさらに加入していくという時期的な問題もございまして、非常に時間がないものですから、そういう運用についても考えてほしいというふうな意見もございまして、具体的にいつまでまいりましたか、そういうことについてもまたお願いをしなきゃいかぬのかなというふうに考えております。

○参考人(上條守人君) この年金制度改正を契機にしながら、より一層、また認定農業者制度、青色申告者、家族経営協定の普及、定着に努力していきたいと考えております。

○渡辺孝男君 今度の新しい制度では、農業に従事する者ということで今まで以上に少し加入者の

条件が広がっているわけでありまして、その点に關しまして中村参考人、上條参考人にお伺いしたいんですが、そういう意味では酪農に従事されているような方、あるいは施設園芸に従事されているような方、そういう方々にも窓口が広がってくるんじゃないかというふうに思いますけれども、そういう方々が今度の新制度に対してどのように考えておられるか、こういう制度が新しい制度で広がれば私たちも入りたいというふうな御意見なのかどうか、その現場の声をお聞きしたいと思えます。

○参考人(中村裕君) 御指摘のように、今度は強制加入でなくなりまして任意加入であります。農地の権利名義だけではございせんので、非常に幅広く、施設型農業についても窓口が広がりますので、我々もいたしましては、やはり年金でありますからすそ野を広げておくということは大事でございまして、広くPRをして加入していただくようにしたいというふうに考えておりますし、できるだけ、政策支援の対象になりませんと、保険料の問題もございまして、政策対象になるような努力もしながら、間口を広げてまいりたいというふうに考えております。

○参考人(上條守人君) 新制度で新たな加入ができるように、農地等を持たない畜産・施設園芸農家に対して、それぞれの形態のニーズに応じながらPRを行い、加入を働きかける必要があると思えます。特に、現行制度の未加入者に対しては十分な説明を行い、新制度への加入を促進していく必要があると思えます。

○渡辺孝男君 今、新制度になった場合にきちんと制度が維持できるようにと御質問しましたんですが、やはり未納者問題というの大きな問題でありまして、現制度が破綻に向かつてしまったのは保険料の未納者ということも影響を与えているわけでありまして。

この点に關しまして、もし新制度になった場合にどういふ未納者対策、任意加入となったのでその点では大分減ってくる予測されるんですけれ

ども、途中から、やはりこの制度では年金額が低いとか、何かいろんな条件があつて脱退してしまふというような方もあるかもしれないので、そういう未納者というように抑制するために、こういうことが望ましいのか、今までの現制度の経験を生かしながらか聞きしたいと思ふんですが、この新しい制度に御賛成の立場の中村参考人、上條参考人に、そういう未納者対策について、新制度になった場合にどういう対応をしていったらいいのか、その点をお聞きしたいと思います。

○参考人(中村裕君) 現在未納者があることも事実でありまして、ただ、これは中を精査いたしますと、いろんな事情があつてやむを得ないというようなこともあるかと思ひます。

今度新しくなりますのは任意加入でありますから、とにかく制度を理解をいただかなきゃいかぬということだろうと思ひます。こういうふうにして、こういうふうにもらえますよ、こういうメリットがありますよ、こういうことですということをしつかり申し上げて入ってもらいませんと、強制加入とは違ひますので、その辺をよく我々としてもわきまえて加入促進をしてまいりたいというふうに考へております。

〔委員長退席、理事岸宏一君着席〕

入つた以上は未納がないように、これは収納をやつております農協グループとも一緒にやつていく問題だろうというふうに考へております。

○参考人(上條守人君) 特段ございせん。

○渡辺孝男君 参考人の御四方の皆さんにお伺ひしたいんですけれども、農業者は経営が大変である、そういう意味では老後の不安も大きいので、きちんと年金制度をサラリーマン並みにまずは確保したいということは皆さんの、本当の農業者の立場の方の切なる願ひであらう、そのように思つております。

そういう意味で、他産業と同じように、生涯の所得を大体二億五千万程度確保できるように、現役時代の所得とプラス老後の老齢年金としての所得を確保していきたい、それが今回の農業者年金の制度の維持存続が大切だということにもなるわけでありまして、どの程度現役時代の所得として確保し、また老齢期の年金の所得としてどの程度を確保していくのがよろしいか、その点のお考えを御四方の参考人にお聞きしたいと思います。

中村参考人から順によりしくお願いします。

○参考人(中村裕君) 生涯所得は、今先生おっしゃいましたように大体二億五千万ぐらいにサラリーマンはなつていてと理解をしております、私も。

〔理事岸宏一君退席、委員長着席〕

それで、これは確実かどうかわかりませんが、私の理解では、大体給与で二億、それから年金と退職金で三千万、二千万か二千五百万、二千五百万かと、このぐらいの見当ではなからうかというふうには、これは平成四年ごろの統計で私そういうふうには理解をしておりますが、割合は。

多分、そうしますと、今度の新しい年金での試算、これも今ちょっと資料がございせんので定かでないんですが、大体国民年金と新しい農業者年金で約三千万ぐらいになるんじゃないかという試算を見たことがございせん。そういういたしますと、大体普通の水準になるんじゃないかというふうな理解をしております。

○参考人(上條守人君) 具体的には、私は農業者でございまして、その辺のことはちよつとわからないわけがございせん。

○参考人(北準一君) 幾らであればいいのかというのには非常に難しい問題だと思ひますけれども、基本的には私も勤労者と均衡するという判断をしております。

例えば、厚生年金の今平均年金額はどのぐらいかという、これは定かではございせんが、年額で二百二十万程度でないのかという、私もそんな情報程度しか持つておりませんから、やはり農民としてもそれと拮抗するぐらいの年金というものが必要であらうと、こういう受けとめ方です。ちよつと参考にしていただきたいと思います。

基本計画で農業での生涯所得、これを均衡させようと、そのためには規模拡大して云々という、いろんな論議がされております。私もずっと青色申告を続けておりますから、それに基づいた状態で、私自身、所得的にどういふ経過をたどつていたかと。平成七年まで、私は私の町で中規模的な約六・五ヘクタールの経営でありまして、平均的でありましたけれども、五十九、六十、六十一、いわゆる価格もある程度ピークの状態、この状態のときに水稲を中心に六・五ヘクタールの経営で所得というものが四百七十万前後でした。私の経営の中で。

それで、平成七年以降、平成七年、それから平成十一年に、これは周りに者に、私は今の時期に農地を拡大するということは非常に危険だぞというところをいろいろ皆さんと話し、そうだそうだとやつておつたんですが、いざ私の隣がどうしようもなくなつて農業をやめなかつた。そうなたたときに、隣がやめるのにその農地もおらはつくらぬぞということ、やはり同じ農民として私もできなかつたですね。そのときに五ヘクタール。それから、隣のうちももう足腰立たなくなつて四ヘクタール。今、先ほど言つたように計十五なんです。

この状態でどういふ数字になつていくかといひますと、平成七年に五、平成十一年に四とふやしたんですが、平成七年は四百九十七万、約五百万です。八年が六百七十万、九年が四百四十万。十一年、十二年が五百二十万と六百三十万と。このからくりは、ここにこの農地を取得した償還金があるものですから、償還後所得というのが、例えば平成九年の米価の暴落のときには百六十万、十年が三百八十万、平成十二年が五百五十九万、五百六十万。

十年から、私は、何とか息子が百姓やるわというのでおりますけれども、親子三人、そして今メロンも入れて、うちのお母ちゃんなんかももう足腰だめだという状態になつてきています。が、そうやって三人でやつても四百万から五百万、償還後。こんな状態で、例えばそれを二十ヘクタールしたら何ばになるか推測すれば、ここにプラス約二百万ぐらいのものであります。

ですから、先ほど佐々木さんも言われましたように、拡大経営の方が非常に困難をきわめるといひますか、もう破綻しているんだというこの状態をどうやって論議として、論議だけではだめです。この現実問題をどうするか。それと生涯所得ですから、二億五千万が目標だ、八千万が目標だという、それと実際というものは相当開いていてということですね。

こんな状態で、基本計画とか目標だけはどうとん立てて、そして三割増収して二割費用を削減せい、簡単な方向だけを出して、年金も削減やむなしと。これで、それじゃ日本の農業、それは専業だ云々だということでもつんですか。

私は現場にいて仲間が、おまえこんなことでどうするんだと。いや、いんだと。私もそれは言ひますよ。いや、おまえちよつと我慢してやるべし。十年前まではそういう状態でよしと言つた。だけれども、今は違ふんです。おれはだめだつたら、すぐやめるぞというのがもうほとんどの若手ですよ。ですから、そこをやはりもう少し認識をしつかり持つて対策をお願いしたい。

以上です。

○参考人(佐々木健三君) 議員さんからは幾らあればいいんだという話だったんですが、多いにこしたことはないです。

ただ、やつぱり農村の中で我々生きていく上では、年金ももちろん大事なんです、社会保障の問題とかもちろん介護保険や医療の問題も含めて、全体として農村で生活することができるといふ施策がないと、年金部分だけでも議論が片手落ちになるものですから、広い範囲で、農村の中で生きていくような、そういう仕組みの構築が必要だといふふうに思つております。

そういう点では、年金も大事な部分でありますから、生活できる年金といふふうに要求をしていきたいといふふうに思つております。

○渡辺孝男君 どうもありがとうございます。北参考人が御指摘しました配偶者に対する遺族年金というものが非常に大事でございまして、これから私もぜひそういう面でも検討していきたいと思っております。

○笠井亮君 日本共産党の笠井亮です。

きょうは、本当に四人の参考人の皆さん、貴重な御意見ありがとうございます。こもごもお話しただきましたけれども、この農業者年金をめぐっての歴史的な経過の中でさまざまな影響を受けて、そして現在、加入者一人がほぼ三人を支えるという深刻な事態にあるということで、国の政策のもとの苦悩を伺ったような気がいたしました。そしてその中で、制度の信頼性自身が揺らぐような事態が現場であるということ、それぞれお話を聞いたと思いますので、それだけに今度の法律案をめぐっては慎重な検討が必要だろうという気持ちであります。

そこで私が伺いたいのは、今回の改正案ですね、農業の現状と農家の実態にこれが合っているのか、あるいは、今もありましたが、医療、福祉の後退が進む中で多くの方が抱えている将来不安を解消することにつながるのかということが大事なポイントだろうというふうに思います。

この見地から伺いたいと思うんですが、既に議論もありましたが、給付額の九・八％平均カットについてであります。

まず、中村参考人に伺いたいんですが、この間、三割カットという案に対して相当反対もあるという事態の中で意見集約をされてきて今日に来ていられるということとお話ありましたけれども、私、先ほどのやりとりを伺っております、こまめで長い間せっかく意見集約されてきたのであれば、これから百万人近くの方に当たるといってお話でしたけれども、法律で決めるから説得というふうになりますと、これは仕方がないからのごんではということになってしまふのではないかと。そうではなくて、せっかくここまで努力されたんで

あれば、みんなが納得できるまできちっと議論を尽くすということがあって決めるという方がいいのではないかと気がするんです。

先ほど、農村現場でも受け入れられるものと信じているというふうにおっしゃっております。既に九・八％ということは案としては現場にも伝わっているというふうに思ふんですけれども、この問題について、これでいいのかということについて改めて意見を伺われていらつしやるのか。

それから、問い合わせがあると思ふんですけれども、そういう問い合わせに対して説明されて、理解、納得をしていただいているのか。全体として、農家の皆さんの総意というふうな受けとめていらつしやるのか。その辺の認識について、いかがでしょうか。

○参考人(中村裕君) 私ども、先ほど申し上げましたように、昨年の一月から四月にかけて徹底的にこれをやってみました。農業委員会でも六万人の農業委員さんも動員し、一〇〇％に近い農業委員会での意見の集約をやったわけでございます。また、農協、JAグループもわかり、それからうねん倶楽部でも同じように、同時に意見の集約をしてきたという経過がございまして、既に、このカットも含めまして昨年の八月、それぞれが組織決定をいたしております。

したがって、昨年の八月に至る中で、意見集約したものをその都度その都度組織等に諮りながら積み上げてきたという経過がございまして、そういう意味では既に農村現場では理解をされているというふうに思っております。

したがって、先ほど申しましたが、既に意見の集約もございましたので、今どういふうな法案として国会にかけられているかということについてのパンフレットも既につくり、そこでも、これは一つは確かめるということもありまして、これが、農家の手に届いておまして、それから我々が推測する点で見れば、現場に受け入れられる政府案になっているのではないかと。そううに考えております。

○笠井亮君 上條参考人に伺いたいんですが、先ほど農家の苦しい現状も紹介されました、国がやっているから大丈夫ということで説得してきた立場から大変な反発も受けていると。そして、今回の制度については大丈夫なのかという言葉を耳にされているとおっしゃいましたが、先ほど北参考人、佐々木参考人から、カットされるのは納得できないという実際の現場だというお話もあったんですが、その納得できないという形で強い御意見というのは、長野県などで実際に携わっていらつしやる上がついていないんでしょうか。

○参考人(上條守人君) ただいま削減について納得できないということ、随分意見集約のときには厳しい意見は出されたわけですが、年金の財政上の中で、いろいろ苦渋の選択をしながら、この問題について、我々役員の立場から、加入促進した立場からも、加入者、受給者の方から相当な非難も受けたわけでございます。

しかし、農村現場では受給者も加入者も制度の再構築を望んでおり、これからだんだん若者も少なくなり、地元においてそれぞれ地域を守っている後継者の人たちに政策年金を残しながら何とか再構築したいというふうなことでございます。

長野県では大体百十九の市町村に受給者・加入者協議会があるわけでございまして、そのうち八五％に当たる百十の市町村が今後とも政策年金は必要であるというふうな最終的意見集約をし、それぞれそのような方向でお互いにこの負担によりながら、制度を信頼回復しながら、苦渋の選択で、受給者の負担を最小限度にすべきだというふうなことで、やむなくそういうふうな方向で意見集約をしたわけでございます。

○笠井亮君 北参考人、佐々木参考人に共通したことで伺いたいんですが、両参考人が御指摘になったように、政府の言う、削減幅については大したことはないという議論はとんでもないと思ふんです。本当に実際農村で生活されている方々の痛みがわかっていられるのかというのが率直な気持ちなんです、今意見集約の話がありました

が、この意見集約についてどのような御感想をお持ちか。

それから、納得できないという方が実際にいらつしやるというのがお二人から出たと思うんですが、そういう方々がいるまま、このまま政府案が通った場合、現場ではどういう事態が起こるということが危惧されるのか。そして、憲法の財産権を含めて強い反対意見が国会内外にある、現場でもあるのに、改正を急ぐということになりましたら、国がやっていることだからというふうに進めてきて、その結果いろいろ信頼を損なうという事態が共通して言われたわけですが、一層政治への信頼性といえますか、損なうことにならないだろうか。

この辺についてどのような御意見をお持ちでしょうか、伺いたいと思います。北参考人からお願いいたします。

○参考人(北準一君) 私も現場の一人として、そういう集約の立場には、この年金改正案ではありませぬけれども、やはり立場立場で、例えば農業委員の皆さん、委員会、うちの町でもそうです。農業委員さんはいろいろ何回も会合を持って議論をされた。その経過では、これはもうこんなものどうもならぬ、しかし、いろいろ状況を考えると、この決定はおれらではできないぞと、どこかゆだねにやいかぬなというのが意見の集約だと、こんなように私は聞いています。

だから、皆さんが納得してそう言ったのかどうかというところは定かではありませぬが、やむを得ないという考えも中にはあるでしょう。しかし、私が申し上げているのは、それでいいのですかと、仕方ないからこうしかならないという議論で終わったら、農業というものの将来は大変な問題を抱えていますよというものが率直な現場の認識だと、このように思っております。

この後、それじゃ現場はどんなような対応になるのかというところは、農民としてこれにかわる年金というのは今のところない、それは国民年金のみでありますから。あとは何らかの別の年金と。

だから、そういう選択をする人も出てくるんじゃないか、このように思っています。既に私どもに脱退金の扱いはどうなるんだ、こんな問い合わせも実は来ております。

それから、今後の信頼云々ということは、これは年金で象徴されるように、やはりもつとオープンにし、農業、農民の生活所得というのがこれいいのか、こういう観点での論議が必要だ、このように思っています。

○参考人(佐々木健三君) 私、先ほどの発言で、現場で実際活動をやっていることをお話ししましたが、確かに中央では三者の合意で九・八%やむなしというふうになっているわけなんですが、現場に行きますと、このことに対する不満というのは非常に強いんです。特に窓口にいる人は本当にこれをどう説明していいかわからないというのが現状なんです。そういう意味では、これを説得するといふような話もありましたけれども、しかし、非常に大きな問題が残るだろうというふうに思っております。

それともう一つは、意見集約の過程を見ますと、私、言葉はちよつと悪いんですが、やや誘導的な設問が多いんですね。そうせざるを得ないような設問があつて、それを書くのには欄外に書くしかないというふうな設問だったんです。ですから、それをずつと全国的に集約しますと、ある一定の方向に出るような設問がありはしないかというふうに私は疑問を持っております。

もう一つは、農村の現場へ行きますと、やっぱり農業経営が大変ですから、先ほどもおっしゃいましたように、掛金が大変だとかいろいろな問題もありますが、一方で、どうせ農業者年金は不安材料が多いので、もつと単純明快に、例えば民間の積立型の年金をやつたらどうか、そういう話も随分出てくるんです。

ですから、私は本当に今のこういう状況が農業者年金にとって危機的な状況だというふうに言わざるを得ないわけなんです。そういうことを含めて考えますと、やはり政治に対する信頼感を揺る

がす大変な内容を含んでいるというふうに心配をしております。

以上です。

○笠井亮君 既に受給している人の年金額は削減しないというのが公的年金の大原則でありますし、これを破る給付カットというのは公的年金制度では初めてのことで、政府が言う痛みを伴う構造改革がまさにこの分野でも行われようとしているということだと思ふんです。

先ほど公的年金制度全体への信頼性ということについての言及もありました。伺いましたけれども、そこで、時間の関係で佐々木参考人にあるべき打開の方向、先ほど北参考人からは最後に提言という形で言われたんですが、先ほど佐々木参考人は、年金を削るのではなくて、むしろ拡充して安心した老後を送れるようにすること、そして後継者が希望を持って農業を続けることができるようにすべきだというふうに主張されました。

そこで、今回の改正案の方向でなければ、果たしてどういふ方向が必要かということなんですけれども、農業者年金がこういう状態に立ち至ったことに農家は責任ないわけですから、農家にこれ以上負担がないように国が責任を持って将来展望を示すということが今必要だと思ふんですが、その二つの点で、一つは財源といひますか、どういふ形で展望を見出していく必要があるのか。それから二つ目には、根本的な展望として、先ほどもお触れになりましたが、国の大もとにかかわる農業の基本的今後の方向性ですね。

小泉内閣の聖域なき構造改革というのを私もいろいろ伺っていますと、あらゆる分野で聖域なく採算性という問題とか、あるいは効率性が優先されるということになるわけですが、こうしたやり方が本来農業分野になじむのか。そうではなくて、本当に今、じゃ将来にも展望を持てるようにするために農家の立場、国民の立場から見てどういふ形での農業の改革が必要かということについて、財源と今後の展望についてどのようなお考えをお持ちか伺いたいと思ふんですが、いかがで

しょうか。

○参考人(佐々木健三君) 実は、今度の九・八%の削減というのは、これは随分苦渋の選択だといふふうにこちらからお話がありました。私は、九・八%の金額がどれぐらいかちよつと考えてみたんですが、私の計算が間違ひでなければ百数十億かというふうに思っております。そうしますと、だったらこのお金を政府が出して農家の方々に喜んでもらった方が、どれほどか農業者年金に対する信頼や農業に対する信頼が出てくるのではないかとこのようにさえ思っております。

この財源の問題について言いますと、私はどうしてもむだな公共事業に触れざるを得ません。全国的な展開は別にしましても、私は福島でございしますから、ざつと見ましたら福島関係の人が、和田先生もいるし、太田委員長もいるし、谷本さんも福島出身だといひますから、福島出身がいっぱいいるので福島の実情を挙げてちよつと説明したいと思ふんですが、私の身の回りにいひむだな公共事業があります。

私の福島市には農道空港、これは大変なお荷物です。東京にたかだか三百キロの果物を運ぶのに、途中、川越のヘリポートにおいて、そこから東京の市場にやおらトラックで運ぶ。福島の果物を軽トラックで五百キロ積んで前の日の夜、福島を立ちますと、次の日の二時にちゃんと東京の市場に着くんです。これを麗々しくやっています。これなんかはむだ遣いの典型ですね。それから、福島県でいいますと、例えば小名浜沖に巨大な人工の島をつくるとか、飛行場の二千メートル滑走路をつくって間もなく二千五百メートルにするとか、さまざま問題がいっぱいあるんです。

ですから、そういう問題を目の前にして、政府の予算がないとか、あるいは公共事業にお金を使っているとかという話になりますと、私たちは、何だ、そつちに随分使っているじゃないかといふふうに言わざるを得ないんです。ですから、基本的にはそういうむだ遣いをやめれば農業者年金に回すお金は十分あるはずだといふふうに思つて

おります。

むだ遣いのきわめつけは福島駅前につくつている地下の駐車場、これは大変な代物ですね。でき上がった途端に県民からさまざまな批判を受けております。これは私たちも大いに問題にしているわけなんです。そのようにして本当にむだなお金がよく使われていないかという見直しをやらなく、農業の受給者が多くて加入者が少ないという、このところだけ取り上げますと、私はこの議論の展開が逆さまになるのではないかとこのように考えているわけです。

それからもう一つは、農業の振興や農業の発展がなくていきますと、加入者が少なくて受給者が多くなるというこの数字のバランスは近いうちに必ず崩れるというふうに思います。したがって、農業者年金をしっかりと位置づける、農業をしつかりと発展させるということなしにはこの農業者年金の維持は難しいというふうに考えております。

先ごろ、暫定的ではありますけれども、セーフガードが発動されました。私たちは、今もつと発動の枠を広げる、そして本セーフガードを発動するというふうに求めていきたいというふうに思ふんですが、やつぱり最終的には農家の経営がしっかりとしたものにならないとこの農業者年金の基本はつくれないというふうに思っております。

そういう意味では、今の輸入自由化、市場原理に任せるといふ農業政策そのものに大きなメスを入れないと基本的な解決はできないというふうにも思っております。

以上です。

○笠井亮君 ありがとうございます。終わります。

○谷本龍君 初めに、中村参考人に伺います。

加入者の確保についてであります。

これまでいろいろ話が出ておりましたけれども、私が申し上げたいのは、当然加入の時代にも入らない人がいた。ところが、今度は任意加入に

なります。しかも、給付額はマイナス一〇％であります。以前は価格が上昇する時代であった。価格低迷の時代であります。そういう状況の中で、政府自身の見方は、加入者確保については、現在の加入者はほとんど横滑りで行ってくださるのではないかと判断しきことを言っておられます。これは少々無理なのじゃないのかというぐあいに私は思うのです。

そこで伺いたいのは、農業会議所や農業委員会はこれから先どういう働きかけをされるのか、そして加入者の確保の見込みについてどんなふう判断されておられるのか、その点伺います。

○参考人(中村裕君) 先生おっしゃいますように、当然加入ですら未加入者がいるという実態はございます。精査しますと、いろんな形態があるかと思ひます、事情もあって、確かにそうだな、入らなくてもやむを得ないというようなこともあろうかと思ひますが、いずれにしても、今度は任意加入でありますから、制度をきちつとやはり正確に伝えなきゃいかぬということがまずあると思ひます。それで選択をしていただくということがあると思ひます。

ただ、今の制度では、これは後代負担でありますから、いろいろ意見が出ますように、後継者が減ってきます。これは農業者年金だけではなくて全体の年金がそうであります。保険料で支えるのは非常に無理になってきたというのが農業者年金で典型にあらわれてきたんだと思ひます。したがって、今度は自分の積立金で自分もあらうという制度に切りかえるということでありまして、そこに今、政策を入れるということで政策年金としていただく、こういうことでありますので、今度は自分の掛けた保険料をいかに管理していただくということが透明性の中でこれから確保されるということであれば、後代負担とは違つてやはり安心できるということにならうかと思ひますので、我々はそこが一つのセールスポイントではないかと。ほかにも年金はございましてけれども、いわゆる政策が入っている、保険料に政策補

助分がつくというのはこの年金だけありますから、そこを大事にしながらPRをしていかにやいかぬかと。

ただ、目安でありますけれども、確かに役所の方から目安はこのぐらいではなからうかと、今のぐらい移つてこのぐらいではなからうかという目安はあります。非常に難しい問題ではあります。我々もつくつていただく以上はやっぱりすそ野を広げていかなきゃいかぬと思ひますので、それこそ一人一人と話し合いをしながら入つていただく、加入促進をしてまいりたいというふうな考えております。

一定の目標は持たざるを得ないだろうと思ひますが、どの辺に置くか、これから精査をしてまいりたいということとで今いろんな調査もしております。政策支援対象がどのぐらいになるのかということもいつて調査もしている段階でございますので、いずれまたそういう目標を持つてやりたいというふうな思つております。

○谷本鶴君 もう一つ伺いたいのでありますが、これは中村参考人と上條参考人、同じ問題でお答えをいただきたいのです。それは、女性加入の問題であります。

平成七年の農業者年金基金法の改正のときの大きな目玉となつたのは、女性の加入に道を開いたということとあります。ところが、加入の道を開いたが、平成十一年で見ますと、三千五百人余りにしかなかった。占める比重は五・三％でありました。これが年金財政の悪化に拍車をかけるという皮肉な結果を招いてしまいました。制度改正でさらに加入者が減つていきはしないかと思ひますが、この点どんなふうな見通しを持っておられますか。

○参考人(中村裕君) 配偶者加入ができるということで、これは非常に評価もされましたし、喜ばれたわけですが、結果的には今先生がおっしゃるようなことになっております。

一つは、これ先ほど申し上げましたけれども、保険料がかなり高くなつて、二人入りますと六万

円を超すという保険料になってまいりますので、そういう保険料負担。一方、農家経済は下がりてございまして、負担に耐えられないということとがあるわけでありまして、今度は新しい制度になりまして、政策支援の幅を広げていただいて、保険料負担を軽減しながら幅広く入つていただくというふうなことができないかということと我々は加入促進をしてまいりたいというふうな考えておるところでございます。

○参考人(上條守人君) 農業者年金全体は、農業者が安心して農業に取り組み、また安定した収入が得られ、また後継者を確保していかなければ、この年金制度というものは永続できないような方向であるわけでございます。

現状の農業者年金の加入という中でも、それぞれ国民年金への上乗せということとありますので、今、国民年金が一萬三千何百、農業者年金が二萬四千四百何十、一人大体一年に四十一萬、二人家族、女性まで入れると八十二萬円というふうなことで、今の農家経済の中では大変な負担で、加入促進はしておりますけれども、そういう方向の中で、なかなか女性の加入というの難しい面もあるわけでございますが、それぞれ年金制度また老後というのを意識しながら、皆さん方から理解していただきながら加入促進を進めておるわけでございます。

今後、そういうような方向で、政策支援というふうな形で、また配偶者加入ということで特例も設けて、これから制度の再構築というふうなことで、相当我々、家族経営協定を含めて政策的な側面から加入促進を進めていきたい、こう思つておるところでございます。

○谷本鶴君 北参考人に伺います。先ほど北さんのお話の中で、定住年金制導入の話がございまして。私は、年金制度というのは、ある意味じゃ農政よりもっと大きな影響力を農業、農民に持つていっているように思ひます。

私自身がかつて嫁取り運動に取り組んだ時代、若い人たちが話をしてみると、最後に出てくるの

は年金問題なんです。役場に勤めていた人だって退職金何はもらいました、だれだれさんは今、年金これこれもらつていますよと、この話が出てくるんです。最近、似たような経験をしていますのは、大都市の生活者で農業をやりたいという皆さんとの話の中で出てくるのはやっぱり年金問題なんです。厚生年金と国民年金との違いが出てくるんですよ。

つまり、年金問題を解決しないと日本の農業問題は解決できぬのかなという実感は私には長いことあります。嫁が来なきゃ子供がでないんです。それに、最近では都市からどんどん来てもらいましようということをやつてはいるが、決まつて出てくるのが住宅問題、それから年金問題です。だから、このところをどう解決するかということが大事になつてきたように思ひます。

そういう意味で、先ほど北さんが言われた定住年金制ですね、これは非常に大きな意味を持つと思ひます。問題は、これは私自身の判断ですが、市町村を主体にしてやるんじゃないかと、国そのものがこれをやらなきゃしようがないんじゃないのかというふうな思ひます。

省庁再編成で国土庁がなくなりましたが、国土庁の最後の遺言は何であつたか。二十一世紀というのは都市の時代ではない、都市の空間から農山村の空間の時代になっていかなきゃならぬということとを国土庁が言つておりましたが、まさしく今そういう時代なんです。そのためには、あなたが言われた年金というのは自治体を主体としたものじゃなくて、もつと国、政府レベルのものとして考えていくべきじゃないかと思ひますが、その点どんな御意見をお持ちでしょうか。

○参考人(北準一君) 今、私どもの後継者といひますか、私らの年代、戦中戦後、私は二十年ですからもうちょうど真ん中ですが、我々の年代というのは、長男であるがゆえ、あるいは息子であるがゆえに農業、家業を継ぐのが当然と、将来がどうであらうと、これはそのまま来たということですから、今は、私らの子供あるいは参入しようとする

る人は、すべて、年金の中金、将来どうなるんだという、そういう人生設計を描きながら選択するわけですね。とてもこういうひもじい年金で、それじゃ農業をやるか。

ですから、離職者が農業参入という論議で、今そのことも女性も含めて基本法の中で論議されました。だけれども、これじゃ農業政策は解決できません。それは、ある程度年金が確立して、余暇を使つてといいますが、離職後に農業というのは理想的なイメージとしてはある。それは年金があるからです。やはり農民における年金もそういう形が必要と。

ですから、定住年金制度はもう一段、日本の農業あるいは今の観点での地域というものは、これは国がやるのが一番いいんですが、私は地方がそういうことにも足を踏み込んで、地方の動きとしてこうやって自分たちの町を維持、繁栄させるんだという一つの動きが全部国、国というんじゃないくて、そういう進めが必要でないかと。財源は、もちろんこれは国は責任持ちませんよということじゃなくて、やっぱりそういう手当てとして、地方がそういう振興策あるいは定住策を出していく。こういう一つの分権といいますが、そういう考えに基づいております。

最終的にこれはどういう決定をされるかということとは先生方や政治の判断でないかと思っております。

○谷本観君 先ほど北参考人は、年金の実態問題についての国民的論議を行うべきではないかという御発言をなさいました。そこで、北参考人と佐々木参考人の考え方を伺いたいと思います。

今、農業者年金というのをどう受け取るべきなのかということでありませうけれども、その一つは、老後保障とリタイア、これはもう制度それ自体の目的なんですから、これが一つありますね。それと、最近はどう一つ新たな問題が出てきているのではないかと思うのです。

先ほどちょっと触れましたけれども、農産物価格上昇の時代から低迷、下落の時代に入つてま

いりました。そういう中で、地方回りしてみますというところ、おれのところの村の米作収入と年金収入はバランスが崩れましたよという話が割と多いんです。米作地帯で米作収入と農業年金のバランスが大体今まで維持できていた、それが崩れ始めてきたという話が出てくるようになります。つまり、そういうふうな話が出てくるということは、どういふことなのかというと、米価が下がっていく、そういう状況の中で地域を辛うじて支えているのは何なのかという年金です。一番大きいのは、それからもう一つは公共事業です。ところが、今年年金と公共事業が引つ張られる時代に入りつつあるんです。こうなつたら、農村経済はもたせませんよ。

そういう点等々を考へてみますと、年金がまさしく地域経済と地域社会を支える大きな柱になってきています。言いかえるならば、年金あつて家族農業があり、そしてそれがあつて国土と環境と景観等々農業の多面的役割が果たせるような条件が確保されてきたというふうには見ることができると思ふんです。

ですから、所得政策と年金政策というのを並列的にとらえた角度で国民的論議というのを起こしていかなければいけません。今の、一番大事になつていっているのは、私はその点だろうと思うのですが、お二方、いかがお考えでしょうか。○参考人(北澤一君) 先生の御指摘のとおりだと、私もそのように思っております。

昨年から中山間支払い制度ができて、北海道もおよそ十二年で三分の二ぐらいの市町村が取り組みましたけれども、三分の一は取り組んでいない。農業農村地域をどんなふうに維持発展させるかということで、先生もいろいろ議論されてきたと、私、基本法の中でそのように思っておりますけれども。

所得、所得といいますが、農業を維持させる、これはそこで生計が成り立たないかぬわけでありまますから、おっしゃられたように、もう価格政策ではなくなつた。所得政策をどう組むかと。まさ

に今WTOの交渉といいますが、次期協議をどうするかという問題ですけれども、そことの整合もある。そこは所得の仕組みというものをとつと明確にして、農業の部分ではこの程度であると。あとは、協定上認められ、国民がきちつと理解できる方法は何かという、この論議をもつとつと詰めれば、今先生がおっしゃられるように年金というものは非常に大きなウェイトを持つていて、このように思つております。それを、国、地方と。これ保険制度もそうですよね、共済制度もこれと同類にはなりませんが、そういうシステムをつくつて地域の農業を維持していく、維持していくことですね。農業で甘えんとか、そういう問題ではございません。

○参考人(佐々木健三君) 今、農協の総会の資料なんかを見ますと、農業者年金だけではございませうが、ほかの農産物の売り上げよりも年金取扱高が一番多いというのが、もう例外なく農協の決算書に出てくる状況であります。したがって、今、農村の中で年金がどれほど経済を潤し、地域社会に役立っているかというのは、もう言うまでもないというふうには思つています。

そして、年金にお金をつぎ込むことがやもしますとむだなんではないかというふうな議論もあります。それは大きな間違いだといふふうには思つております。大体、年金をもらっているお年寄りには、このお金を大変大事に使つて、孫の入学祝いや、あるいは病院に行くときのいろいろな費用にすると、これは全部地域経済に反映しているわけでありまますから、私は何か年金にお金を出すことが大変後ろ暗いような話はやめてほしいといふふうには思つております。

ですから、今この農業者年金の存在というのは、単に農業者だけの問題ではないといふことは先ほど来話しているのとおり、地域にとつても大変大事な内容だといふふうには思つております。

以上です。
○谷本観君 終わります。時間があと一分半しかありませんから。

○岩本莊太君 無所属の会の岩本莊太でございます。きょうは、参考人の皆さん、大変御苦労さまでございます。私、最後でございますので、ひとつよろしくお願ひをいたしたいと思います。

今までいろいろお話を聞いておまして、大変勉強になりました。実はきょう恐らく採決になるんでしようけれども、私の気持ちはまだ揺らいでおりまして、きょうお聞きしたこと、あるいはこの先の議論を踏まえて私なりに判断をしていきたいなと、こう思つておるんであります。

この問題につきましては、私もかつて農林業の担当をしておりましたんで、今でもこういう問題になりますといふと、県サイドからとかいろいろ陳情ばかり受けまして、それが中央会の指令ではないかなといふことは申し上げませんが、どうしてもそういう中で、先ほど谷本さんが言われましたように、もうしょうがないんじゃないかなといふようなことで象徴されているような、何か本当のところはなかなか見えづらいというのが現状でございます。そういう意味で、私は非常に揺らいでおるのが現実でございます。

それともう一つ、先ほどちょっと出しましたけれども、私、この問題の基本的なところは、いわゆる少子高齢化社会を迎えるこれからの社会で、当然改革をすれば痛みは生じるわけですから、その痛みをどうやって平等にみんなが分かち合うかと、その辺、国民の皆さんが納得するようにいかにか持つていかれるかということがその基本だと思ひまして、そういう枠組みの中であれば、その中で議論をする。

したがって、今の議論というのは、どうしても何かその枠組みについて、これは実は私、去年、おとしですか、公的年金の改正案が出たときに、代表質問で、この問題は、こういうもう枠組みの問題は総理だから、総理がどう思っているかというところで質問をしたことがあります。それで、そのときの論議は、要するに財政改革をすると言つていながら凍結したと。そのときに財政改革の一

つとしてこれが入つていた。入つたにもかかわらず凍結したんだから、それは当然これもほかのものと一緒に議論すべきではないか。にもかかわらず、年金の問題だけ取り上げて議論をするというのは弱い言い方ではないかというところ、で申し上げたんですが、当然ながら、時の総理大臣からは明確な答弁はなかったわけでございます。

しかし、現実には動いているわけですから、一つの枠組みの中でどうしたらいいのかという御議論。これは公的年金、国民年金の方につきましても、厚生省はその枠組みの中で一生懸命頑張られたと思いますし、今回もその枠組みの中でということでは私は評価しないわけでもない。ただ、基本的には、今申しましたように、大きなところでしっかりとつかまえて、そのときに改正すべきであればすぐに、即座に改正するというような、そういうやり方ではないといけないんじゃないかと。こういうことを午後でも、私、質問、少なくとも閣僚である大臣にはそういう覚悟を持つてもらいたいということで御提案申し上げようと思つてはいるんですけども、そういう認識でおります。

したがって、そういう大枠は別として、いろいろのお話伺いしまして、いろいろ私も勉強させていただきまして、レクチャーなんかでおいでになるときによく申し上げるんですが、どうもこれが本当に年金と呼べるのかなという感じがしてならないわけですね、年金であれば、先ほどもどなたか申しておられたと思いますが、老後の安定した生活を保障する、そのために働いているときに将来はこうなるんだというところで選択して、自分のいい年金を選んで、それに入つて努力をするという代物だろうと思うんですが、これは一つには政策支援というのが入っているわけですね。

この政策支援というのが、これは担い手を育成するためにいろんな手段があつて、これは是非というの、マイナスではないでしょうけれども、ある程度のプラスはあるんでしょうけれども、そ

ういう意味では全く否定するわけではないんですけれども、政策支援となりますと、時代とともに変わるんじゃないか。同じようにずっと今のこのやり方で、例えば担い手にしても今は少ないから多くしようと、じゃ多くなつたらどうなるのか、政策支援は要らないんじゃないのかというようなことで、非常に動くんじゃないかなという、そういう動く要素のあるものをこういう年金というものに入れるということが、本当に安定した将来の老後の生活を期待できるというものに合致するのとかどうか、その辺の非常に疑問がございます。また、こういう政策支援に対してどのようなところをえ方をされているのか。四人の方からぜひ、中村参考人からお話を伺いたいと思つております。

○参考人(中村裕君) 先生のおっしゃいますのは、あるいはこの年金の目的がどうなのかということなのかわかりません。

今度の年金は、担い手の問題に集中をしておりますが、この担い手の問題は、過去もそうですが、将来も動かない問題ではなからうかというふうに理解しております。といひますのは、法人問題もありまふけれども、先進国を見ましても大体農業は家族経営が中心であります。したがって、これが続くと思ひますし、これがやっぱり背骨になつてくるんだらうというふうに考へております。

そういういたしますと、生涯所得の問題もありまふが、選択肢として農業を選択するときに、やはり年金、しかもこれは事業主負担がありませんので、そういう意味では今度の政策支援は、サラリーマンと比べてみれば事業主負担の分というふうに加えておられますし、そういうふうに加ふる人も受けとめるだらうと思ひます。したがって、そこでは、経済状況も踏まえて、事業主負担というふうな考え方であらうべきであらうというふうに思つております。したがって、そういう評価ができます。

また、そういうふうにしなさいかぬ、考えなさいかぬと思つておられますので、政策がその都度変わらうという、担い手では、これだけが担い手

対策ではありませんけれども、年金はやはり担い手対策が根底に流れているんだらうと、過去も将来もそういうふうには私は理解してあります。

○参考人(上條守人君) それぞれ、将来、不透明な中で、確実にまた自分の積み立てたものが自分の将来の年金になるということで、よい制度だと考へておるわけでございます。

また、この新制度では、一生懸命農業を営んでいるときに保険料による助成があり、また助成額を年金化するときに経営継承が必要となります。言ひかえると、本当に農業をやめるときに経営継承ができるということなんです。我々農業者は定年退職の年齢がありませんので、元氣なうちは現役であるという気持ち強く、自分の都合によつて引退が決められ、引退後には政策支援分の年金がもらえるというところで、新制度についても農業者の現状に合った画期的な手法だと考へておるところでございます。

○参考人(北澤一君) この政策支援についてなんですが、北海道の状況を申し上げますと、今四万五千の年金受給、あるいは受給権者ですね、そういう中で、移譲型を受けられる権利を有している人が三万五千ということですが、実際移譲年金としてどれだけの人が受けているかというところは私も数字はつかんでおりません。

実質、この政策支援としての年金といふゆる人格、人権、老後保障としての年金といふものがここで混同していいのかというのが現場に今起きています。それは実態的に、例えば今改正案で就農者あるいは若い人への政策支援、これが経営継承、移譲した場合に有効になる。そうできない場合はそれは効果を持ちませんと、いわゆる年金として成らないという、不確定型といひますか、海のものとも山のものともわからぬということですから非常にこれは不安定、先生ありましたように、本当にこれは政策がいつどうなるかということなんです。ですから、ここは非常に危惧している。あるいは、これだけ北海道でも耕作放棄地が三万

ヘクトール出ている。こんな状況ですから、非常にそこら辺の実態がどうなるか危惧いたしております。

それから、政策とした場合には、私どもはもう政策支援であらうと移譲年金であらうと生涯の年金として受けとめていますから、ですからそこにギャップがあるわけですね、現場と。ですから、私も年金として受けとめて、これだけもらえるという確認と、何といひますか、契約といひますか、そういう約束の中で受けとめていまして、当然これはそういう権利、財産権とかそういう法的な部分にも抵触するんじゃないかと、こうとらえているところです。

○参考人(佐々木健三君) 政策支援という点では、私はやっぱり大いに必要だといふふうに思つております。

今度の提案の中での問題は、認定農業者や青色申告という選別をするという点に非常に問題がありますし、農業をやりたい者は全部対象なんだといふふうにするのが原則だといふふうに思ひます。

それともう一つは、問題は、農業者年金が、いろんな改善をしながら、結果的にこのことによつて農村が元氣になつて、後継者が育つて、そして新農基法でも言つていますように自給率が上がるという、そういう実効がなければ意味がないわけでありまふ。そういう点では、私、世界の農業支援や年金、あるいは後継者育成、そういうものも含めてもう一回根本的に検討し直す必要があるといふふうに思つております。

諸外国では非常に手厚い後継者支援もやつておりますし、そして農業問題についても非常にしっかりとした方針を持つてやっています。その点で、先ほど来私申し上げておりますように、非常に我が国の場合は手薄い、不十分だといふふうに思つておりますから、支援についてはむしろ大いに工夫しながらやつていくことが大事だといふふうに思ひます。

○岩本莊太君 私支援が必要ないという意味で

はございませんで、流動的な要素のあるもので本
当に年金として皆さんにいかれるのかとい
うような疑問を持ったわけでございます。

先ほど中村参考人、大変結構な御答弁で、事業
主負担である。これがもしレクチャーのときに、
そんな話でもあれば、また僕はもう一つ突っ込ん
でやりたかったんですけれども。

要するに、ただ、事業主負担ですと、これに該
当しなかった人というのは、会社で言えばアルバ
イトだという理解になっちゃうわけですね。そう
すると、結局この年金制度というのは、本当に条
件の合った、政策支援できる人だけのものかなと
いうような感じがちよとしてくるんですが、こ
れは午後のいろんな質疑の時間がありますので、
いろいろその場でお聞きしたいと思うんですけ
れども。

ただ、当然、支援を受けない非対象者もおると
思うんですが、それともう一つ、そういう人を対
象とした国民年金基金ですか、みどり年金とい
うのがありますね。あれとの競合といいますか、あ
れとの比較がこれから出てくると思うんですね。
そういう場合、向こうは厚生省ですか、担当が。
こちらは農林省というように、縦割りの弊
害がなければいいなと思うんですけれども、そう
いうみどり年金との関係はどんなふうにとらえて
おられるか。

これは、中村参考人、実際担当だと思えますし、
あと、加入される側として北参考人、もし代表と
してお答え願えればと思うんですが。

○参考人(中村裕君) 今、みどり年金との関係は
どうかということですが、まず違う点は、
政策年金、農業者年金は政策年金として政策支援
がある、向こうにはないということですね。

それと、向こうは確定給付型でございますから、
そういう意味で、我々が今までたどってきたよう
なことで、我々は確定拠出に変えていくというこ
となのですから、その辺で将来的にどうなのか
など、必ずしも安定しているかどうか。これは
後代負担でありますから、やはり利率が下され

ば保険料に負担をということになるかと思いま
すので、そこをつつかえて、こういうふうな我々
は制度を変えてもらいたいというふうなことを
やっていますので、その二点ですね、政策支援の
問題とそれから確定給付、拠出の違い。問題は、
将来どう見るかという問題ではなからうかと思っ
ておりまして、我々はむしろ新しい農業者年金制
度の方が有利ではないかというふうに考えており
ます。

○岩本庄太君 今はいくらも側だと思わんです
けれども、加入される側から見ると、みどり年金と
の関係、もし何かおわかりになりましたら。

○参考人(北澤一君) 私どもの近隣ではみどり年
金に加入しているというのは余り事例、事例とい
いますか、積極的ではありません。ありませんが、
この機会といえますか、それでどうなんだという
判断はいろいろされてくるんだらうと思っております。

いずれにしても、農業者年金のみどり年金も含
めて、いわゆる老後保障、社会保障の仕組みとし
てきちっと制度的に位置づけているわけでありま
すから、どちらが有利でどちらが不利だとかとい
う、そこはその後、委員会も努力されているよう
に進んでいく中で、いろんな当事者としての判断
のところのみどり年金というものも出てくるのか
など、こんなようにとらえています。

○岩本庄太君 中村参考人が言われた政策支援で
すか、それと確定型だということをお話を伺った
んですけれども、どうもいろいろ説明を伺いし
てもはつきりしないんですね、どっちが有利なの
か。要するに、今回の改正では三%の利回りであ
る、みどり年金は四%で確定しているというよ
うなお話なんです、それは四%も変わるんで
しょうけれども。要するに、比較のしようで、仮
定のしように幾らでも変わって来ると。そうした
場合に、現実にはどちらも対象者になっている、例
えば農家の御婦人を初めとして、そういう人たち
は、今後こういうものができてどちらに入って
いいかの判断というのが非常につきづらい。

年金というのは、大体私の認識では、おまえ今
幾ら払ったら将来、何歳からこう来るんだとい
う明確なあれがあって選択しますよね。そういう
面では非常に何か不安を感じるものですから、その
辺の対応、今お話しただければ結構ですけれど
も、その辺の対応をよろしく願いたいと思いま
す。

○参考人(中村裕君) 先ほど一点落としていまし
たのは、農業者年金はさらにこれ事務負担もあ
るものですから、みどり年金は全部自給という
ことがありまして、その辺の有利さはあろうと思
いますし、それから政策支援につきましては、我々
も今どのくらいが対象になるか調査をしております
し、できるだけ、青色申告も税制から見まして
もこれから必須になってまいりますので、認定農
業者になるような、この政策支援に全員がなれる
ような算段を農業団体としてもやっていかにや
いぬというふうな考えております。

○岩本庄太君 どうもありがとうございます。
終わります。

○委員長(太田豊秋君) 以上で参考人に対する質
疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言御礼を申し上げます。
本日は、御多忙のところ当委員会に御出席をい
ただきまして、貴重な御意見を拝聴させていただきました
しまして、まことにありがとうございます。委
員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。
午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後一時五十二分休憩

午後一時開会
○委員長(太田豊秋君) ただいまから農林水産委
員会を再開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。
本日、羽田雄一郎君が委員を辞任され、その補
欠として佐藤雄平君が選任されました。

○委員長(太田豊秋君) 政府参考人の出席要求に
関する件についてお諮りいたします。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案の審
査のため、本日の委員会に農林水産省経営局長須
賀田菊仁君及び同農村振興局長佐藤雄平君を政府
参考人として出席を求め、その説明を聴取するこ
とに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(太田豊秋君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(太田豊秋君) 休憩前に引き続き、農業
者年金基金法の一部を改正する法律案を議題と
し、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。
○谷林正昭君 民主党・新緑風会の谷林正昭で
ございます。

百分の割り当て時間がございます。私の方で四
十分間先にやらせていただきましたと、あと筆頭理
事の郡司先生の方からやらせていただきましたの
で、大臣そして副大臣、ぜひ、私初めてでござい
ますので、少しお手やわらかにお願いしたいなと
いうふうに思います。

実は、午前中、参考人質疑がございまして、そ
のときに、私、国会に出てきまして初めて私の素
性を明かしました。

私、国会に出てくる前まではトラック運転手
をしていたということで、その話しかしてござい
ました。ところが、午前中、参考人の皆さん方
の、まさにもう政治家以上に将来の農業を心配し
たり、あるいは本場にこれで大丈夫か、こういう
思いを切々と述べられました。思わず私は反省し、
実は私はこういうことを言わせたかったです。
それは、町中であって、周りが全部住宅地であ
りました。そこに私のところの田んぼだけが実は
千坪ほど周りの家の中にぽつんとありました。そ
の千坪の田んぼをじいちゃんが一生懸命馬を使っ
て起こして、そして、もちろん手で田植えをしな
がらやっております。父親はトラック運転手で

したので、なかなか家に帰ってこない。私はその手伝いを実はやりました。

ところが、午前中も言ったんですが、そのときはまさにその手伝いがもう嫌で嫌でたまらない。それは、小さい体で一方で肥おけを担いで、そしてひしゃくで人ぶんを、肥を田んぼにまいて、そしてそこへはだして、素足で入っている作業をする、こういうことを実は小さいときにやりまして、田んぼ、農業というのはもう本当に嫌で嫌でたまらない思いを覚えたわけでございます。

大火でその地域全体が火事で燃えまして、私の家も燃えました。そのときに、もちろん田んぼも燃えたんですが、都市計画でその田んぼが公園に変わりました。私はほんとに言ったら、これはもうそじゃありません。田んぼをこれでなくともいいなど、実はこう思ったわけでありまして、そのときの思いを、先ほど午前中、何てことを思ったんだらうなと思って反省をしました。

やつぱりこれからの日本農業、食料、そこに携わる人たちをもっと大切にしていかなければならないのではないかと、それが日本を支える一つの大きな柱になるのではないかと、こういう思いで実は午前中質問させていただきました。

そういうときに、大臣が二十四日の日に述べられましたけれども、この年金改正法に当たりまして、これまでの政府の考え方、国の考え方を大事にしなげども、もう一つしっかり反省をすることが大事だと、こうおっしゃいまして、おわびの言葉も述べられました。私は非常に真摯な態度だなというふうに思いました。

そこで、ひとつ大臣に質問といいますか、思いを聞かせていただきたいんですが、この年金制度がなぜできたかということとを少し勉強させていただきまして、佐藤元総理が、まさに農業者の皆さんにも恩給を出さなくてはならないのではないかと、あるいは農業者の方に恩給をというその公約がきっかけでこの制度が考えられたというふうに聞きまして、思いは違うのかもわかりませんが、私のその話を聞いたときの思いは、恩給とい

うのは、国のためにまさに命をささげ国のために頑張った、そのまさに御恩に報いるという意味でそういう制度が必要だということも、恐らく佐藤元総理のお気持ちだったのではないかなというふうに勝手に私は判断をいたしました。

そういうときにあって、その年金制度が佐藤総理の思いのようなことでこれまで進められてきたか。私は、一方で進められてきたというふうに思いますし、午前中の参考人の皆さんのお話を聞きましたら、老後の安定、そして老後の不安を少しでも取り除くということのために役立っているのだからというふうに一方では思いました。

ところが、今、これから話をされようとしている政策的な問題、課題、こういうことを考えたときには、この佐藤総理の気持ちは十分果たした、そしてこれからのことを考えたときには、もっと別の意味で新しい大臣がおっしゃる農業の構造改革、こういうものをやっていくときには、これまでの年金という考え方と新しい制度の考え方、これは逆に言えば二十一世紀にはもっとも新しい考え方、農業を担う担い手、若い人たちのやる気を引き起こすというものが大事ではないかというふうに思いますので、ちよつとくどくなりまし

たけれども、この農民に恩給をという佐藤元総理のお気持ちと、今大臣が思っておいでになる二十一世紀に向けてのそういう制度、年金というものの考えをお尋ねしたいなというふうに思います。

○国務大臣(武部勤君) 佐藤総理が農業者の皆さん方に、国家国民のために働いている、そういうような明確な認識のもとで恩給というようなことを語ったかどうかは定かではありませんけれども、しかしながら、農業の持つ重要性という考え、方からいいますと、特別な思いというものを、持って、農業の重要性というものをさらに広め、また、農業の担い手というものを評価して、こう、そういう国民的にみんなどこれを評価して、こう、そういう仕組みが必要なんだという考えがあったであらうという思いは私は想像できるといいますか、そういう思いを感ずることができると、かように

思います。

このことにつきましては、私も先般来申し上げておりますように、農業というのは他の産業とは違うという、そういう認識が国民の合意の上でなければならぬということと同時に、やはり新しい基本法で示すところの食料の自給率を将来的には五〇％に、基本計画で示す四五％に、何とかそこに向けて努力していくということになりますと、一面、やはり産業政策として四五％達成に向けた構造改革ということがこれは避けて通れない、かように思います。

同時に、農業を生きがいやあるいは健康という目的でこれからやりたいという人もありますし、また、太陽の光をさんさんと受けながら、老いてますます盛んといいますが、老夫婦仲よく畑に出て野菜をつくり、そして米をつくって、私の知る親戚の者も自慢げに米を送ってきたり、あるいは野菜を送ってきたりしてくれまして、ある

そういうことは、やはり人間が自然界の一員であるんだ、農業あるいは農山漁村と人間社会というものは、今にして人と自然との共生というようなことをうたっていますけれども、もともと、それは今にして言うべきことじゃなくて、そこに原点があるんだというふうに私も認識しているわけでございます。

しかし現実問題、見てみますと、特に農家の奥様方の過重労働とか、それから農村における少子高齢化という問題で、足腰の強い後継者がなかなか定着しないという問題などを考えましたときに、やはり一方において生産性の高い農業を実現していくかきかならないし、また一方において、他の産業に負けない、むしろこれを超えるシステムというものをつくり出していくかきかならないし、なおかつ農山漁村に対して多少このごろは見方が変わってきていると。これは私は決していることではないと、都市と農山漁村との間の対立関係。何か過保護論が台頭してきているということ、これを打開していくかきかならないなど、国民の合意によって農業の多面的機能というものが理解される、そういう運動を展開していか

なかならないなという、そういうことを総合的に考えますと、農業者年金のあり方ということもこれはさらに積極的に取り組んでいく必要がある、こんな考え方での農業者年金制度の改正というところに我々は取り組んでいる所存でございます。

○谷林正昭君 大臣の考えをお聞かせいただきまして、農業者年金をこの後、新しい制度を導入していく、こういうことでございますし、それを今検討している、審議している最中だというふうに思いますし、新しい制度を審議するに当たって、やはり過去の反省あるいは現実の反省、あるいは現実の掌握、こういうものが大切になっているというふうに思いますので、端的にお尋ねいたします。

現行制度、昭和四十六年以降、導入した後、まさに国費投入が一兆九千億に上っております。この一兆九千億の国費投入に対して、まさに政策的にその費用対効果があつたと思ひになるのかどうか。これは、これまでそういう明確な資料とか数字だとかというのはなかなか難しいかと思ひますが、大臣のそのすばらしい直観でお答えいただけたらなというふうに思います。

○国務大臣(武部勤君) 今、先生御指摘のように、費用対効果を定量的にとらえるということとはなかなか難しいんじゃないかと、かように思います。

しかし、非常に社会経済変動が著しい中で、経営移譲により維持された多面的機能の評価額というものを推計すれば、約一兆三千億円ぐらいではないかと、事務方はそのようにおぼんをばいしております。また、高齢農家と経営移譲を受けた農家の米の単収の差に着目いたしまして、経営移譲による生産増大効果を試算すれば、これは約八千億円であつて、二つの合計だけでも二兆円となるというふうな、これも事務方のはじき出した数字でございます。

しかし、私は、それ以前に、これだけのいわばお金を使ったということで、農家の老後の生活の

安定という直接的な効果も、これは非常に定量的に測定するのは難しいとしても、相当大きなものがあつたということは間違ひなく言えるんだらう、かように考えまして、費用に照らして遜色のない効果があつたということは断言できるんじゃないかと、かように思います。

○谷林正昭君 費用対効果の話は、二・一兆円に上るといふような話でございまして、そうすれば一兆九千億投入してもよかつたなということになるのかというふうに思いますが、果たしてそうだろうかというふうな話をこれからさせていただきます。

それじゃ、大臣にまた単刀直入にお聞かせいただきますが、この三十年間にまさにその政策効果があつたかどうか、お尋ねいたします。

○国務大臣(武部勤君) 本制度は今日までに、いつも申し上げておりますように、九十八万人に対して三兆八千億円の年金を支給するという意味では農業者の老後の生活の安定に随分寄与したということが言えるかと思ひますし、三十歳代前半の後継者を中心に八十七万の経営移譲が行われるという意味では農業経営の若返りという面で非常に評価されるべきだと、かように思います。

しかも、百五十七万ヘクタールの農地が細分化されずに後継者に継承された、また十五万ヘクタールの農地が第三者に移譲されるなど、農地の細分化の防止、規模拡大にも寄与してきた、かように言えるのではないかと存じます。

○谷林正昭君 一つは、経営移譲がスムーズにいったその原因は、農地が分散しないで済んだ、こういうようなことになりましたが、私も昭和二十一年生まれでございまして、兄弟は少なかったものですから県外へ行く人はいませんでしたけれども、高校を卒業した同級生、これはほとんど県外へ行きました。元気で頑張れよ、帰ってくるなよといつて送り出されたんです。

ほとんどが農家の次男坊、三男坊でございまして、長男が農業を継ぐという構図がそのときできたような気がいたしますが、もしそこでこの年金

制度がなかったとしたら、今のような農業形態になつていたと思ひますか、それとももう少しよくなつていたか悪くなつていたか、これも直観でひとつお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(武部勤君) やはりこの制度がなかったならば、私は、かなり農村は荒廃していたんじゃないかと、このように思います。

私は北海道でありますから、特に食料供給基地という、そういう使命感を持つて今も頑張つております。もしこの制度がなかったらどうだったのかなということになりまして、北海道における単純な離農というものは相当続いて、そして耕作放棄地なども続出して、かなり荒れ果てた姿に変わつていったんではないのかな、そんな感じを持つております。直観でということではなくて、むしろ現実問題、実際を見て私はそのように感じます。

○谷林正昭君 これ以上荒廃していたんではないかと。私もそう思ひたいです。思ひたいですが、今もすごく荒廃しているというふうに私は思ひます。

それは、単なる農地の荒廃だけではなくて、あるいは農地の放棄だけではなくて、やはり先ほど大臣が一番心配されました都市と農村との意識の変化。国民はなぜ農業だけを、農村だけを優遇するのかという、これも一つの大きな荒廃につながつていゝるのではないかなというふうに思ひますし、現実の農地、森林、こういうところについて非常に離れていくというのは、それは現実に作業が離れていくということではなくて、心も離れていゝる。非常に憂慮すべき事態になつていゝる、そういうふうな指摘をさせていただきたいというふうに思ひます。

一方では、後継という問題がございましたが、残念ながらこの制度が、現行制度ができました、経営移譲の相手が、サラリーマンが六十数%に実はなつております。せつかく移譲して、年金制度を活用して、農業を目指していただきたい、もっと専門化してもらいたいという、政策としてはわか

るのであります。現実には経営移譲をされた方は厚生年金に入つていて、そして将来も厚生年金で頑張られる、そういうような方々に六十数%が移つていゝる、この現実をどうとらえておいでになるか。

一つ気になったのは、二十四日の同僚議員の郡司理事の、女性の働き手に対しての質問の中に、大臣のお答えの中に、将来はいろんな意味でほとんどは厚生年金に変わつていくだろう、こういうことをおっしゃいました。えつと思ひました。

そういうこともありましてこの質問をさせていただきますが、サラリーマンに経営移譲していく、土地が移つていく、その人たちはサラリーマンしながら日曜と土曜に、連休に農業をしながら頑張られる、そういう農業の将来像を目指しているのか、政策として、一方では、そうではない、もつと大規模な農業で、そういう片手間と言つたら失礼かも知れませんが、それじゃなかなか農業は発展しない、国民の理解も得られないというふう

に思つておいでになるのか。

そことあわせて、政策年金ということと厚生年金とのかわりを少しお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(武部勤君) 先生の質問をお聞きしてあります。私も党内ではさまざま議論がありまして、今、大臣という立場と一政治家という立場と多少、というよりもかなり考え方にそこがあるということ率直に申し上げなければなりません。

ただ、私は、サラリーマンが休みを利用して田植えなどができるようになったというのは、これは本場にすばらしいことだと思ひます。それは、道路ができ、さまざまな公共事業が行われて都市と農村との距離が縮められたということが一つ言えると思ひます。農業の機械化を初めとする近代化によりまして、本場に田植えなども一日か二日やれば自分の田んぼぐらいできると、そういうふうな状況になつてきたと。それから、草取りもそんなにしなくてもいいような農業が開発された

とか、そういうことは私は非常にいいことだと思ひます、一面。

それはそれでなければ、やむを得ず離農して、村を離れて働く場所に移動して、移つて、そこに移り住んで仕事に専念しなきゃならないという方々が、やはり農業を忘れずに、農業に親しみつつ、作物をつくることの重要性を認識しつつ、自然とともに生活ができる、そういう環境をつくつたということは、私はこれは戦後の政治の上で非常に大きな効果といひますか功績を残した、こう思つております。

ただ、一面において、国際競争力だとかそういう問題を考えますと、土地の集積がなかなか思うようにいかない、そのうちにだんだん都市化が拡大していきまして農地の値上がりも期待して農地を手放さない、そういうような問題も現実にあるんじゃないかと思ひます。

ですから、今後は私も、そういう今までのような農業に親しみながら自分の別の勤めも果たしていくと、それも可能であり、なおかつ、今までサラリーマンをやつていた人がリタイアして、そして農村に帰つてくる、こういうことも可能にし、さらには家族そろつてピクニックやハイキングに行くような感覚で家庭菜園といひますか、ガーデニングをやるといふふうなことも可能にする。そういう生きがいだとか健康だとか、あるいは環境保全型農業とか、そういう最近の新たな農業の価値観というものがある存在するし、それはますます重要になると思つております。

しかし、やはり食料の自給率向上といひますか、食料の安定供給という観点からいひますと、セーフガードなども、これは国際ルールで認められてはおりますけれども、やはりこれだつて限界があるわけですね。

そういうことの前提に構造政策といひますかあるわけですから、やはりもっと効率のいい、規模の拡大も可能な、しかも単なる一次生産だけじゃなくて、生産から加工、流通、そういうマーケティングまで考えて、田んぼをつくつて米をつくつて

それを売るだけの利益じゃなくて、そこから派生してくるさまざまな分野での所得の増大といえますか、そういったことも今後視野に入れていかなきゃいけない。

そういう過程で、今までのような家族経営に頼りますと、勢い主婦に責任のしかかってくるというようなことを考えた場合には、そういう家族経営もサポートするような法人があってもいいんじゃないか。そして、法人経営ということにおいて、この年金制度も厚生年金等に移行していくということが当然行われてしかるべきでないのかなと。しかしまだ、現時点でどうかというと、そのことは確実に想定して、将来は法人化して厚生年金にみんな移っていくんだというところまで私はなかなか断定するのは難しい。いずれはそういう方向に行っていくべきだと思います。

しかし、現状においては、本制度を今国会に提案させていただいておりますような内容に改正をいたしました。我々はこの農業の構造改革という面でもチャレンジしていこう、こういう考え方で審議をお願いしている次第でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○谷林正昭君 実は、午前中に参考人になられた方が北海道から来ておいでになりました。その方が昼食を食べながらぱつぱつと言われました。サラリーマンで連休だとか土、日に農業をできる人はうらやましい、一町歩か二町歩をつくって農業だと言われる人がうらやましい、今、北海道は規模拡大をして、もう挫折をしながら、あるいは挫折をしそうになりながら頑張っている、谷林さん、そういうこともわかってくださいと。北海道の農業と北海道以外の農業を区別するというわけにはいきませんけれども、北海道はその規模拡大ということに突っ走ってきた、その突っ走ってきた人を今途中でもう殺しそうになっている、その辺も考えてください、こういうふうに言われましたことも物すごく印象に残りましたので、この場で将来の政策のために申し述べさせていただきます。済みません、ちょっと具体的な年金の話に入ら

せていただきますが、過去七回の財政再計算が行われております。ところが、その実績と見通しが全く大きく乖離をした、それが一つあったと思いますし、その時々で将来への破綻の不安というふうな指摘せざるを得ません。この点についてどうお考えでしょうか。

○国務大臣(武部勤君) 先日申し上げましたように、過去の財政再計算における見込みと実績の乖離は、農業構造の大きな変化、低金利情勢等さまざまな背景があったとは思いますが、また農林水産省としても、その都度制度改善を試みてまいりましたけれども、結果的に見れば、もう先生御指摘のとおり、見通しが十分ではなかったという面があったことは間違いない、そういう認識をいたしております。

○谷林正昭君 そうなつてきますと、やはり新しい制度に移るときに、こんな言い方したら失礼ですが、もう一方の柱であるしりぬぐい政策といえますか、将来にわたって今受給されている方々を保障するということになるわけですが、それに当たって九・八%の削減を今提案されている、平均ですが、そういうことになるわけですが、なぜか、なぜか早く手を打たなかったのかということになります。打てたはずだと、私はそう思います。なぜ打たなかったのかという、その理由があればお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(武部勤君) 農業者年金制度の制度設計と運営については、厳しい財政状況のもと、給付体系の見直し、追加的な定額国庫助成の実施、加入資格の拡大等、その都度最善の努力をしてきたとは思いますが、農業構造の大きな変化が進む中で、これまでのような制度改正では年金財政の破綻を免れることは到底なし得ないとの認識に至り、今回抜本見直しをした次第でございます。

どうしてもっと早く手を打たなかったのかということについては私も全く同感でございます。これはやはり行政の怠慢であったということを認

めざるを得ないと思っております。

○谷林正昭君 まさに農政の怠慢、責任の所在をはっきりしなければならぬというふうな受けとめさせていただきます。

なつてきた。そして、新制度も新理事長のもとで、あるいは同じ機構でやるということになってくると、税金を使うという一方ではそういう話もございまして、この後、それを信頼して加入される方、今度は当然加入ではありませんが、任意加入ということになりますから、よほどの信頼がなかったらこの制度はスタートできないんじゃないかというふうには私は指摘をさせていただきたいというふうに思います。

が、責任の明確化について少し御議論させていただきたいと思っております。

そこで、今度の新制度について少し、時間がございませぬので端的にお尋ねをさせていただきますけれども、今後どれぐらい政策支援という形で国費を投入されていくのか、お聞かせください。

実は、農業者年金基金の前理事長が平成七年の七月に退職をされました。このときは、一番大きくこの年金制度が揺らいだときだというふうにお聞きしました。そのときにおやめになった。そのときの退職金が二百四十万円、給料が年間二十万というふうな聞いておりますが、こういうこと一つとりましても、そんなにその給料が渡つて、そんなに退職金が四年間動いて二十万ということになりますと、一方では、今JAとか国の施策を信頼して掛けておいでになった方々が、え、どうして、というふうなことに九・八%ということになればなるわけでございます。この責任を私は少なくとも明確にして、信賞必罰というものが今必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(武部勤君) 年金制度については逐次制度改正をやつてきたということ、それから、農業者年金基金はできる限りの努力を払ってきたということは認められるんだらうと思っております。

○委員(長退席、理事岸宏一君着席) しかし、十全でなかったという意味では怠慢だったというふうには私は認識しておりますが、役職員の給与と退職金云々ということよりも、新制度の定着に努めることがその責務を果たす最も大事なことでないかと、かように考えております。

○谷林正昭君 大臣、それは少し甘いんじゃないでしょうか。もう破綻してしまつた。しかもそれが平成七年度時点から相当心配されていた。そして、新しい理事長になった。その理事長のもとで再建を頑張つた。しかし、それがだんだん悪く

で再建を頑張つた。しかし、それがだんだん悪く

○谷林正昭君 それでは、四十年間で五千八百億、年間百四十億。このほかに、お聞きしますと、事務経費あるいは作業経費ということ、厚生省と

農水省で合わせて五十億がこの基金に投入をされるというふうにお聞きをしております。これを経費として予算から出されるというふうにお聞きしておりますが、その費用対効果、今度はしっかりと出していただかなければならないと思いますので、見直しをお願いいたします。

○国務大臣(武部勤君) 新制度の政策支援に国費を投入することに関しての費用対効果ということの見通しでございますが、新制度については、まず経営改善に取り組みながら長期間営農を維持する若い農業者に対しその保険料負担を直接的に軽減すると。かつ、これが老後特例付加年金として給付されるものであり、この点では、投入する国費がそのまま担い手の老後生活の安定に資するということは御理解いただけると思います。

このほか、政策支援に係る年金を受給する際、経営継承を要件としていることから、例えば農地等の経営資源を適切に継承することにより、その一部が耕作放棄されることを防止する効果や、高齢農家から経営を継承した若い担い手により、より効率的な生産を行える効果等が期待される、かように考えております。

費用対効果を定率、定量的に分析することはなかなか難しいと思いますが、大胆な推計を行ってみますと、これも事務局がはじいたものではありますけれども、政策支援対象を二十四万人として、保険料負担を軽減する費用として約五千八百億円。その効果は、経営継承により維持される多面的機能の評価額約一兆七千億円、それから高齢農家等経営継承を受けた農家の米の単収の差に着目した経営継承による生産増大効果は約三千億円のほか、若い農業者に対する保険料負担を直接軽減する効果があると。

このほかにも、定量化しにくい効果、例えば生活のゆとり、家族のきずなの深まり、人と自然との共生社会の実現に資するというような現代的な目標というものを考えましたときに、費用に照らして遜色のない効果が期待できるのではないかと、かようなことでございます。

○谷林正昭君 大臣、メモを見ながら答弁されまして、ちよつと私、寂しいですね。大臣は大臣らしくしゃべってこそ武部大臣だというふうには私には思います。責任と自信を持ってこの提案をされているというふうには私は思いますので、ちよつと今、費用対効果の面につきまして、これは数字でですからメモを見られていいんですけれども、もう少し心が伝わってきたら私はよかったですというふうに思いました。

もう時間が来ましたので、あとは郡司理事の方にバトンタッチをするわけでございますが、最後になりますけれども、私はこの年金問題を勉強させていただきまして、果たしてきた役割、それからこれから果たそうという役割、これはわかります。

しかし、もう一方では、大臣が本当にやりたい構造改革、こういうものがあるはずですが、そのためには、年金制度もそうでありますけれども、もつと大事な農業の構造改革、政策の推進、そして世界との競争、こういうものをしっかりと、見失っては私は大めだというふうに思いますので、そういう意味で、これまでの過去の流れだとか、この年金制度がそうだとは言いません、しかし、腹の中ではそうだというふうにはひよつとしたら大臣思っております、正直言います。

(理事岸宏一君退席、委員長着席)

そういうことを踏まえまして、ぜひ最後に大臣の、農業政策を含めたこの新しい年金制度が本大臣の言われる構造改革になじむのかなじまなのか、お聞かせいただきたいと思ひます。できればメモを見ないでお願いいたします。

○国務大臣(武部勤君) 農業政策で難しいのは、一つは継続性ということも大事だと思ひます。私も農林水産省に意識改革を求めていますし、また、農村社会においてもやっぱり一つはグローバルイゼーションということも考えてもらわなきゃなりません。しかし、これを強調する余り、先ほど来申し上げましたように、一般の国民の皆

さん方が納税者主義という余りに農業に対して正しい理解というものを示してもらえないのではなにかというジレンマがございます。

ですから、一つの古い継続性というものも大事にしながら、しかし、これはむだになるものじゃありません、先ほど説明しましたように費用対効果から考えても、私は、人と自然の共生社会を目指す、食料の安定供給と美しい国づくりを目指すということにおいて、これはかなり私は大きな効果があると思ひてゐるんです。

しかし同時に、過去と決別して新しい挑戦ということに、特にこれからの担い手といいますか、担い手は必ずしもこれは農家の個人経営ばかりじゃありません、法人の問題もそうですし、あるいは私は第三者の参入ということも考えなきゃならないのではないかとということについては、場合によっては過去との決別、これは両方あると思うんです。今までの継続性を大事にしていこうということと同時に、産業政策という観点から考えると、やっぱり思い切った新たな挑戦をしていかなきゃならぬ。そこところが非常に難しいんだらうと思うんです。

そういう意味で、絶対遮断してはいけませんから、この制度をきちんと定着させていくということと今後の我々農林水産省を中心としての政策の展開で努力すると同時に、しかしまた、今先生御指摘のような新たな構造改革にも挑戦していくという両面があらう、こう思ひまして、そのことを踏まえて努力していきたいと、かように思ひますので、よろしくお願ひします。

○谷林正昭君 終わります。

○郡司彰君 民主党・新緑風会の郡司でございます。谷林委員に引き続いて、農業者年金について質問をしたいと思ひます。

まず、私も民主党は、大臣御存じのことと思ひますけれども、衆議院におきまして対案を提出し、同様に審議をいただいたところでありまして、内容について改めて細かく述べることはなと思ひますけれども、年金制度という社会保障政策の

手段を用いて農業経営の近代化あるいは農地保有の合理化に資するという手法、年金を用いての構造改革政策の推進、これは事実上失敗をしたと私どもは見てゐるわけであります。

しかしながら、農村におきます地域の定住化あるいは活性化等を含めまして農村の振興を進める場合には所得政策をもつてそれに充てるべきだろうと。その財源がどこにあるかということになれば、減反の補助でありますとかあるいは稲経対策の三千億円を初め、先ほど大臣が申し述べました今後の国庫補助の百四十四億円、あるいはWTOの保護の削減対象になつてゐる、そのような金額もあるわけでありますから、それらを用いて一回この問題は清算をすべきだと、そういう立場でございます。

そして、対案が否決をされた、参議院に回つてきたという段階でございますので、改めてこの法案について一つ一つお聞きをしたいと思ひます。

先ほど谷林議員の方からも、これまでの責任という問題が出てくるのではないかとということがございました。私は幾つかの問題があるかと思ひますが、大臣含めてやはり見直しを含めた誤りが若干あったんだというふうな話をされましたけれども、先ほど農年金の問題がございましたが、農水省としての責任というものの所在はどこにあるのでありましようか、どのような形の内部的な処理を行つてゐるのでありましようか。

○国務大臣(武部勤君) たびたびの見直しの誤りというふうなことは否定し得ないものがあると思ひますけれども、しかし一定の、先ほど費用対効果のお話がございました。これは、後継者の若返りでありまうとか、それから経営規模の拡大でありますとか、私はこれまでの制度というものはそれなりに大きな意味を果たしてきた、こう思ひまして、その責任はと問われましても、責任をどのようになつたというふうな意味では、もつと早く手を打つべきであつたという認識はありますけれども、間違つたことをしてきたというほど批判をされ

る、そういうものではなかったのではないか、かように思っております。

○郡司彰君 見込み違いではなくて、初めから設計ミスがあつたのではないかという議論がございます。それに対してどのように反論なされるのかお聞きをしたいと思います。

今、ハンセン氏病の關係で、總理が控訴をしないという決断をなさいました。その際、国会でも決議をという話が今出ているわけでありまして、なかなか与野党の間で煮詰まらない。その煮詰まらない原因の一つには、立法院には免責特権があるんだというような考え方があるのだらうと思うんですね。私は、この場合、そのような形で考えているかどうかは別にいたしましても、免責特権がよしんばあるにしても、しかしながら、責任があるとするばそれをきちんと正していくということがあって信頼を取り戻すということにつながるのではないかというふうに考えております。

その意味で、二つになりますけれども、初めからの設計ミスではなかったのかということ、それから、今言いましたような免責特権というような考え方があるとすれば、余りにも短絡的にいろんなところに使い過ぎる、そのようなことを直していくことが必要だと思いますが、どうでしょうか。○国務大臣(武部勤君) 設計ミスというよりも、想像以上に農業を取り巻く諸情勢の変化というのが激しかったということになるのではないでしようか。

私も北海道に住む者にとって、北海道拓殖銀行が破綻するなどはゆめゆめ想像もできませんでした。あの拓銀が破綻するということを予想できなかったことについて責任をとれとだれが言えましょう。事ほどさように世界は目まぐるしく変動を遂げてまいりましたし、その中でバブル期という時期も一時期ありましたし、それによつて農村にはもう甚大な影響を与えたということもございます。例えば、恐らく私どもの知っている友人の農地などは、百万円で買ったものが今は十万円にも満たない、そういう状況に置かれているん

じゃないでしょうか。そういうことを考えますと、余りにも大きな変化ということが、五年ごとに見直すということよりもスピードに動いていったということは、今後の制度運用を考えていく場合には大きな教訓にしなければならない、かように思います。

また、立法院の免責特権などという、そういうようなことは本件とは直接関係のないことではなないのかなと、かように思いますが、いずれにいたしましても、立法院の責任として、世の中の動きに追従するんじゃないくて、やはり五年、十年先を展望して一つの戦略を持って立法措置もしていくというようなことが非常に大事だろうと思うんです。

あるいはまた、私は、立法府に対してこんなことを言うのはいかがかなと思うんですけれども、法律万能ということもやっぱり考えていかなきゃならないのではないかと。いろんな計画もローリングシステムということもあるわけでございまして、したがって、基本的な問題についてはきちつと法制化することと同時に、もう少し行政側に幅広い権限を与えていただくということの方がいい場合もある。そして、そのことについても、立法府をないがしろにするのではなくて、絶えず立法府に報告をしたり御協議をお願いするというようなことでやっていくということなども、個人的に考えとして感ずる次第でございます。

○郡司彰君 大臣からの今の答弁、率直に受けておきたいと思います。

一方で、農年基金については、一定の時期を区切つてしかるべき形に改めたいというような話がございます。その意味で若干均衡を欠くのではないかと、そのような思いがありましたので、先ほどの質問をさせていただきました。

改めて、農年基金の關係についてお尋ねを
させていただきたいと思いますが、一定の、
時期というのは具体的にどの程度の年月とい
うこととお考えがあるのかどうか。それから、
新たな人事ということになりますと、これまで

同様な形で常任の役員の方が選ばれるという形になるのでしょうか。その辺についてお聞かせいただけますか。

○国務大臣(武部勤君) そのことについて現時点でお答えできる材料というものは持ち合わせておりませんが、先日來の議論を踏まえて、私どもも委員会の議論というものは大事にしなければいけませんし、私自身、やっぱりきちっとした、毅然とした対応というものが必要だと、そういう認識を申し上げた次第です。

○郡司彰君 この件に関して、農業者、生産者の方からは、私たちが自身にも責任があったのかどうかという声がいろんなところで出されてまいりましたけれども、大臣は、農業者に対しては責任があつたとお思ひでしょうか。

○国務大臣(武部勤君) 農業者というのは、なかなかだれをどのように指すかということは難しい問題だと思います。

しかし、主権在民というこの民主主義のルールに基づけば、やはり一番の当事者は農業者です。それから、こういった方々が本来の姿というものを考えたときに、実際にいわゆる保険料の未納割合が二五%に達している、四人に一人は保険料を納めていないというようなことも破綻につながった大きな要因になっているということなどを踏まえますと、全く農業者に責任はないとも言えないんじゃないのか。しかし、これは農業者の責任なのか、ということは、先ほども言いましたように、一概に規定するというのは難しい問題でありますけれども、こういう事実、実態を踏まえて考えるならば、みんなに責任があったのじゃないでしょうか。農業者には全く責任がないとは言えない、かように思います。

○郡司彰君 今回、担い手の確保ということが主
な目的の中に出てまいるわけでありませうけれども、
も、これまでと同様に政策的な年金の手法でもつ
て構造改革が本当に推進をされるかということ
これはこれまでも相当議論をされていると思うの
でありますけれども、その点の見通しと、それか

○国務大臣 武部勤君　先ほども申し上げましたが、現行制度は旧農業基本法の目標達成のための施策として、農業者の老後生活の安定、農業経営の若返り、農地の細分化の防止、規模拡大に寄与してきている、他の施策だけではでき得なかった効果を發揮している、かように思います。

一方、担い手の確保が喫緊の課題となっていることから、担い手確保のための政策支援ということに本制度は改めた次第でございます。

答えが合っているかどうか分かりませんが、かように思います。

○郡司彰君　過去の反省が今回の改正案には生かされているというふうに思うのでありますけれども、その生かされたという点が幾つか出されておりますが、この方式、本当に大臣、担い手の確保に実効性が上がるというふうに今お考えでしょうか。

○国務大臣(武部勤君) 担い手の確保ということになりますと、この制度だけで万能だとは思っておりません。

先ほど来申し上げておりますように、私どもが考えている農業構造改革というのは、法人化の問題でありますとか、その担い手は必ずしも個人ばかりではないというふうに、こう思います。しかし、間接的に言えば、法人化を精力的に進めることによって新しい就業者が、若い就業者が入社してくるというようなことは当然予想できるわけですから。この人たちが、農村の実態を踏まえて、今度はある特定の農場の支配人になる場合もあるでしょうし、その経営を移譲して引き継いでやる場合もあるだろう、かように思います。

しかし、この制度を生かさなくちやいけない、成功させなくちやいけない。そういう意味で、こ

れからどういふ対応をしていくか、具体的に行政の上で。そのことの方が非常に重要になってくるんじゃないか、かように認識しております。

○郡司彰君 保険方式について伺いたいと思いますが、五十六年以降、賦課方式に改めた、そのことが財政破綻の要因になったというような分析をしていらっしゃると思いますが、改めた方式がなぜ破綻の要因に至ったのか、その点についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○副大臣(田中直紀君) 私からお答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、賦課方式への変更がその後の情勢に大変ミスマッチであったというような印象もありますし、私もそういうふうに認識をいたしております。

当時、昭和五十六年は大変経済環境がよくなってきたということもありまして、物価スライドあるいは緩和された経営移譲要件への対応ということがなされたわけであります。しかし、農業関係につきましては、そのバランスをとるまでに保険料を一気に上げるといふことはなかなか忍びがたい、こういうことだったと思うんですけれども、徐々に保険料を上げていくこと、こういうことで対策が打たれたわけであります。

平成元年にこれを見ますと、加入者が受給者を下回る、加入者の方が下回ってくる、こういう状況から、大変そういう面では加入者の負担がふえてきたということもございまして、その後の平成に入ってから、委員御存じのとおり大変な財政困難に陥ってしまった、こういうことでありますから、どちらにしても、五年ごとの見直しにおいて的確に、やはり経営者感覚をある程度、いわゆる政策年金でありますけれども、その辺は持つていかなければ、今日のような状況になってしまった。非常に残念な思ひでございます。

○郡司彰君 今、副大臣からミスマッチという話がございまして、経営感覚をというふうな話がございます。先ほどの農年の今後の人事についても、私は、ただ単にこれまでのということだけ

ではなくて、経営感覚をやつぱり持ったようなそういう方が必要だという意味も含めて申し述べたつもりでございます。

それから、再計算の見直しと実績の乖離、これはもうたびたび指摘をされているわけであります。相当な乖離が生じているわけであります。この生じたときにどのような、その間、中間において努力というものをなされたのでありましか。その努力をなさったことについてお聞かせをいただきたい。

○副大臣(田中直紀君) 確かに予測、推計と実績というものが、これを見ますと五十七年に乖離が始まった、こういう状況でありまして、六十三年には大変心配される状況である、そしてまた平成十一年度では引き続きこの制度が維持できない、こういう予測と実績が大幅な乖離をしてきたということでありまして、五年ごとにはいわゆる基本には加入者をふやしていこうと、こういうことでこの対策は努力を果たし、そしてまた皆さん方にも御協力をいただいたという経過が見受けられるわけでありまして、残念ながら加入者が増大をしなかつたということが大きな原因であります。これからの新制度につきましては、任意の制度でありますけれども、ポイント、やはり加入者をいかにふやしていける制度であるかということが反省の材料ではないかというふうに思っております。

○郡司彰君 この間、二年、三年前から、例えば自民党の方の農水部の案も出ましたし、三割カットという話も一時出たわけであります。そういうときには全国でかなりの頻度でもって、どうするかという議論のために多くの人が汗をかいまして、集まって討議をしたんです。ところが、これまでのその見込みと実績に乖離が生ずる間には、なかなかそういうような努力、汗をかくということとがなされなかつたのではないかなといううちよつと危惧をしております。

しかし、この間の農業会議所の報告その他を読ませていただくと、現場で昔から農年の方にかか

わつてきた人たちは相当努力をしていたという話をされております。私は、つくったときからもうこういうことがあって、みんなにも声をかけて、未納の分も払ってくれという話もしたという方が相当いらっしゃるんですね。そういうものを、結果として末端の方々の努力というのを無にしてしまったのではないかな。それはやはり農水省、その指導する部分のかなり、安直にということではないのかもしれないが、今回ほど、改正のときほど汗をかいだかつたんじゃないかな、そんな感じがいたします。

ちよつと例えが別なところであれですけれども、農水省のやっている事業そのものに對してもかなり不信感がいるんじゃないかな、出てきているんじゃないかと思ひます。

一つは分収育林、いわゆる緑のオーナー制度の関係がございまして、これも、国がやっている、営林署がやっている、募集をして何十年かたつとこういうような形でもって膨らんでくるんだよというの、実際に終わつてみたら元本割れだというようなところが出てきているわけなんです。

それから、林野会計の一兆円を自分のところで、自助で減らしていきましょ、五十年かけてなくしますよということになりました。私ども、これ本当にできるんですか、五十年後、本当に信用できるんですかという話をした中で、きちんとやりますよということになっているわけです。どういう見通しかということで見させていだきまして、収入が、例えば百億円ちよつと減らして、収入の方でふやすのは、林産物の収入が例えば二十一年から二十五年ですと二百二十億ぐらいふやすわけですね。そして、借入金はいくらまでの三百億あったものをゼロにして、トータルでは何か合ってくるわけですよ、数字の上では。しかし、これは本当に可能なんですかと。だれが見ても、そんなに急に、一年、二年で、これまで売れなかつた木材が何百億も急に売れ出したというふうなことになるのかということ、こういう数字そのもの、本当にまじめにつくっているんですかと言いたく

なるんですね。

こういう意味からいって、今後三十万人という見込みを出しています。一万人減るけれども四万人ふえるんだと。この見込み、三十万人の細かい数値、ちよつと出していただけませんか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 新しい制度への加入見込みの数でございます。

現行制度に加入している方々が約二十七万人でございます。このうち、高齢の方々、六十歳以上の方々が一万六千人おられまして、恐らくこれらの方々は新しい制度へ移行しないんじゃないかと。それから、長期に未納されている方々が約一万人おられまして、これらの方々も新しい制度には入らないんじゃないかということで、今入っている方々が新制度へ移る、員数といたしまして約二十五万人を見込んでおられるわけでございます。それから、新たに加入をされる方ということで、今の制度に未加入の方で認定農業者の方、そしてその配偶者の方、それから認定農業者を目指す方の一定割合が入るのではないかとということで約四十万人ということでございます。合わせまして三十万人の加入者を見込んでおります。

これは、おっしゃるように、相当の努力を私どもも認識をしております。新しい制度の特徴、今度は農地に権利名義がなくても農業に従事する方であればだれでも入れますよ、それから認定農業者の方々は保険料負担の軽減措置がありますよ、財政方式も積立方式ということで、従来と違ひまして安定した財政制度ということで将来に不安はございませぬ等々のことを十分にPRして、この見込みどおり加入をしていただくというふうな最大限の努力をしたいというふうに考えている次第でございます。

○郡司彰君 最大限の努力をして、今後は加入要件等についても考えるという話でございました。私は、説明をする場合に一番肝心なことは、これまでは確定的な給付でしたが、今度は拠出の方は確定していますが給付についてはわかりませんよと

いうことをきちんと説明しなければいけないと思
うんです。しかも、そういうことが話の中で出て
くる中で、私自身が聞いている中では逆に、これ
からどうしようかな、この際やめてしまおうかな
という声が相当聞かれます。

三十万人という見込み、これが発足して、思う
ようにいかなかった、どの程度まで割り込んだら
これをもう一回考えることになりませんか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 私ども、三十万人
という目標を持って取り組んでおりまして、ただ
いまどの程度割り込んだらどうなるかという御
質問にはなかなか答えがたいものがあるわけでござ
いますけれども、先生言われましたように、今
度の新しい年金制度の財政方式、これは積立方式
ではございますけれども拠出型ということで、将
来の年金額が確定はしていない、運用実績によっ
て決まるものであるということにつきましては十
分PR資料で納得をいただいて、かつ我々として
はできるだけ安全で効率的な運用を確保いたしま
して、できるだけ多額の年金給付ができるように
したいということもあわせて説明をして、そして
その年金制度そのものにつきましては、給付が決
まっているもので積立方式というのは、これは運
用がうまくいきませんと新たな年金債務が生じま
して、だれかがまた負担しないといけないよう
な年金方式でございます。それとは違って、年金制
度としては安定したものであるということも十分
農家の方々に説明をして理解を得べく努力をする
つもりでございます。

○郡司彰君 安全で効率的な運用ということござ
います、今そういうところがあればどこでも
それを使ってみたいということになるわけであり
ます。これは具体的にどういう形での運用
をするのか、お話し願えますか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 新しい制度に係る
法律におきましても、安全かつ効率的な運用に努
めよということになっているわけでございます。
具体的には、運用等の対象となります資産の構
成につきまして、一つは預貯金、そのほかに一般

的に元本保証がありまして安全確実な資産でござ
います国債等の債券、それから長期的な観点から
の運用も必要でございますので、長期的にはこの
債券以上の収益が期待されます金銭信託というよ
うなものとの組み合わせを最適にいたしまして、先
ほど申しました、できるだけ低いリスクで高い収
益が上げられるような資産の組み合わせで運用に
努めていきたい、そういう指導をしていきたいと
いうふうに考えている次第でございます。

○郡司彰君 端的にお尋ねしますが、それは三
を上回るとのことですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 私どもの今の腹づ
もりでは約三%程度を確保していきたいというふ
うに、腹づもりとしては思っているわけでござい
ます。これは先生も御存じのように、今三%を切
るような運用利回りになっているわけでございま
して、ちょっとやそつとの努力ではなかなかこの
見込みを確保するということは難しいというふう
に思います。ということで、投資の資金運用の専
門家を含みます資産の運用委員会というようなも
のを設置をいたしまして、資金運用担当部門とい
うものを基金において充実させていきたいという
ふうに考えている次第でございます。

○郡司彰君 話を聞けば聞くほど本場に大丈夫か
なというふうに思ってしまうわけです。もう資産
の運用の専門家の銀行や何かがどんどんつづれて
きているわけですから、本場にそれで大丈夫です
かというふうなことになりますし、人数の方も三十
十万人が本場に集まるのかどうかよくわからない
。何か野球のチームが百四十試合中百二十試合
以上は必ず勝つような宣言をしたような、そんな
見通しでもって始まっているような気がしてなら
ないものでありますけれども、それはいざいざ早晩、
私も言ってきたこととどちらが結果として正
しくなるのかということ。しかし、その場合にお
いて一番負担をこうむるといいますか、大変な目
に遭うのはこれは農業者でありますので、余り過
度な期待の数字をおつくりになって、先ほどの林
野特会のように、もう何か一〇〇%できて一〇〇

%できて、そんな数字で説明をされてはかえって
大変だなという思いがありますので、その辺は
ちよつと強く申し上げたいと思います。

それから、財産権の問題でありますけれども、
憲法第二十九条第一項、第二項、第三項がござい
まして、これは第一項は原則規定、それから第三項
については例外関係ということになるんだと思
いますし、この九・八%減額は二十九条第三項に基
づくというふうなことの理解でよろしいですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 憲法第二十九条の
第三項はたしか公用収用の規定だと思ひますの
で、憲法第二十九条の第二項が、財産権の内容は
公共の福祉に適合するようにこれを定めるという
ふうに、たしかそのような条文だと思ひました。
年金額の引き下げの問題は、この憲法の第二十九
条第二項の適合性の問題だということに考えてお
ります。

○郡司彰君 さすが、第二項の方になるんだと思
いますね。

それで、議論の流れの中で三割という話がござ
いました。それは私どもの信用する場の数字では
ございませんけれども、一応そういうふうな数字
があつて、それを三者という中で議論をした際に、
これはとてもめまませんよというふうなことが
あつたんだらうと思ひます。

九・八%というふうな数字になりました。これ
は、公共の福祉に適合するようにというふうな解
釈ができるというふうな理解をしているわけであ
る。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 年金額の平均九・
八%の引き下げと憲法財産権の補償規定との適合
性の問題でございます。

ただいま申し上げましたように、憲法第二十九
条第二項の規定は、「財産権の内容は、公共の福
祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」と
いうことでございます。必要な場合には、法律
により合理的な範囲内で制約を加えることが許容
されるというふうな最高裁の累次にわたる判例が
示されておるところでございます。

この考え方のものになったのが、ちよつと昭
和五十二年七月十二日の最高裁判決でございま
す。農地法に基づきます不用地認定された農地の
旧地主に対する売り戻しに関する判決でございま
した。これは財産権を事後的に制約することがで
きるかどうかという観点からの判決でございま
す。三つ提示をされておりました、一つが、一た
ん定められた法律に基づく財産権の性質というも
のをどう考えるか、それから二つ目に、その内容
を変更する程度をどう考えるか、そして三つ目に、
これを変更することによって保護される公益の性
質というものをどう考えるかというところで、全体
として判断するんだということでございます。

この判決に照らしまして今回の措置を検討いた
しますと、一つは年金額引き下げの対象となる経
営移譲年金でございますけれども、これはその財
源が専ら国庫によつて賄われております年金であ
るという財産権の性質があるわけでございます。

そして、年金額の引き下げの水準が月額二千円
から四千円ということでございます。高齢夫婦
世帯の消費支出の約一%ということで、農業者の
老後の生活の安定が直ちに脅かされるものではな
いのではないかとということが二つ目でございます。

そして三つ目に、この引き下げ措置を講じるこ
とによりまして、加入者の皆様方の保険料の大幅
な引き上げでございますとか、あるいは国民一般
の負担の増大でございますとかが避けられるとい
うことでございます。今回の引き下げ措置は、
以上三点を考慮いたしまして、合理的な制約とし
て憲法上許容されるのではないかとというふうな解
釈をしている次第でございます。

○郡司彰君 農地法八十条の存在、特殊性とい
うことがありましたということでありまして、それ
ども、私ども、これをそのまま適用するのはどうか
という思いがあります。

それから、自己負担の拠出制であれば年金の減
額は難しいと思ひますけれども、国庫補助があれ
ば可能だというふうなお話が今あつたと思うんで

す。例えば、今後年金が税方式やその他に変わった場合には、これは国庫補助の場合には国の裁量でもって下げるといふことも可能だと、こういうような解釈になりますか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 仮定の御議論に基づきまして憲法判断することはなかなか難しゅうございまして、そういう判断につきまして御答弁申し上げることはできないわけでございますけれども、少なくとも今回の年金の引き下げ措置につきましては、一つが先ほど言いましたような国庫助成で賄っている年金の引き下げであるという財産権の性質、それから引き上げの度合い、それからそれによって守られる公益と、本件に即して判断をした場合にこうなるということ以上に私どもはなかなか憲法判断について御答弁ができないわけでございます。

○郡司彰君 それでは、憲法判断ではなくて、厚生労働省の答弁などは、今後そのようなことは考えていないというようなことがございました。それはそれとして、憲法判断でなくて、この年金の場合にはそのような判断を下したということになるわけですね。

じゃ、この年金の場合というのと、ほかの年金の場合は何が違うんですか。例えば、政策年金というものがこの国にそうほかにありませんよというように、それから国民の目が農業に対して、誤解もあるかもしれないけれども、かなり保護的なものがあるんじゃないかというような意識があるかもしれない。あるいは、いろんなところの中で、この年金はいんだという判断をされたその根拠は何ですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先ほど来申し上げております、先生、今まさしく言われましたとおり、他の二階建て部分の公的年金と比べますと、国庫助成がありますのはこの農業者年金基金の経営移譲年金だけであるということ、それからこの農業者年金基金は財政的に破綻をしておりますので、その処理を図らなければならない状況になっておりますけれども、他の公的年金につきまして

は、成熟度が農業者年金ほどひどくなっているというところ、まだ年金として存続の可能性があるとこの等々、置かれていた状況が違いますので、今回の措置を他の公的年金に類推して解釈するというようなことはできないのではないかとこのように考えている次第でございます。

○郡司彰君 この年金にかかわる方々が今いらつしやるわけでありまして、受給をされている方もそうでありまして、二十七八万人の方々が、この年金だからこういうふうな九・八%下げましたよということについてどの程度理解をされていると思ひますか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) この制度をつくり上げる、抜本的改革をするに当たりまして、一つは、旧厚生省と農林水産省の双方で受給者とか加入者の代表の方を含みます研究会を開催した、それからJAでございますと農業委員会系統の意見を積み上げてきた等々、あるいはインターネット等でパブリックコメントもいただいた、そういうような一連の手続を経て抜本改革に至ったわけでございます。

正直申し上げまして、午前中の参考人の方々の説明を聞かせていただきますと、まだまだ農村の現場においては納得をされていない方々もおられるという御説明がございましたので、私どもは、この制度とその背景と内容と、こういうことをせざるを得なくなったその経緯等をこれから十分農村の現場で説明をして理解していただくように最大限の努力をしたいというふうに考えておる次第でございます。

【委員長退席、理事岸宏二君着席】

○郡司彰君 この年金と、公的年金の一元化の議論というのが一方でありますけれども、かわりというのはいかがでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 公的年金制度の一元化でございます。これは平成八年三月の閣議決定でその基本方針が示されておりました、今回国会に提案させていただいております農協等の職員、農林年金と厚生年金の統合というのはその一環

でございますけれども、これは被用者を被保険者とする年金制度のことでございます。自営業者たる農業者を被保険者といいたします農業者年金は公的年金制度の一元化の対象とはされていないわけでございます。

特に、先ほど先生おっしゃってられました農業者年金というのは、農業の担い手の確保ということで農政上の特別の位置づけの我が国で唯一の政策年金ということになっておりますので、他の公的年金と統合するというのは実態的にも難しいのではないかとこのように考えております。

○郡司彰君 厚生年金その他の公的年金の一元化の議論とこの年金の議論というのは基本的には別なものだということになるわけですね。

大臣、ちよつとお尋ねをいたしますが、先ほどありましたように、前の二十四日の質問の答えの中で、大臣のお言葉ですけれども、法人にしますと経営移譲の問題も解決をしますし、いわゆる年金、医療、福祉その他、これは農業者年金、今審議願っていますけれども、いずれ将来はみんな厚生年金になっていくだろうと思ひますという発言がございました。

これは、今の公的年金一元化の議論と必ずしも大臣がおっしゃったことは、そういう厳密な意味でのことではなかったかと思ひますけれども、改めてお聞きをいたしますが、公的年金一元化の問題とこの農業者年金、その他の関連について大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(武部勤君) 法人化した場合、農業法人の雇用従事者は被用者となることから、仮に農業法人が農業経営の大宗を占めるようになれば、農業従事者の大宗に厚生年金が適用されることになる、かように思ひます。しかしながら、今後とも家族経営が我が国農業経営の大宗を占めるものと、かように考えております。

それで、私は、法人については、いろいろな法人があるわけでありまして、家族経営では成り立ち得ない状況を法人がサポートすると。例えば酪農ヘルパーなどもそうです。コントラク

ターなどもそうです。第一段階で、そういう形で家族経営を支援する法人化ということが主になってくると思ひます。

しかし、これからの経済変動その他を考えると、私はそう現時点では思ひますけれども、相当なスピードで社会構造、経済構造が変わってくるということなども想定できますし、これはやっぱり一番大事なものは、生産者、農業者がどう望むかということによって、私は、ちよつと今の局長の答弁とは違うことも考え得るのではないかとこのように正直申し上げなきゃならないと思ひております。

いずれにいたしましても、家族経営に従事する農業者の確保を目的として行っているわけですから、これはやっぱり第一義的に重要だと思ひます。担い手をいかに農村に定着させ確保していくかという、そういう使命にこたえるための新たな農業者年金でありますから、この新たな農業者年金を確固たる存在意義のあるものにしていくというのが私どもの使命だと、かように思ひております。しかし、信念はかたく、頭はやわらかく、こういうことで、行政の責任者は幅広く考えていかなきゃならないことは言うまでもないことだと、このように思ひております。

○郡司彰君 私は、大臣の話の方が非常にわかりやすいんです。法人化の是非ということの議論もありましたけれども、これは法人化というもののが結構市民権を得てくるという形もあるだろうと思ひます。そのところで、一方でそのような形の年金に入る人が今後ふえてくる可能性がある。局長の方は、頑張つて努力して三十万人というふうな数字。私は大臣の方が素直なような感じがしております。

ちよつとまた別な問題に時間の関係で入らせていただきますけれども、政策支援という形が打ち出されておりました、私は細かい数字は余り時間がなくて自分で調べておりません。お知らせをいただきたいと思います、例えば収入で九百万以下でありますとか、その中の認定農家であつて青

色申告をしていて現在加入をしている人を除くとどのぐらいの方がいらつしやるのか、それから認定、青色、家族協定を結んでいる方がいらつしやるのか、これはどのぐらいの数がいらつしやるのか、ちよつとお答えをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(須賀田菊仁君) まことに申しわけないですけれども、ちよつと青色申告と認定農業者の関係、クロスで私ども把握しておりません。

認定農業者の方は私ども把握しておりまして、認定農業者で未加入の方々のというのが現在七万三千人おられます。そして、認定農業者候補というので、認定農業者になろうとしている方々でまだ入っていない方々というのが十一万八千人、約十二万人おられまして、家族経営協定——ちよつと済みません、失礼しました。ちよつと数字、間違つておりまして、もう一回言い直します。

農業者年金基金に未加入の認定農業者の方々が二万六千人でございます。それから、未加入で認定農業者候補の方々が一万四千人おられます。家族経営協定締結をされておられるであろうという配偶者の方々が三千人おられるというふうに私どもは承知をしております。

○郡司彰君 私、自分で質問をしたやつを何か自分の資料で探そうと思つたら、よくわからなかつたんです。わからなかつたというのは、要するに農水省の方もよくつかないということなんです。いいですよ、そういう大ざつぱな数字でやつていくというのがよくわかりましたので。そういうことで、少しきめ細かくちよつとやつていただきたいなど。私も、幾ら探しても、どういうからくりで数字が出てこないのかと思ひましたら、局長と同じ認識だということで、よくわかりました。

それからもう一つ、この青色申告でありますとか家族経営協定、これそれぞれ目的が本来あるはずですね。この目的について簡単に結構ですから、述べていただけますか。

○副大臣(田中直紀君) いわゆる経営意欲のある

担い手を、これから担う人を発掘しなけりやいけない、こういう状況であるわけでありまして、青色申告を行うということにつきましては、農業者の皆さんが経営管理に認識を持っていたかどうかということが第一でありますし、青色申告をするということは簿記等の経理事務をしていけるわけでありまして、ある程度の収入が家族でも得られるようになれば、申告をしていただければそれ相應の特典がある、経費で落とせるというようなことになるわけでありまして、将来その後継者として引き継いでいただくということでは必須条件ではないかというのが現在の情勢でございます。

(理事岸宏一君退席、委員長着席)

それから、御存じのとおり認定農業者につきましては相当浸透してきましたけれども、それぞれ農地を取得するだとか農業関係の諸資料、情報というものを得やすくしながら、そしてまた経営改善をやりながら、そしてまた将来継続的な農業を営めるような、そういう体質を持っていたかどうかということによって認定農業者になっていたかどうかというわけでございます。

○郡司彰君 認定農業者の数がなかなか思うようにふえないということも事実だと思ふんです。なつて何だというふうな話がよくいろいろ出されるわけでありまして、いろんなところで言われますように、スーパーL以外に何かその特典があるのかとか、いろんなことがあるわけでありまして、青色申告についても、白でどうのこうのという話もいろいろありまして、なかなかふえてこない。

この農業者年金、大変な時期にこれをまた変えていこう、理解をしていただけて政策支援もしていこう。その際、これまでいろいろやつてきたけれども、余り実効が上がっていないのをまとめて、やつている人についてはプレゼントしますよと、そういうような感覚に私も陥つてしまふんです。一つ一つ大事だということと政策を決定してきてやつてきたけれども、この際、そういうものをみんなひっくるめて農業者年金の際にも一回出して、これでも一つ一つふやしていこうか

と。何かちよつと安直なような感じがいたしますけれども、間違つていたらちよつと教えていただきたい。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 私ども、この農業者年金の新しい制度で青色申告でございますとか家族経営協定でございますとかを要件といたしましたのには、確かに先生言われるように、青色申告というのは税法上の特典を得るための簿記帳等きちつとしないといふと、こういうものでございましてけれども、一方、今後の担い手というものを考えます場合に、やはり自分の経営をきちつと管理する、経営管理を常に行つて、経営を点検、分析しながらきちつと改善に取り組むと、そういうことが非常に、負債問題等を見っておりますと、大事になつてくるというふうに思われるわけでございます。

それじゃ、そのきちつと経営管理をするということはどういうことで担保したらいいんだろうかというふうないろいろ討議をしておりましたけれども、やはり外形基準として用いられるのは税法上用いられている青色申告ではないかということでございます。そして、認定農業者の方々にアンケートをとりますと、やつぱり九割ぐらいの方々はもう青色申告をしたいというふうにしておりまして、そういうきちつと経営を管理するという手段として使わせたいたいたということでございます。

それからまた、家族経営協定の方も、本当は家庭内の例えば配偶者の地位、そういうものをきちつとするという手法で、普及等を通じて進めておるわけでございますけれども、この場合は、配偶者の方々とか後継者の方々がちゃんと意欲のある担い手として位置づけられているんだということを示すために、家族経営協定の中で収益は自分らに帰属する、それから経営をやめるときは同意のもとにやめる、それから経営の主宰はみんなで行うと、三点ばかりの内容の協定を結んでいただいて、ちゃんとした農業の担い手でありますよというところを見るための手段としてこれを用いさ

せていただいておりますということでございます。

○郡司彰君 先ほど、参考人の話の中にもありましたけれども、余り選別的な方式では好ましくないのではないか、公正公平というのが保たれない話の中にあつた認定でありますとか青色申告をしていこうとか、こういう方々というのはおおよそダブルなんです、重複をする方が多いわけなんです。だから、こうでこうでというものをやつていって、それを足し算、引き算していくと、そんなに実態としてはそのもとの数字と変わらないんです。だから、これから本当にあやすという場合には、選別方式じゃなくて、もう少し公平性が出るような、そういう方式に改めていかなければおかしいんじゃないですかというふうなことで、今そのような話をさせていただきました。

もう時間があるまいので最後になるかもしれませんが、これまで二年、七年と附帯決議をなされてきたわけでありまして、その附帯決議の中で、遺族年金について検討をするというふうな字句がございました。これは、どのような検討がどのようなところでなされてきたんでしょうか。

○副大臣(田中直紀君) 私の方からお答え申し上げます。

過去の附帯決議で遺族年金、大変検討していただいたことは何つております。今回の新しい制度では積立方式と、こういうことでございまして、そういう面では、先ほど谷林先生が言われたように、いわゆる恩給のような性格ではないと。今回は、積み立てをして、それを本人あるいは遺族の方々にその成果を、当然、八十歳を限度として支給以前に亡くなられた方々には積み立て以上のものを死亡一時金として還付するということになりました。また支給が始まつてから亡くなられた家族の方々に当然遺族の方々にそれ相應の死亡一時金を支給する、こういう形になつておりますから、従来のような三割程度では終わるわけではございません。

そういう面で、今までの御検討は大変いろいろ

と議論があったと思いますが、今回の制度では一時金ということで支給をする、継続して遺族の皆さん方にお支払いをするというような形にはならないということを御理解いただきたいと思ひます。

○郡司影君 私、制度が変わりまして、今、副大臣のおっしゃったような答弁の中身は理解をするつもりなんです。ただ、そういう中でも遺族年金というものが当てはめられるかどうかという議論はまたあると思いますが、私は副大臣の答弁は理解をするんです。

私が問題にしておりますのは、この前、二回も続けてそういう附帯決議をして、本当に検討してきたんですかということなんです。委員会の中で、何かあるたびに附帯決議をやった。それは附帯決議をやったというときのことだけで、後、振り返ってみると何にもされてないというのが結構あるわけです。今度、制度が変わってもうそれが生かされないといふれば、これは大変に国会、参議院の附帯決議の重要性といふますか、余りにも軽んじられてるんじゃないかなと。

私は本当に、こういう形でもって検討したけれども今回までに間に合わなかった、今度制度が変わるからこれはできないかもしれない、そういう答弁ならそれは結構なんです。しかし、附帯決議はもう附帯決議でそれは終わったものだから、うちの方は全然その後は検討もしていませんよと、こんなことになる。今後の審議そのものに私は非常に慎重にならざるを得ないわけでありまして、そういうことを申し述べたかったのでございまして、大臣から最後にちよつと感想をお聞かせいただいで、終わりたいと思ひます。

○国務大臣(武部勤君) 先ほど、局長の答弁と私の考えが食い違っていたような印象を与えてしまったかと思うんですけれども、先ほど来申し上げておりますように、やはり政策年金として現時点ではこれをしっかり定着させていくということとは不可欠だと、こう思っております。

それでなくても農業を取り巻く環境というのは非常に厳しいと、とりわけ担い手といひますか後継者が先行き不安視しているというときに、私どもはあらゆる手を尽くしてそういう不安を解消し、先行きに展望を開くという努力が必要だと、このように思っております。

同時に、これは今後はやはり自己責任原則といひますか、生産者の方々も行政に何もかもゆだねるということではなしに、やっぱり自分の経営というものについてみずから責任を持って担っていくというようなことが大事だと、このように思っております。特に、農業団体等についてはそういう意識改革を私はしっかり持つてもらわなくちゃいけない。政治家として私どもは頭をやわらかくして、その状況に応じた、またそれを先取りした政策展開をしていかなければならないと、かように思ひます。

そういう意味におきましては、今先生御指摘の問題についても我々は絶えず努力をしていかなきゃいけない、絶えず注意を喚起していかなきゃいけない、そういう姿勢で今後農林水産行政を責任持って担つていこうと、こう思っておりますので、今後ともの御鞭撻をお願いしたいと思ひます。

○須藤美也子君 今回の農業者年金改正の最大の問題点は、受給者を含む年金給付の約一割カットの問題だと思ひます。

年金受給権は、先ほど来問題になっておりますが、憲法で明記されている財産権に当たります。農水省はただいまの答弁でも、全額国庫負担している経営移譲年金のカットだから財産権といつても特別だ、こう答弁されております。受給者は経営権も所有権も渡しているんです。そのかわりに、代償として支給されているのが農業者の経営移譲年金なわけなんです。原資が国庫負担であらうとなかろうと関係なく、経営移譲年金の水準は守るべきだと思ひますが、どうでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先生も御承知のとおり、農業者年金制度、加入者一人で受給者三人を支えるという財政状況のもとで、このまま推移をいたしますと、恐らく今年中に年金財政が払底するといふふうに見込まれている状況になつていくわけでございます。

それで、制度の破綻を防ぐことができるかという観点から検討をいたしまして、現役世代に保険料の大幅な引き上げということを求めることができるかといふようなことも検討いたしましたけれども、現下の農業情勢のもとではそういうことはできないといふことでございまして、そういうことでございまして、やむを得ず現行制度を処理しないといふけないといふことで、処理する場合に、国庫負担によつて現在まで発生しているすべての年金債務を支払おうと。

ただ、それだけではなかなか国民の理解を得ることができないといふことで、既裁定年金額の引き下げという、受給者等の方々にも応分の負担を願おうといふふうにしたわけでございます。

ただ、その際に、老後の生活の安定ということも考えまして、老後の生活に支障のないような額に限りまして、かつ、これまで全額国庫助成で賄われている経営移譲年金に限りまして引き下げを行うといふことで、大変心苦しい結果になつたわけでございますけれども、全額国庫処理ということとやむを得ないといふことで御理解をお願いしたいといふふうに考えている次第でございます。

○須藤美也子君 私は、財産権について今その認識を、考え方について質問しているんです。

さらに、先ほど経営局長さんですか、一割カットは月二千元から四千元ぐらい、老齢世帯の消費支出の一分から二分、そのくらいだから生活を脅かさない、この根拠は何ですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 私どもが把握しております家計調査によりますと、平成十二年の高齢夫婦世帯、すなわち夫が六十五歳以上、妻が六十歳以上の夫婦一組の世帯の一月間の消費支出が全国平均で二十四万三千円でございます。

そして、今回の年金額引き下げ措置を見ますと、これは、いつ加入され、いつ受給を開始されたかで違つたわけでございますけれども、少ない人で千八百円足らずの減額、多い人で三千六百円ぐらい

の月額削減といふことでございまして、二千元から四千元といふことで、二十四万三千円の約一%程度という、平均的に見た場合、そういうことであるといふことで、こういうことでございまして、老後の生活の安定が直ちに脅かされるような水準ではないのではないかとこのことで判断をさせていただいたわけでございます。

○須藤美也子君 私の質問に簡潔に適切に答弁していただきたいと思ひますけれども、一%や二%はそういうデータによつて、そういうふうに出ていると。しかし、実際どうですか。農業所得は急激に落ち込んでいる、しかも去年からですか、介護保険料は大体平均して月二千五百円、取られます。医療制度の改悪、そういう中で全体を通してよく分析をした上で、現実のそういう経営も含めては引き出したのかどうか。一%、二%というのは老齢家庭にとってはそんなに大した支障がない、こういう考え方は余りにも官僚的な答弁だと思ひます。そういう点で、この現場の加入者一人一人の実態とか了解も得ていない、これも重要な問題だと思ひます。

さらに、三兆六千億円、先ほどいろいろ財産権の問題で公益が守られる、守られないというお話がありましたけれども、なぜ一割カットしないと公益が守られないのか、政府が全額負担してこれまで守ってきたわけですよ。これまで全額負担でやってきたものが、国民が理解できないから、あるいはそういう点では理解していただくために一割カットをしなければならない、こういう根拠がわからないんです。恐らく農家の皆さんもこういう説明では納得できないと思ひます。どうですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 今回、農業者年金制度、現行制度が財政的に破綻をした、そこでその処理をしないといけないといふことで、現時点で発生している将来にわたる年金債務をどのようにに処理するかといふこととなりまして、もう年金資産がないわけでございますので、これまで自賄いとされておりました老齢年金を含みまして、

すべて国庫負担で処理せざるを得ないということとなりました。

そういうこととなりますと、その負担をしていただく納税者の方々、国民の方々はこの農業年金制度の破綻については直接責任もないわけでございますので、それらの方々の理解を得るためにはやはり国民負担をできるだけ少なくするという要請が一方にあり、また他方では、農業者の方々の、カットを受ける方々の生活を脅かさない程度のものでできるだけとめられないか、そういうようなことをもろもろ考えまして、平均的に九・八％カットであるならば何とか双方の理解が得られるのではないかとということで措置をさせていただいたわけでございます。

これから農家の方々にも、先ほど申し上げましたけれども、必ずしも現場の方々すべてにこの考え方が行き渡っているわけではございません。これから現場の方々の御理解も得ていきたいというふうに考えている次第でございます。

○須藤美也子君 国の運営している公的年金制度の信頼にかかわる問題でもあるわけですね。

年金受給者の一割カット、これは公的年金制度では初めてのことですね。そういう点で、既に受けている人たちの年金額をカットするということは、農業者年金以外の公的年金をもらっている方々にもあしき慣例を残す、こういうふうに懸念をしているわけです。そういう点で、国民全体の立場に立つても、受給者がいつでもそういう理由で削減される、こういうようなあしき慣例を残してはならないという点からいえば、国民全体の立場に立つても、今回の受給水準の維持は非常に重要だと思ふんです。

農業者だけでなく、今、年金をもらっている方々にとつても私は非常に重要な問題だ、こういうふうにも思ふんですが、一言でどうですか、こういう考え方は。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 農業者年金制度も国民年金の二階建ての中の農業者向けの公的年金でございます、ほかの公的年金と同列な扱いな

わけでございますけれども、他の公的年金との違いは、農業者年金の場合は、二階建て部分で唯一国庫助成のある政策年金であるということ。そうして、ほかの公的年金と比べますと、加入者一人が受給者三人を支えるという、成熟度三〇〇％近い状況になっているということ。今回、処理をせざるを得なくなつて、自賄いとされてきた老齢年金を含めまして国庫負担で処理をせざるを得なくなつたという状況でございます。国庫助成がある、ない、それから成熟度が全然違うということ、今回の農業者年金に係ります措置が他の公的年金に波及ということは考えられない、前例にはしないというふうに考えているところでございます。

○須藤美也子君 それでは、公共の福祉に適合する、こういう言い分でカットするならば、また何かの理由が起されればカットされる、こういう可能性もあるわけですね。そういう一人で受給者三人を負担しなくならぬと今おっしゃいましたよね。加入者がどんどん減つていった場合、またカットされる可能性も大きいわけですね。

もうこれ以上、二度とこういうようなカットをしない、こういう保証はあるんですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 将来、同じようなことが起こるのではないかと御懸念でございます。

私もとしては、現行制度が破綻をいたしましたその反省に立ちまして、新しい制度につきましまして、まず財政方式については積立方式といたしまして、自分が支払った保険料と一定の運用分が、将来、年金として返ってくるという安定した仕組みとしておりまして、加入者と受給者の関係の率でございますとかそういうものに左右されないような仕組みにしているということ。

それから、そのほかもろもろ農家の方々の批判がございました。例えば、保険料が高であるというふうな批判に對しましては、認定農業者でございましてその配偶者の方々について保険料負担の軽減を図るようにしたと。そして、死亡一時

金が低過ぎるのではないかと声に對しては、死亡一時金の水準を大幅に改善したということでございます。現行制度に比べますと利用していただく、かつ農家の方々にも安心して利用していただける制度にしたつもりでございます。将来その年金額を削減するということとは考えていないところでございます。

○須藤美也子君 それは積立方式にしたからと、こういうことですね。しかし、これから積立方式の問題についても伺いますけれども、積立方式にしたから削減しない、こういう保証にはならないでしょう。ですから、将来絶対に削らない、カットしない、こういうことは言えない、これが私は逆に明らかになったと思います。さらなる削減は進むんでないか、改悪につながっていくんでないか、こう言わざるを得ないんです、今の答弁を聞いてです。

そこで、大臣に伺います。

私は、農業者の生活、老後の保障、ここを大事にする農政を進めていくのか、それとも国民がこう言うから、国民がこうだからと、そこに理由をつけて農業を片隅に追ひ込むような農政を進めるのか、ここが農業者年金のこの制度の改正のところで問われていると思ふんです。

そこで、受給者の負担は、カット分二千億円ですよ。平均すれば一年間三十億です。だとすれば、先ほど参考人の方々が、この間、大臣にも申し上げましたけれども、むだな公共事業、農道空港のお話もきょう出ました。これは廃止になりました。こういうむだな公共事業というのは、農業土木の中にもたくさんあります。こういうむだな公共事業を見直して、農業予算の中でこの農業者年金の足りない分、一年間三十億、これを捻出することができるんじゃないですか。

農業者の立場に立つた老後の保障を本心に考えるならば、私はこういう方法で、農業予算の中から支援、所得補償とか価格補償とか、農業予算で出しているわけですから、ここで捻出すべきだと思いますが、この点について、大臣いかがでしようか。

○国務大臣(武部勤君) 要するに、一番大事なことは、農業者年金の受給者も国民です。言うまでもないことです。しかし、主権在民のもと、国民の理解と協力が得られる範囲、限界というものはどこなのかということをやはり基本に考えなければならぬんじゃないかと私は思います。

もう釈迦に説法ですけども、昭和六十年改正前に加入した人は保険料の累計は二十三万円、これはモデルですが、個々にあるでしょうけれども、これは二十七・七倍の六百二十八万円の年金給付額、現在八十歳の方です。それから、平成二年改正前の昭和二十一年生まれの現在七十四歳の方は、六十五万円に對して十三・八倍の八百九十五万円の受給ということになるわけです。平成二年改正後、昭和二十一年一月生まれ、現在五十五歳の方は二・七倍の八百五十万円ということ、これは国民の皆さん方の中に知る人ぞ知るであつて、我々は、これは当然国民の皆さん方に政策年金として理解が得られるものとしてこのことを推し進めてきたわけでございますが、御案内のとおり、年金加入者の中でも四分の一ぐらいの方々は保険料も納めていないという、そういった実態などもありまして、非常に国民の皆さん方の見る目というのは厳しくなっているというのが実情じゃないでしょうか。

そういうことを考えましたときに、国民一般の理解と納得が得られるためには、受給者、加入者に対しても年金給付額の引き下げ等応分の負担を求めざるを得ない、そうでなければこういったことは続かないという認識に立っているわけでありまして、農林水産予算で年金額引き下げ分を捻出できるかという観点ではありませんが、やはり一般国民の理解を得られるか、その限界点はどこなんだということを考えて今回の改正案を提出させていただいた、こういうことでございまして、公共事業、削れるところはたくさんあるじゃないかとおっしゃいますけれども、これはまた大事なことはたくさんあるわけでございます、三十億を

単年度で削るということはとんでもない、またいろいろなあつれきを生ずるものではないかと、かように思いますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○須藤美也子君 大臣、農業者も主権者なんですよ。

○国務大臣(武部勤君) そうですよ、今私も言っている。

○須藤美也子君 これまでいろいろ論議されましたように、何百年も先祖代々の田畑を守って、所得のないところで頑張ってきたんですよ。それが国民の食料を守り、環境を守ってきたんですよ。その農業者のために老後の保障、老後の保障といつても大した保障ではないでしょう。先ほど来、参考人の方々がおっしゃっていましたけれども、農業者年金というのは数万ぐらいでしょう。経営移譲年金、いろいろこれでありましたけれども、それに国民年金を加えると、厚生年金から見れば大変低い額ですよ。

この間、八十三歳の農業者年金をもらっている方のお話を聞きました。先祖代々のあの中山間地で開墾をやつて農業をやつてきた、そして自分の息子に農業を継がせた、そのときピストル型のいわゆる経営移譲年金をもらつたと。今現在もらっているのは年間たつたの十一万ですよ。ところが、息子は、こんな中山間地で農業をやつても採算がとれない、もう農業をやめて企業に働きに出た、哀れなものだ、もうこれではあとはあの世に行つた方がいい、こうおっしゃっているんですよ。

あなたが、大臣が日本農業をどうするか、こう考へているところの農村が今こういう深刻な状況になつていくということは大臣が一番よくおわかりだと思ふんです。その老後の保障も確かなものになつていない、この現実をしっかりと私たちはつかむ必要があると思ふんです。

そこで、平成七年の財政再計算でこのような事態を予想していなかったと、こういう御答弁これまでされました。新規加入者数、保険料収納率、経営移譲率、運用利回り、ともに大幅に実績

と見通しは乖離した。さきの本会議で当時の農水大臣は、その見通しの誤りを申しわけないと、こう陳謝いたしました。しかし、謝つてもこれはしようがないことなので、謝るならば、なぜ見通しが狂つたのか、これをきちんと分析をし、反省しなければ次の政策に届かないわけですよ。

ですから、そういう点で、特に新規就農加入者はふえていくんですよ、最近、農水省の資料を見ても、ところが、年金加入者は逆に減つていくんです。このまま農業を続けられるのか、そうした不安が加入を控へさせているんです。つまり、加入者が少ないのは農政の側にあるんです。こういう期待の持てない、希望の持てないような農政をやつてきた、ここに大きな原因があると私は思います。

さらに、保険収納率の低下、これは農業所得の低下を見ますと、農業所得はこの間四割減少しました。保険料は四人に一人が未納です。払つていません。まさに農業所得と保険料の収納率というのは符合していません。所得が下がれば保険料の収納率も低くなる。経営移譲の低下は後継者と農地引受手の減少によるものです。経営移譲年金の支給停止者がふえています。

この原因等々について、平成七年の財政再計算で、見通しと現状とまさにこのように乖離した。この原因を私は今少し申し上げましたけれども、大臣は、その根本的な原因がどこにあるのか、どうお感じになつていらっしゃるでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 平成七年の財政再計算の見通しと実績、先生の言われるように大分乖離をしております。新規加入者の見通し、平成十二年度以降、一万六千人と見込んでおりました、先生言われたように、新規就農青年の動向は徐々にふえておりますけれども、年金への新規加入者は千六百人ということでおよそ十分の一ということになつております。それから、保険収納率につきましても、やはり実績と比べて低い割合になつていくということでございますし、先ほどの経営移譲年金の支給停止の割合につきましても、九万

四千人と増加傾向にございまして、これは特例農地等の返還、農地を譲つた方がもう一回返還を受けたという事由によるものでございまして、恐らく後継者が他産業へ流出したか転用のために返還したかだろうと思ひます。

いずれにいたしましても、原因につきましては、農業構造の大きな変化ということもございまして、けれども、やはり所得との関係で保険料が割高に感じて、あるいは制度の将来について不安がある、こういったことが原因ではないかというふうな不安を私どもも承知をしております。このような不安を払拭するような制度改正その他に努めていかないといけないというふうな感じしているところでございます。

○須藤美也子君 大臣、こんなに乖離しているんですよ、平成七年の見通しと現状が。これは単なる見通しの過ちで済むものでしょうか。そして、農業者に約一割のカットを押しつける、これでいいものでしょうか。これが大臣の言う改革なんでしょうか。これじゃ本当に農業者に痛みを伴う、そういうものだと思うんですよ。

そういう点で、カットは農業者の責任なのか、それともそういう農政の過ちなのか、そこをはつきりしてください。

○国務大臣(武部勤君) はつきりしてくださいよと、こう言われましたが、なかなかはつきりできないところが農業情勢をめぐる非常に複雑かつ厳しい状況だ、こう認識せざるを得ないと、私は正直そのように思ひます。

でありますから、現行の農業者年金制度の破綻という現実を踏まえて、オール・オア・ナッシングというわけにはいかないと。より国民の理解のもとに意欲を持つて担い手が農業に従事できるような、そういう制度改正を考へて今回の法案を提出させていただいたわけでございます。

また、今、須藤先生御指摘の問題は、これは農業者年金制度だけで解決できるものではない、私はこのように思つております。

ですから、我々大事なことは確たる方向を明示

すること、ここで揺らいじゃいけません。同時に、今後の動向、動静というものについては頭をやわらかくして対応していくということが必要でありますし、加えて、私ども、農林水産業の構造改革ということをあえて強く打ち出していかなければならない、そういう現実を直視している、このように思っているわけでございます。

今、先生からさまざま御指摘ありましたけれども、私どももこれまでの見通しの甘さに対しましては責任を感じておりますし、同時にまた、今後の対応についても、加入者も政府もすべて一体となつて国民の理解を得られるような努力をしていかなくちやいけない、今度同じようなことを繰り返したら国民が許さないだろう、そういうような非常にせつぱ詰まつた気持ちで挑戦していこうという次第でございますので、ぜひ御理解をお願いしたいと思ひます。

○須藤美也子君 ということは、私どもは給付のカットはやるべきでない、こういうふうな考へております。むしろ、農業者年金をもっと充実させないと、今の置かれてある農業者の実態からすれば農業を続けていく人がいなくなるだろう、こういう心配を保持しておりますから、給付のカットはやるべきでない。

そして今、大臣がおっしゃいました。この問題については、問題は政府の責任である、そういうふうにおっしゃいましたね。じゃ、その立場に立つて全面的な解決を図つていただきたい。私どもはカットはやるべきだ、こういう立場であります。そういう立場で農民も納得できる、そして農業者年金がもっと充実できる、そういう体制をつくるための責任を保持していただきたい。

次に進みたいと思ひます。

○国務大臣(武部勤君) 政府の責任というふうにお決めつけないで、後段申し上げましたように、加入者もすべてが一体となつてこを乗り切つていかなきゃいけない。これは国民の協力を得られなかつたらできないわけですね。その九・八%

カットもぎりぎり国民の皆さん方に理解がいたでける範囲かなというところで申し上げているわけでごさいます。政府が全部責任を負っているというところではありませんが、今後に向けて政府も責任を感じて真剣に取り組んでまいりたいということでごさいますので、そのことをあえて申し上げさせていただきます。

○須藤美也子君 あえて申し上げなければよかったですね。

大臣の今の答弁は後退していますよ。政策も予算も全部国が出しているんです。農民は政府の言うなりに農政の制度に基づいてやってきたんですよ。規模を拡大すれば、はい、価格がだめといえどそれに我慢して踏ん張ってきたんですよ。政府の農政の結果なんですよ。ですから、先ほど大臣はいい答弁をしたと思っただけですけども、何か今の答弁は随分後退している。これは撤回していただきたいと思っています。

次に、農業者年金だけが全体の農業者を支援するものでないと、どなたか発言されました。支援策の問題で、今回の農業者年金の改正で、目的が農業者の確保のための年金、こういうふうに変更されるわけですね。だとすると、加入者の対象をいろいろ広げたり、あるいは積立方式にしたり、こういういろいろなことをおやりになると。

ところが、基本的にはみどり年金と同じ仕組みになるわけですね。みどり年金も三万人の加入者しか入っておりません。加入の対象を広く間口を広げても、実際この年金で農業者の確保につながる、こういうふうな自信を持って言えますか。これはどなたでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 国民年金基金の中のみどり年金、加入要件が六十日以上農業に従事をした方ということで、まさに今回の新制度と、我々の制度と同じ要件なわけでごさいます。今までは農業者年金基金に入らなかった方々を中心に、みどり年金に入っていたというところというのが実態ではないかというふうにごさいます。

今後、じゃ農業者年金加入者がそんなに見込めるのかというお尋ねでございまして、これまで農業者年金に對しましてさまざまな御批判が農村現場からございまして。そういう御批判にこたえるような今回制度にしたわけでごさいます。財政方式を改めたことは先ほど申し上げましたけれども、例えば保険料が割高であるというような批判にこたえまして、一定の要件を満たします認定農業者あるいはその配偶者、後継者、こういう方々に保険料負担の軽減を図ったと。

それから、掛金が戻ってこないのではないかと、掛け損が生ずるのではないかとというような御批判に對しては、掛け分と一定の運用部分は着実に戻ってくる仕組みとしたということ、そして死亡一時金が低過ぎるという御批判に對しては格段にこれを改善したということでごさいます。現行制度に比べてはるかに安定をし、安心して加入できる制度にしたということで、我々としては今まで以上に加入される方がおられるのではないかと。ところで、当面三十万人程度の加入者を見込んでいます。

○須藤美也子君 私はそういうことを聞いているんでないですよ。今回の農業者年金制度の改正は、その目的、これが農業者の確保となっている。こういう形で確保できるのかということを聞いています。何ですか、その三十万人が加入できるとかなんとか、そんなの聞いていないです。もういいです。

じゃ、副大臣にちよつと聞きます。

先ほど来お話がありましたけれども、農業者の確保というならば、この年金は少しおかしいと思いません。認定農家と青色申告、先ほど来質問もありません。この人たちに政策支援をするというところでございまして、政策支援から外れる人たちは一体何人ぐらいいるんですか。

○副大臣(田中直紀君) 具体的な数字はすぐ出てきませんが、今回の制度におきましては、先生も御存じのとおり、加入者の皆さん方に担い手の確保ということで認識を持って入っていただくとい

う形になるわけでありまして、その中で、農業に就農する方々、あるいは経営の改善を図っていく、あるいは農業を継続していく、こういう方々が対象になっておりますが、一生農業に従事するということになりましたら、この農業者年金に入っているだけでございまして、生涯の年取といえます。そういうものの確保をしていただくということの、一つの農業者の中での充実を図っていくということになるわけでありまして。

当面その対象者は、農業に従事してある方々あるいは配偶者、後継者、施設型の農業経営者という方々に新たに入っていくということでありまして、その対象者が数字からいいますと八十万人ということでありまして、三十万人の皆さん方に加入していただくとなれば、まだまだ潜在的な方々もいらっしゃるということでありまして、直接、農業者年金と担い手の関係というものが従来のような制度上のつながりがございせんけれども、やはり農業に従事していただく方々には、農業者年金のみならず、その経過の中で充実した制度をまた引き継ぎ確立していくということが期待にこたえることではないかというふうに思っています。

○須藤美也子君 そうしますと、改正で目的が農業者の確保ですね。そうすると、今答弁されたことと非常に矛盾するんじゃないですか。つまり、担い手とそれから青色申告、こういう人たちが農業者の確保、こうなるわけではないでしょうか。さらに、今回の政策支援を受けた人たちについて、保険料支拂の特例付加年金の支給は、所有権移転で農業を営む者でなくなつたとき、離農、リタイアを条件としているわけですね。わずかな年金額を条件に農業からのリタイアを迫る、こういうやり方が農業者の確保と云えるでしょうか。今、六十歳でも六十五歳でも、みんな元気で農業をやっているんです。そういう点からいって、今回の改正、本当に目的が農業者の確保、こういう精神が生かされるような内容にしていくべきだ、こういうふうな思いをします。

そこで、担い手確保について、私は、青年の就農を促進する、ことが非常に重要になっていると思ひます。少ない年金では魅力がない、それよりも青年就農助成制度の充実を図ってほしい。現行制度は三十五歳以下は七分の二に割り引かれています。保険料ですね。これまでは保険料が安くとも給付額に影響はなかつたんです。今後は積立方式になるわけですから、保険料を三十四歳、三十五歳以下、こういう人たちが七分の二に割り引かれた分、安くした分だけ給付も下がるわけですね、積み立てですから。青年加入者にとつて将来年金支給の期待を裏切られる。信頼していたのに、積立方式ですから給付が安くなるわけですよ。ですから、青年加入者にとつては改悪につながるのではないかと。

これも長いですが、答弁。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 政策支援の対象者といまして、認定農業者のほかに、今先生言われた認定就農者であつて青色申告をしている方も対象にしているところでごさいます。新規就農される方も決して例外にしているわけではございせん。

○須藤美也子君 私は、実際資料を見ますとそういうふうになっている。ここでもいろいろ細かいことは言えませんが、そういうふうになっている。つまり、このあなたの方で出しているあれを見ますと、そういうふうになるんですよ。うんうんと言っているわけですから、そういうかみ合つた答弁をしていただきたい、こういうふうに思っています。

最後の、まだ時間が何分ありますが、その問題について、私は、こういう年金の青年農業者に対するこういう制度というのは、青年の意欲を持ってやろうとするそういう人たちの気持ちを逆なでするものだ、こう言わざるを得ません。農業者の確保に本気になつて取り組む、そういう姿勢があるならば、年金制度だけでなく、支援制度が緊急の課題だと思ひます。

日本は六十五歳以上が農業就農者の半分を超え

ています。EUは五十五歳以下が八〇%なんです。六十五歳以上は七%にすぎません。EUは青年就農助成制度があります。フランスでは離農が進み老齢化したために助成制度をつくったんですね。三年間合計で百六十五万円から四百五十一万円まで助成があります。農業者の確保なら、こうした助成制度を積極的に取り入れるべきだと私は思います。

農水省で出した就農者アンケートでは、経営的なめどが立つ年数は就農後三年から五年、こういうふうになっております。農業所得でやっていく状況ではありません。この間の所得保障が本当に必要なわけです。

助成制度の検討を要求したいと思います、提案をしたいと思いますが、これは政策的な問題です。大臣はこの問題にどのようにお考えなのか。検討するのか、それとも後退してもうだめと言うのか、その辺で改革の姿勢が問われる、こういうふうに思います、いかがですか。

○国務大臣(武部勤君) フランスのことは非常に参考になる施策だと思います。しかし、これは、よく若い就農者あるいは就農希望者の考えを聞いてみないといけないんじゃないでしょうか。また、地域によってそれぞれ違うと思います。同じ北海道でも、畑作地帯と酪農地帯とあるのは野菜、米地帯とかは大分違いますね。

ですから、大事なことは、どういう農業をやろうとしているのかという、その若い担い手が何を望んでいるかということについては、その望んでいるメニューといいますか施策というものを提供すること、というのが基本的に大事なんじゃないかなと、かように思います。

また同時に、いろいろな経営形態がありますから、国の基本政策である農業ではありますけれども、やはり地方分権という観点からも、県とか道とかそういったところに、財源の裏づけということとは一つあるでしょうが、最近では統合補助金という制度も拡充しつつございます。そういうことでやらないと、一律にいわゆる就農支援資金という

ような形で補助金を交付するというようなことは、私はいかがかなという感じがするわけでございます。

いずれにいたしましても、先生御指摘の本当に意欲のある前向きな若い農業者というものを農村にどんな定着してもらうかというようなことは非常に大事なことであります、特に若い農業者の間でこういう声もあるんです。

拓銀が破綻した際に、武部代議士、拓銀に勤めていた元銀行員はいないかと、我々は農業をやりたいのであって、自分が経営者として社長になつてやろうなどという、そういうことばかり考えているんじゃないかと、本当に経営能力のある人がいるならば、そういう人たちをマネジャーに招聘して、そして一緒にやりたいというようなことも聞いているわけでございます。

非常に大事な視点で先生は御発言いただいていると思いますが、またきつと後退した発言というふうにおしかりを受けるかもしれませんけれども、私も本場に農村に若い経営者というものをどんどん輩出できるように政策展開を今後やっていきたいと思っております。

○須藤美也子君 さすが北海道出身ですね。私、これで拓銀の話は何度か聞きましたので、拓銀の問題は随分例に引かれるようですね。北海道の農業というのは、私方にとっては本場に農政の見本として、北海道の農政はこうなっているというふうなことを大分例に引いてまいりましたけれども、北海道も非常に農業は深刻な事態になっていると思います。

そこで、各地域の問題が出されました。十八県が就農資金の返済免除をやっているんです。これは全国に今広がっています。県でやっているんです。これは、簡単に返せないと免除しているんです。これを県内の施策でなくて全国的に国が主導的に行う事業にしていくなければいけない。県がこういうふうな努力しているわけですから、国がそれを支援し、あるいは主導的に行うこと。そして、何回も繰り返すようですが、青年の農業者を

育成するための助成制度を、私は、EUに学んで日本でもこれを積極的に取り入れるべきだ、こういうふうな二つの点を提案したいと思うんです。が、ひとつ前向きに御発言をお願いいたします。

○国務大臣(武部勤君) 前向きにお答えさせていただきます。EUに学ばないといけないことはたくさんあると思います。ひとつは、ドイツとかフランス型のデカップリング、つまり農業だとか金肥を余り使わなくても、土づくりを完璧にやりながら環境に配慮した農業がやれると。それは、その環境はいわゆる自然環境だけじゃありません。安全性の高い、食味の面でもおいしい新鮮な農産物というものを消費者に供給するというのが観点から学ばべきところがあると思います。昨今、少し耕作放棄地も出てまいりました。そういう意味では、そういう緑肥作物を入れて輪作体系にひとつ加えていくというふうなやり方は学ばべきだと。そのことについて助成するということとは結構なことじゃないかと思えます。

それから、各県がやっていることについて国が支援せよということについては、これはやっぱり各県がやりやすくなるということが一番だと思います、それは各県が一番事情を知っているわけでありますので。まさにこれは地方分権、地方主導型の農政というものを展開するという意味でも、そのことは大事じゃないかなと思います。

○須藤美也子君 終わります。

○委員長(太田豊秋君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、小川勝也君が委員を辞任され、その補欠として木俣佳文君が選任されました。

○谷本穂君 質問通告をいたしましたもの、かなりの部分もう政府側がお答えになっておりますので、そちこち飛ばしながら質問させてもらいたいと思っております。

まず最初に伺いたいのは、先ほど須藤委員の方から、今度の農業者年金制度の再編問題と関連し、

それは農政の責任があつたのではないかと。この点を明確にしないという質問がございました。私もその辺のところをきっちり確かめておきたいと思えます。

大臣も御存じのように、昔の基本法が描いたものは何であつたか、その後の農林水産省が示した基本政策というのはどういうものであつたか。専業農家を育てていきました、そして兼業農家、これは両極分解な格好になっていくことを当初の基本法は想定しながら、そういう状況のもとで農政が進められてきた。そして、そういう情勢のもとで農業者年金制度というのが登場してきたということでありました。

その結果、どういうことになったかというところ、これまで指摘がありましたように、担い手が減少してしまふ、そして高齢化の進展という状況が生まれてきた。つまり、描いたものと現実とは異なつたものとなつてしまつた。その原因は一体どこにあるのか。やっぱりより直接的には農政にあつたのではないかと思うのですが、いかがですか。

○国務大臣(武部勤君) 農政の責任の否定はいたしません、やはり日本の社会経済構造というのが想像をはるかに超えて大きく変化したということが背景にあると思います。同時に、国際化ということがこんな急に急激に進むということは想定していなかったのではないかと、かように思います。市場経済原理というものを背景にして、農業が相当努力して農政の中での計画は消化してきましたけれども、しかし、次から次と規模拡大を迫られる、しかも労働力が一時物すごく不足しまして外国人労働者に頼らざるを得ないというふうなパブル期もございました。

そういうような社会経済構造の変化に、一年に多くても二毛作か三毛作しかない農業、しかも日本の場合には耕地面積が少くないということで、なかなか容易に規模拡大も進まないというふうな背景等があつたと思います。一概に農政だけの責任だとは思いません、農政の責任も否定いたしません。

○谷本義君 私も、農政がすべてであるとは申し上げてはいないんです。大臣も言われるように、日本経済における構造上の問題、そういう問題があったのは紛れもない事実であります。しかし、より直接的には農政の責任であつたと。見通しを誤つたことと自体がそうですよ。そう思いませんか。○国務大臣(武部勤君) 農政というものをどのようにとらえておられるか。先生は農民組織のリーダーでもあつたかと、かように思います。ここでの議論も農政に影響を与えております。それから、農業団体も相当影響を与えている、かように思います。そういう上で、立法府、国会の責任も当然あつたんだろうと思います。そういう意味では、そういったさまざまな声を背景にして農林水産省の行政が展開されてきたわけでございますので、農政の見通しの誤りとか農政の責任ということを農林水産省の責任ということであるならば、それはそうではないと。

これは甘んじて私も政治家の一人として責任を感じますが、弁明するわけじゃありませんけれども、私どもが早くから主張していたことに踏み切つていけばなという、そういう悔いも残らないわけではない。したがつて、この機会に思い切つた構造改革を打ち出していかなくちゃいけないという、そういう認識でございます。

○谷本義君 大臣が言われる思い切つた構造改革というのは、今度また時間を改めて意見交換といましようか、させてほしいと思います。

次に伺いたいのは、今度の改正で政府責任というのがどうも後退している感じを受けるというのが私の強い印象であります。といいますのは、二階建て部分に国費が投入されておりますのに任意加入とされてしまつておるからであります。

これからの世界の食料問題というのは、もう既に世界的に水不足の時代に入つていくであろう、そして、そういう状況の中で食料不足というのは世界的に出てくるであろうということが多くの人たちに語られるようになってまいりました。世界から、外国から食料が輸入できる、結構であります

すという時代ではなくなつていくであろうということが見通されます。

食料生産という重要な使命を持つ担い手を確保するためにということで、これまでの年金制度をやつてきているわけでありますから、そうであつたなら、強制加入として、特別な目的を持つ年金として国の助成を明確にすべきではなかつたかと思ふのだが、いかがでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先生も御存じのように、今の農業者年金制度が発足しました昭和四十五年のときは、零細多数の農地所有構造というものを規模の大きな経営を主体とした農地所有構造に変えていくことを目的としておりまして、一定面積以上の農地所有者の方は強制的に入れて、経営移譲を通じて農地所有構造を変えていくというふうなことを企図したものでございまして、一定面積以上の方々は強制加入ということにしていただけてございます。

ところが、昨今の農業情勢を見ますと、その肝心の担い手そのものが非常に脆弱化をしていなくなつたということで、その担い手を何とか確保しないといけないという、この農人性に着目した制度に変える、要するに農地構造の変革ではなくて、担い手の確保という農人性に着目したものに変わるといふことで、制度上は、年金の加入の有無については、担い手の方々それぞれ人生設計がおりでございまいしから、担い手の自由な選択に加入の有無をゆだねるという任意加入にしているところでございますけれども、私どもとしては、生涯所得の確保の重要性にかんがみ、すべての担い手の方々に利用してもらいたいという意図を持っていろいろございまして。

〔委員長退席、理事森下博之君着席〕

○谷本義君 そこで伺いたいのは、農業経営の近代化ということをやまずテーマにしたと、それからもう一つ、事の経過からいきますと、当時の佐藤総理が言われたのは、農民にも恩給をという言葉でした。つまり、所得格差が開いていく、そういう状況の中でやっぱり年金制度をつくらな

きやならぬなど、老後保障ということであります。

〔理事森下博之君退席、理事岸宏一君着席〕
そうしますと、農業の近代化と農業者の老後保障、どつちに重点を、つまり軸足を置いているのか、そこはどうなんですか。簡単に答えてくださいます。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 二つの側面、農業政策上の目的は、農業経営の若返り、規模の拡大でございます。そこに着目して経営移譲に国費を投入しておつたわけでございまして、農業政策上は、農業経営の近代化、農地保有の合理化の方に軸足を置いた制度というふうに私どもは認識しております。

○谷本義君 そうしますと、今のお話ですと、老後保障ということもあるけれども、より政策的なものとして近代化の方に軸足を置いたという話になつてまいります。

そうしますと、なぜ今回の改革で経営移譲年金だけ給付額の引き下げとなるんですか。そこはどうなんですか。重点をお聞きしているわけです。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 農業者年金制度がこのまゝいけば破綻する、何とか現行制度を処理しないといけないというときに、年金債務としては全額国庫負担で行おう、しかしながら受給者の方々にも応分の協力ということで年金の引き下げを願おうと。

その際、どういふような考え方で引き下げをしていただいたらいいかということにつきまして、全額国庫助成で見られております経営移譲年金、これは国庫助成でその中身を見ておりましたので、そこについて、引き下げで老後生活に影響を与えないような規模の引き下げを願おうと、これが年金制度上の筋ではないかということで経営移譲年金の方の引き下げということにしたわけでございます。

○谷本義君 どうもやっぱりそこの方針がしっかりとありません。先に行きましよう。

次に伺いたいのは、先ほど一割カットの問題で議論がございました。この場合、国民の理解を得

るにはということで一割カットした、詰めて申し上げますというところという答弁でありました。といいますと、この場合、国民の理解が得られないという、そのことの意味、根拠というのは一体どういうことなんでしょうか。

さらに、もう一つ、この際伺つておきたいのは、一割カットとすれば理解が得られるのかどうなのか。何で一割という数字が出てきたのか。その根拠をお示し願ひたい。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 今般、国民負担、全額国庫助成で年金債務を処理するというにしたいわけでございます。ただ、この負担を願う納税者、すなわち国民の方々は制度の破綻に直接的な責任はないわけでございまして、そういう意味で、そういう国民の方々の理解を求める、税金を使わせたいたくためには、こちらも何か応分の負担をしたんですということでないとなかなか国費の投入について理解が得られないだろうというふうな種々の意見を聞いて我々が認識したわけでございます。

それがなぜ九・八%、一割かということでございますけれども、国民の理解という面では、できるだけこちらの負担が大きい方がいいわけで、引き下げ額が大きい方がいいわけでございまして、でも、他方で農業団体の方々とずっと議論をしてきて、農業団体からは、最終的に一〇%未満の引き下げならば何とかお願いをしたいということの要望が来まして、それやこれや総合的に勘案して、平均的に九・八%カットということに落ちついたのが事実の経緯でございます。

○谷本義君 はつきりした根拠を示すことができないような事実経過ではなかつたというお話はわかります。

それはそれなりにわかるのでありますが、局長、国民の理解を得るといふ点でもう一つはつきりすべきだったと私は思いますのは、農業の果たす多面的役割、国土の保全から環境問題から、さらには景観の維持等々たくさんあるわけですね。そういう問題をもっと大胆にきちつと問題提起しなが

ら、そしてそこで国民的論議をしていただくというふうな私だったりました。どうしてそれをしなかったのか。そこはなんですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 一連の今回の抜本的改革の中で、年金財政上も現行制度は破綻をして、これは処理しないといけない、そこまでは議論が集約されたわけでございます。

それじゃ、新しい制度はどうするか。もうやめてしまふのか、それとも新しい制度で継続するかといった議論になりました場合に、現下の農業情勢上、担い手が非常に少なくなつておる、このままでは先生言われたような農業の持続的發展を通ずる多面的機能の発揮も将来ままならぬようになるであろうという議論がございまして、そういうことならば、目的を担い手の確保に変えて新しい農業者年金制度を発足させよう、その際には財政上も安定したようなものでいこう、それから農村現場の批判にもこたえられるようなものにして、こういう議論の経過を経たものでございします。

○谷本鶴君 どうも、農業者年金制度というのを積極的に世間に訴えながら、この制度の持つ重要な意味についての国民的合意をつくる、そういう努力というのが私は欠けていたと思います。非常にその点については不満を感じるところを申し上げて、先に入ります。

次に伺いたいのは、加入者の確保の問題であります。

政府は、現行制度の加入者のほとんどが新しい制度に横滑りしてくるというふうな想定しているように思われます。本当のところ、そこはどう見ておるんでしょうか。給付は下がるんです。当然加入は任意加入になるんです。私は、今の加入者が全面的に新しい制度に入っていくとは到底思えないんです。

ですから、そこで結論として伺いたいのは、制度を維持するのに必要な加入者を確保して、政府は責任を持って新制度を維持していくことができるかどうか。このところについての考え方、決

意といましようか、それをひとつ伺いたいのです。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 確かに、先生申されますとおり、新しい制度の運営というのについて我々も万全の自信があるわけではございませんけれども、新しい制度、先ほどから言っておりますように、農業者年金制度に対する現場の批判というのにできるだけこたえる。保険料が割高であるという批判に対しては負担軽減をする。それから、加入要件を農業に従事する者というふうな緩めまして、広く施設型、その他の配偶者、後継者にも門戸を開放する等々の措置。そして、財政方式は積立方式ということにしておりますので、こういう内容についてしっかりと御理解をいただければ利用していただけるものではないかというふうに私も思っております。

〔理事岸宏一君退席、委員長着席〕

したがいまして、こういうような内容について農家の方々の御理解を一層深めていただけるよう、これからの普及なり理解を得る努力が大切ではないかというふうに考えております。

○谷本鶴君 理解がいただければというお話でありますけれども、そういう話になってきますと、この制度が維持できるかできないかは農業会議所や農業委員会の努力次第ですよというぐあいになつてくる可能性があるんです。そこはどうなんですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 農村の現場におきまして、私どもは、農業委員会系統それからJA系統に加入促進あるいは内容のPR等をお願いしているわけでございます。やはり集落に足のある機関というのは農業委員会であり農協であるわけでございますので、ひとつこれらの方々の一層の御努力をいただきたいというふうに正直思っております次第でございます。

○谷本鶴君 この際、大臣に要望しておきますけれども、結局、加入者の確保問題というのは団体責任みたいなことになっていく可能性が、ありますね、今の局長の答弁を伺いますと、それだけじゃ

しようがないんでして、制度問題について問題点があれば積極的にまた検討していくなり、その種の対応が私は必要だろと思うんです。大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(武部勤君) 局長からすれば、ただいま申し上げたことがベストだと私は理解いたしますが、先ほど来、先生お話しのとおり、今後の農業とか農村というものをどのように位置づけていくか、新しい存在価値というものをどのよう国民に理解を求め、共感を求めていくかということだろうと思ひます。

そういう意味では政府全体の責任は非常に重いと思つておまして、この新制度の政策支援の対象というものは、先ほど来申し上げておりますように、効率的かつ安定的な農業経営を目指す意欲ある農業者ということを対象にしているわけでございまして、今後、構造政策の中で、専門的な農業者等に総合的、集中的に施策を集中してまいりたいというふうに考えていることと同時に、まだまだやりたい、やり得るという人々がいるんですけれども、農業という労働の性格上、もうとても自分一人ではやり切れないという人々もたくさんいるんですね。そういう姿を見て、農家の奥さんなどは自分の息子の農業の後を継がすということに抵抗を感じるんです。

ですから、生きがいや健康のために農業を行うという方々も含めまして、こういう方々をサポートする、そういう集落農業ということも一つでありますし、生産法人等、あるいは株式会社含めた法人化ということも大事だと思つておりますし、とにかく農村と都市との共生の関係も含めまして、生き生きと農業生産に従事できる環境づくりと、そのための政策展開ということがこの制度を有効ならしめる非常に大事な要素だと思ひます。

〔委員長退席、理事森下博之君着席〕
一言で言えば、農業をやるうとする者が誇りを持って、意欲を持って、希望を持って取り組んでいく。同時に、国民の合意によって、国民の皆さ

ん方が農村を見直す。自分たちが、都市の人たちも自分たちとは共生の關係に、融合すべき關係にあるんだという、そういう気持ちというものを醸成していかないと、従来の流れを脱皮していき、脱出していくというのはなかなか難しいんじゃないかと、私もそういう責任を感じております。

○谷本鶴君 そこで、重ねて大臣に伺いたひんであります。
基本計画の言う担い手確保というのは、今大臣も言われましたけれども、効率的かつ安定的な農家ということでありまして、今言われておるところの四十万戸の農家というのがそういうことなのかという気がいたします。私は、大臣が今言われたことと後の部分では一致するんですけれども、ちよつと一致しないのは、このような選別政策で果たして自給率の引き上げというのが可能なものであろうかということ、それからもう一つは、持続可能な環境型家族経営、これがやっぱ大宗を占めるという形でもつていけるのかどうかということについて問題点があるような気がいたします。

具体的な例を申し上げます。

例えば、新潟県で私の知り合いが三世帯夫婦六人で七十ヘクタールの水田経営をやつております。これは大部分借りておるんです。この皆さんが今悩んでいるのは何なのかというと、農家が少なくなつて困つたということです。水路整備にしましても、あるいはまた村落社会の世話役というのは大体専業農家がやっておりますから、ですから、代かきは、あんなのやつはやつてやるから、ひとつ残つてくれというふうなことで働きかけをやつていくということでもあります。

北海道と内地の場合、若干違いがありますがけれども、農村というところは、専業農家がいなくて兼業農家も困る、専業農家の方は兼業農家がいなくて困るというふうな關係があるんですね。つまり、大きいところと小さいところが相補う關係というのがあるものと、うまくやつていけないという状況があるわけですよ。

さらにもう一つ、中山間地域の場合で見ても、すといと、中山間地域で生き残ったところというのは、大体農業生産だけでなく加工も流通もやる、産直も含めて。そして、より多くの付加価値を地元で落としていくようなシステムをつくっていくというところは、出てきていますが、これがやってみますと意外と村の活性化が出てくるんです。といいますのは、専業どころと兼業どころが一緒になって仕事をやるような関係ができ上がってきますから、村自体がやっぱり活性化してくるという状況が生まれてくるんです。

そういうことからいえば、これからの食料自給率引き上げというのは、それぞれの地域社会における専業、兼業、ホビー農家、あるいは事と次第によつては市民農園だってベランダ農家だっていいんですよ、全部を含めて、地域全体としてトータル的にどれだけの農業生産を上げていくか、こういう発想に立たなければいけない時代に私は来たような気がするんです。そんな意味では、やっぱりこれからの時代というのは集落営農システム、そつちこつちで今研究を始めるようになってきましたね、そういうふうな状況に向かつていくのかなという感じがいたします。

話は少々また別になりますけれども、国土庁の遺言というのは何だったか。国土庁の遺言というのは、都市空間の時代から二十一世紀は農村空間の時代に入らう、これが国土庁が最後に言ったことですよ。そういう状況を現実のものにするには、これから先の問題としては、日本列島の過疎と過密の同時解決、そして自然と共生し得る、そういう暮らしをどうつくっていくか。そういう意味で申し上げますと、私は、農村定住化に向けた年金制度などをこれから検討していかなきゃならぬ時代が来るのかなという感じがするんです。

大臣、御所見がありましたらひとつ聞かせていただきます。

○理事(森下博之君) 簡潔に御答弁をお願いします。

○国務大臣(武部勤君) 簡潔と言われましたが、また別の機会に私どもの構想を申し上げたいと思いますけれども、先生のお話にありました専業と兼業が混在するというところに加えて、そこに法人というのが仲人役をしていくんじゃないか、このように思います。そして、集落の再編ということも避けて通れませんし、その集落というものはナショナルミニマムのいつでもどこでもだれでもが同一条件下で生活し仕事ができるという、そういう環境を整備することだろう、かように思っております。

そういう意味では、農村だけでなく、都市の人々が行ったり来たりすると。定住ということが適切かどうかわかりませんが、かなり現状とは変わった新たな農村社会の可能性というものには展望できるんじゃないかと。当然、そういうことに備えたさまざまな制度改革でありますとか政策づくりということとは考えていかなきゃならない、かように思います。

○谷本龍君 まだ残り時間がありますから。それから、大臣、もう一つ大臣の頭の中に入れていただきたいなと思ひますのは、昔は人生六十年だったんですね。今は八十年です。ところが、二十ぐらいまで学校で勉強する、それから今度は就職をして、退職をする、あるいは農業者年金をもらう年代になってくる。その先があるんですね。人生は、昔は二毛作時代だった、今度は三毛作の時代になってきたんですね。ですから、三毛作の時代をどういうぐあいに生きていくか。このところが問われる時代になってきた。

そういう条件整備というの、都市よりも私は農村の方がやれる、そういう条件を持つていると思うんですね。そういう農村が持つ優位性を生かしていく意味でも、こうした先ほど申し上げた集落営農システムのようなもの、これはひとつ考えていくべきだろうと。株式会社はいけません、これは。年寄り、年がいった人が終生現役で働いてくれるような場はつくつてくれませんか。

システム、そういう状況の中で終生現役でやれて、そして健康で生活ができる条件を整備する、その上に農業者年金制度というのを考える、こういうぐあいにしていくべきだろうと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(武部勤君) これから、私は、二重生活時代を享受できる時代になるんだと。都市と農村を行ったり来たりできる、農村の人々が都市の魅力にすぐアクセスできる、都市の住民が自然をすぐ求められると。先生のお話によれば、三重生活時代を享受できる時代と。私は、そこに我々の目指すべきところはあると。しかし同時に、やっぱり産業政策として農業というものを近代化していかなきゃならないと。これは国際競争力の面もございまして、そのことはしっかりやっていかなくちゃいけない、かように存じます。

私も、食料の安定供給と美しい国づくりということに向けて頑張つてまいりたい、かように思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○谷本龍君 時間が来ましたので、終わります。○岩本庄太郎 無所属の会の岩本庄太でございます。最後でございますので、よろしくお願いいたします。

きょうは農業者年金の改正の審議でございますが、私、実は先日、前回のときに、大臣所信に對しまして質問を一部残しておりますので、それをまず片づけさせてもらいたいと思うんですが、中山間地対策の問題でございまして、先般は大臣に中山間地対策に対する御認識ということで質問させていただきまして、私の考えでは、いわゆる中山間地域の問題というのはそこに住んでいる人だけの問題でない、むしろ日本の国土をどう健全に保つか、むしろ都会の人のために役に立つという認識だということをお話をさせていただきまして、大臣も大体そのような御認識だということふうに伺いました。

そこで、そうはいえ農林省がいろんな対策を講じておられる。特に、直接支払い方式というのを

昨年度からお始めになりましたので、その辺の実績についてひとつお話を伺おうかなと思つておりますので、きょう、前回の質問の關係もございまして、農村振興局長に來ていただきましたので、ひとつよろしくお願ひします。

○政府参考人(佐藤準君) 中山間地域等の直接支払い制度、これは平成十二年度から始めておりますが、平成十二年度の実績につきましては、実施要領に十三年の六月に一応取りまとめるといふことになっております。したがって、現在、その最終的な実績につきましては都道府県なり、それから農政局の段階で取りまとめている最中でございます。

一方、一月三十日に、昨年の十一月段階での実施見込みというふうな形でそれまでの、その時点での実績等を踏まえて公表した結果をお知らせいたしますと、まず集落協定の数は二万六千二百二十二でございます。また、ほかに個別協定という形で五百八十八の協定が結ばれております。協定の締結面積といたしましては五十六万七千ヘクタールということで、実施見込み面積、これは都道府県が当初見込んだ面積がございまして、その面積に對しますと約七割程度というふうなことになるっております。

この理由といたしましては、我が国の農政史上初めての制度であるということで、市町村の担当者それから農業者、そういうような段階までの制度の普及が若干不足したのかなというふうな思っております。また、この制度そのものの運用が地域の裁量にかなりゆだねるようなところもございまして。そういう意味で、早くからその体制を整備して取り組んだ道なり県なりというところでは非常に取り組みが早いわけでございますけれども、その他の都府県のところでは取り組み状況が若干おくれしているというふうな理由かと思っております。

十三年度におきましては、本省なりそれから農政局、さらには都道府県、この各段階におきまして推進会議というふうなものを積極的に開催いた

しまして、制度の趣旨それから内容につきましての浸透を図っていきなさいというふうな思っておりますし、また特に取り組みがなされている市町村、こういうようなものはつきりしてまいりますので、そういうようなところに対して重点的な指導とか、それから農協系統組織なり市町村が一体となつてその取り組みを進めるといふような農業団体との連携の強化、こういうようなものを進めていきたいと思います。

十三年度におきましては、対象市町村の九割程度でしっかりと実施ができるようにというふうな、我々も積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○岩本太君 七〇%、これは十一月の実績で、七〇%が非常にいい率かどうかはさておきまして、私、こういう質問をするに当たつて自分の出身の実態を聞いてみましたら、大体これも七〇%なんです。ほとんどが集落協定を結んでやっているということなんです。やっていないところは、どういふところなんだと聞きましたら、やっぱりさらに条件の悪い、条件不利のところに条件の悪い本間に山奥の方で、そこで、じゃ何でそういう取り組みをしないのかという、自信がないという話が非常に多い。要するに、将来に対して本当にやっつけけるか、農業としてやっつけけるかという自信がないという方が非常に多い。そういうことが多くてやれない。そういう状況の中で、今回の制度はいいとしても、ちよつと手おくれでなかったのか、そういうところは、というふうな話も聞くわけでございます。

したがって、この中山間地対策、冒頭申し上げましたように、これは率がいいからいいとか、どこがやっつけらいいかということではなくて、今の状況を見ますと山奥に近いほどやっつけられないというところは、むしろ大切なところでやっつけられないというふうな感じがいたすんですが、その辺、これは実績が六月に出てくるんですが、その辺、これはやっぱりしっかりとその辺を見直して新しい取り組みの方に向かつていただきたいと思うんですけれども、

ども、この辺について大臣、通告してなかったんですけれども、山奥の方が今残っている、中山間地対策についてまだちよつと今までの制度に手を加えないといふかぬというふうな感じもするんですが、今後その辺についてのお取り組みなり、何か御感想がございましたらお願いいたします。

○国務大臣(武部勤君) 熱心に農業生産活動に取り組もうとしている、そういうところについては、やはり最大限いろいろなことを考えて前向きな対応をすべきだと、このように思いますが、今、私自身、具体的に先生の問題意識に対してどう答えるべきかというところは持ち合わせておりませんが、今後少し検討させていただきたいと思ひます。

○岩本太君 通告してないで申しわけないんですが、要するに、国土を守るといふ意味から取り残されていくようなところがあり、そういうので、その辺をしっかりとつかんでいただいて対策を講じていただきたい。

それで、次の農業者年金の方に移らせていただきますが、私が通告した質問に対する答弁に近いらいいかというのをちよつと迷っているんですが、けれども、要は、やはり農林省としては、農民の皆さんの老後の生活が安定するといふためのことはすべて考えなきゃいかぬ。その中で、農業者年金がそれをすべてカバーできるとは思いません。いろんなものがあるでしようけれども、少なくともそういう視点で眺めていかなくちゃいけないのじゃないかなと思ひます。

〔理事森下博之君退席、委員長着席〕

そういう点で、先ほどもちよつとこういう質問が出たと思うんですが、いわゆる今度の新制度で政策支援の対象者とその対象でない人といふのはこれは全然違うわけですから、両方とも年金の対象になると思うんですが、この辺をどんな比率といふんですか、どんな数として想定されておるのか、その辺をちよつとお願いしたいなと思ひます。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 新しい制度の対象

となります。員数を約三十万人というふうな私ども見込んでおるわけでございます。

この三十万人のうち、五十五歳以上の高齢の方々あるいは所得が非常に多い方々等を除きました約二十四万人、全体の六分の五が政策支援の対象になるというふうに見込んでおるところでございます。

○岩本太君 そうしますと、いわゆる三十万人の六分の一が非対象といふことは、幾らになるんですか。これは五万人ですね。

五万人といふのは、そんなに無視できない数だと思ひますけれども、そういう人たちが加入した人たちの、何といひますか、不公平感といふのが生じないかといふような心配を一つするわけですが、けれども、これは先ほどいろいろ出ておりました。どの人だつていわれる担い手として立派にこれからの日本の農業を背負っていく人だといふような御意見もございました。それはそれ、施策としてはいろいろな考え方があるんでしようから、それはそれ以上追及いたしませんけれども。

いわゆる政策支援といふ意味では、政策ですから、これはある一定の時期が来たら見直しといひますが、状況が変わつたらやっぱり政策は変わってくるんだらうと思ひます。ところが年金といふのは、恐らくこれは何十年も先。これからの移行に当たつて何年かかるか表を見せていただいたら、六、七十年かかるんですよ、今度移行するに当たつても、そのぐらいのスパンのものでありますので、要するに、政策が変わつたらどうなるのかといふ不安といふのもあると思ひますが、それは、社会環境が変わつて農業環境も変わつても政策は変わるでしようし、時の政府が変わつても変わるでしようし、非常に意味では危なっかしいといひますか、そういう状況をどうも感じてならないのでございます。

その辺を先ほど参考人の方にお聞きしたら、政策支援といふのは、考え方をええれば、事業主負担だといふようなお話がございました、それはそれ以上お話は聞かなかつたんですが、農林省の方

も大体そんなふうな認識でお考えになつておるのかどうか、御説明をお願いします。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 新しい制度におきます目的を担い手の確保といふところに置いていくわけでございます。

この担い手の確保、すなわち政策支援の対象となる者につきましては、基本法の第二十一条に言ひます効率的かつ安定的な経営を目指す経営者といふことで、すなわち主たる従事者が他産業従事者並みの生涯所得を上げ得る経営を目指す経営、これは将来におきます地域農業あるいは先ほどお話しに出ました集落営農の中の核となる経営でございまして、そういう核となる経営はやはり長期的視点に立つて育成していく必要があるだらうといふことで、年金的手法であります長期で負担先行で属人的であるといふ政策手法にマッチするものとして、そういう経営を目指す経営に対して政策支援をしていくということにしたところでございます。

もちろん、これは政策の即効性とか担い手確保のメーンの政策ではないわけでございますけれども、長期にわたる保険料負担の軽減あるいは老後におけるかかるべき所得の確保といふ面では、長きにわたつて相当の効き目がある政策ではないかといふふうに私どもは思っております。

○岩本太君 政策に効き目があるかどうかといふことをお聞きしているのではなくて、政策ですから変わるんじゃないですか、年金といふものの考え方のスパンと政策といふものの考え方のスパンでは全然違うんじゃないですか、その辺をどう考えているのかといふことをお聞きしたんですが、もしありましたら。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 将来にわたります効率的かつ安定的な農業経営の育成といふのは、これは農政にとりまして長期の視点で取り組まないといいけない政策ではないかと思ひます。したがって、長期の政策と年金的手法とマッチした考え方はないかといふふうに考えておりまして、育成すべき経営が途中で変わるとか

そういうことがありまして、考え方といったしましては、将来の農業経営の核となる経営を育成していくという考え方は今後とも維持していきたいというふうに考えている次第でございます。

○岩本太君 どうもかみ合わないんで、これ以上余り申し上げませんけれども、政策ですから、政府の決める方針以外に社会状況によって幾らでも変わるでしょうから。要するに、担い手を育成する以外の農業政策が重要になってくることもあるんだと思うんですね、長期スパンで見れば。そういうことに対して、こういうものを使われるということに対して私は非常に理解がしたいという点がありますので、これはいろんなことをお考えになった上でのごときでしょうか、このことが年金の可否について直接関係するかどうか分かりませんが、その辺は十分御認識をいただきたい。

それと、先ほどからちよつと出ておりますいわゆる非対象者ですね。政策支援を受けていない方というのは、賦課方式か積立方式かの差はあるんでしょうけれども、非常にみどり年金と似ているわけですね。その辺がみどり年金と非対象者、先ほど五万人おられるわけですね、そんなに変わらないんだと思うんですけど、そんなに変わらないのが二つあるということについて担当部局はどういうふうにお考えになつていらっしゃるか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) みどり年金、新しい農業者年金制度と同じく、加入対象者は六十日以上農業に従事する者ということで加入要件は同じでございます。

そして、違いといいますのは、一つは、新しい農業者年金制度には担い手に対する政策支援があるということ、もう一つは、積立方式で確定拠出型ということで加入時に年金額が決まっていないう、運用いかんによって将来の年金額が決まるとい、そういう人にとつてはちよつと先のことが読めないような制度なんですけれども、年金制度としては安定をしているという制度である一

方、みどり年金の方は確定給付型でございますので、入るときに年金額は決まっておりますので見通しは立てやすいんですけども、その運用が狂った場合に新たな年金債務が発生をいたしました、だれかがまたその分を負担しないといけないという問題が生ずるということで、年金制度の安定性としては確定拠出型よりはや不安があるということでございます、いろいろ申し上げましたけれども、究極には農家の方々の選択でございます。

我々としては、やっぱり政策支援の対象となる方々を中心にした方々が農業者年金制度を利用していたらいい、リスクはありますけれども確定給付型に入りたいという方を選択される方々がみどり年金を今後とも利用されるのではないかとあうに推定をしているところでございます。

○岩本太君 その辺はこれからPRされる場合にしつかりと比較を示していただかないと農業者の方は困ると思いますので、よろしくお願いいたします。

ただ、今までお聞きしていて、先ほどの質問でも、いわゆる担い手をどのぐらいにするか、担い手政策との具体的な関連というものも出ていなかったような記憶がございますし、今のお話でも、みどり年金との関係がしつかりとつかまえない上でのものかなという感じがしてならないんですが、失礼ながら。ただ、限られた枠の中での御努力はされたのではないかなという気はいたします。いたしますけれども、今のようないきなり担い手との連動があるのであれば、こっちは年金だ、だから担い手政策とは余り関係ない。つくれば恐らく担い手もこれでふえるんじゃないかといううなあいまいなことじゃなくて、しつかりとしたつかまえていただきたいと思うんです。

それと、私は、この年金問題、基本的にはやはりこれから迎える少子高齢化社会に対して、今までの考え方では財政的に破綻を来す、どうしたらよいのか、社会福祉をどうしたらいいかという全体の問題だと思つておられます。これはひいては、いわ

ゆる数年前、四年前ですか、財政再建法の中でもう検討しなければいけない問題であつたはずでございますが、それは景気対策優先ということで凍結されておる。

しかし、それがどういうわけか、おとしの十二月でしたか、たしか参議院でも公的年金法の改正が提出された記憶がございますが、そのときに私も代表質問で指摘させていただいたんですけども、凍結しているにもかかわらずこれを上げてくるのか。要するに、見方によっては弱い者いじめを最初に行っているんじゃないかといううな質問をさせていただきまして、そのときには明確なお話はございませんでした。

あの当時は振り返れば、赤字国債を増発しても景気だ景気だというようなことでございましたから、そういう答弁だったと思うんですけども、今や総理大臣もかわりまして構造改革をやるのかというときにはなれば、当然こういううな全体としての見直しが出てくると思うんですね。そうしますと、当然この分野もそれに基づいていろんな見直しが出てくる。

こういう問題は基本的には総理大臣にしなきゃいけないと思うんですが、農林大臣も閣僚の一人です、将来に向かってのそういう話の出たときに適切に対応してやっていただきたい。そういう御覚悟があるかどうか。

それと、先ほど来出たもう一つの、まだ不確かな面、これは委員会の指摘として十分当局もしつかりと対応していただいているかどうか。その辺を私はこの法律の判断の一つの根拠にしたいと思つたので、大臣、ちよつとその辺についてお話しいただきたいと思つた。

○国務大臣(武部勤君) この年金はいわゆる政策年金でございます。同時に、この年金制度を変えなければならぬという背景は、現行制度の破綻というまことに残念な結果によるものでございまして、そのことにつきましても私も深い反省点に立っているわけでございます。

には、何といつても国民本位といいますが、国民の理解、協力ということが大前提になるわけでございまして。その国民の理解を求める一つの方策は、やはり国民の皆さん方に農業農村あるいは食料という問題について認識を新たにさせていただかなければならない、かように考える次第でございます。さような意味で私も、先ほど申し上げましたように確たる決意と、しかしさまたま、これから構造改革に伴ひましていろいろと状況変化もあり得ると思うわけでございます。そのことについても頭をやわらかくして諸般の施策の充実強化に当たつていかなければならない。

いずれにしても、これを軌道に乗せ、定着させていくということに万全を期してまいりたいと思つております。

○岩本太君 農林大臣として、農林省の立場としてのお話は十分わかりますけれども、私申し上げましたのは、もつとこの問題というのは国民全体が痛みを分かち合うという中で解決しなきゃいけない問題だろうと。しかし、それは今できていない、正直言つて。しかし、これから構造改革等によってできるんじゃないか。

そうしたときに、今はいろんなお話が出て、いろんな質問も出ましたけれども、場合によつたら、そういうものが出ればもつとしつかりと農林省としても根拠を持って御答弁できるということも考えられると思うんですが、したがって、そういう方向に閣僚の一人として大臣も御努力いただきたい。また、そういうことによつて国民みんなが分かち合うということになったときは、これも適切に見直しを行うと。そういうような御覚悟をぜひ持つてもらいたい、こういうつもりなんです、よろしかったらひとつ。

○国務大臣(武部勤君) 先生の御指摘を拳々服膺して、しつかり対応してまいりたいと思つております。

○岩本太君 基本的なことをお聞きしましたので、時間が余りましたけれども、これで私の質問を終わりにいたします。

○委員長(太田豊秋君) 他に御発言もないやうで

すから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

○委員長(太田豊秋君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、三浦一水君及び大野つや子さんが委員を辞任され、その補欠として佐々木知子さん及び森山裕君が選任されました。

○委員長(太田豊秋君) これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○郡司彰君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となっております農業者年金基金法の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。

これまでの農政は、情勢の変化の中で幾多の変更や転換を余儀なくされ、その都度農業者の失望が続く中、率直に反省をするという真摯な態度を示すことなく、逆に糊塗することにより、不信を招いてきました。

今回の改正案は、現行制度が財政上の破綻を招いたことから、実質的にこれを清算し、その上で、財政方式を積立方式に改めて新たな制度に移行させるとともに、年金受給者等については受給額を平均で九・八%引き下げるものであります。これは、政府が制度の見直しを先送りしてきた結果であり、そのツケを何ら責任のない農業者に負わせようとするものであり、断じて容認することはできません。

すなわち、農業者年金の財政状況は、加入者の減少と受給者の増加が続き、現在、一人で二・七人を支えなければならぬ状況にありますが、もっと早期に年金財政の破綻は不可避と判断できたはずであります。また、そもそも離農者すなわち年金受給者がふえていくことを前提にした構造政策を推進する手段として社会保険方式による政策年金を導入すること自体に無理があり、年金財政がこのような状態に陥ることは十分に予測し得

たはずであります。十分な財政の手当てを行うことなく問題の解決を先送りしてきた政府の責任は、極めて重いと断じざるを得ません。

しかも、社会保険は被保険者すなわち農業者と保険者すなわち国との間の契約によって成り立つものであります。今回の措置は、国が農業者との約束を履行せず受給額の引き下げを行うことであり、まさに憲法二十九条に保障する財産権を侵害するものと言えます。

また、いわゆる政策年金制度としての限界が明らかになっている現状を直視せず、改正後においても政策年金を保険方式として継続しようとすることは、過去の失敗に対する何の反省もないと言わざるを得ません。

政府は、加入者は確保できる、積立金の運用は適切に行うとしておりますが、極めて疑わしいと言わざるを得ません。しかも、政策年金として継続するのであれば、なぜ任意加入のみとするのか、甚だ疑問であります。早晩、年金財政が再び破綻するのは明らかであります。年金手法を活用した農政の推進は、この際やめるべきではないでしょうか。

さらに、世代間扶養が限界にきているとする見方もある中で、我が国の公的年金制度全体に及ぶことが懸念されます。しかも、国民年金基金等が創設をされている今日においては、あえて農林水産省が農業者年金制度を政策年金として仕組む必要はなく、公的年金制度全体の中で農業者の老後保障のあり方を考えるべきであります。

以上が本法律案に反対する主な理由であります。が、担い手を確保するためには、別途、国を挙げたの思い切った施策を講ずることが求められていることを申し添え、反対の討論といたします。

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、農業者年金基金法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

反対する第一の理由は、年金額を平均九・八%削減するなど、農家に痛みを押しつけるものだからです。

農家は、農産物価格の暴落に苦しみ、医療や年金の改悪に苦しんでいます。その上さらに、年間二万四千円から五万円もの年金額が削減されれば、高齢者の生活が大きな打撃を受けるのは明らかであり、到底認められないと思います。年金加入者が激減し、年金財政を破綻させた責任が政府にある以上、農家経営を苦しめている農政の失敗を認め、年金額の削減など、農家への負担の押しつけはやめるべきです。

反対する第二の理由は、既に受給している人の年金額は削減しないという公的年金の原則を破るものになっているからです。

受給している年金額を削減するのは公的年金では初めてのことであり、国会の内外で多くの不安が渦巻き、反対意見が相次いでいます。事は国民の生存権、財産権にかかわること、農業者年金のみならず、国民年金や厚生年金の改悪に波及しかねない問題です。こうした不安を払拭することなく強行することがあってはなりません。

反対する第三の理由は、国庫補助による保険料負担の政策支援措置が新たな選別政策になるからです。

保険料を軽減する対象を認定農業者でかつ青色申告者に限るとしていますが、農家の老後を保障する社会保障制度の中に税制上の青色申告など全く異なる仕組みを持ち込んで、選別政策を導入すべきではありません。農業を続けた人は、みんな大事な農業の担い手です。担い手を区別せずに、現に生産を担っている農家が安定的に経営ができ、安心して老後生活を送れる施策を農政の基本に据えるべきことを強調して、反対討論を終わります。

○委員長(太田豊秋君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(太田豊秋君) 多数と認めます。よって、

本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(太田豊秋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(太田豊秋君) 土地改良法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。武部農林水産大臣。

○国務大臣(武部勤君) 土地改良法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

土地改良事業につきましては、農業の生産基盤の整備を通じて、農業の生産性の向上、農業構造の改善等に大きく寄与してきたところであります。

このような中、食料・農業・農村基本法の目的とされた農業の持続的発展、農業の多面的機能の発揮等を図っていく上で、農業生産の基盤の整備に当たって、環境との調和に配慮して事業を実施すべきである旨規定されたところであります。この理念を具体的な農業の生産基盤の整備を行う事業の実施手続を定める法律である土地改良法にも反映する必要があります。

また、近年、農村地域の混住化が進む中、特に非農家を含めた地域住民の理解なくしては土地改良事業の円滑な実施に困難な状況が生じることが少なからず見られるようになってきております。

さらに、事業を効果的かつ効率的に実施していく上で、事業の再評価の結果、廃止すべきと判断される事業も出てくると考えられる中、その廃止に当たっての手続を明確にする必要があります。これらの内容を実施するため、本法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御

説明申し上げます。

第一に、環境との調和に配慮すべきことを土地改良事業の施行に当たつての原則に位置づけることとあります。

食料・農業・農村基本法におきまして、農業生産の基盤の整備に当たつては環境との調和に配慮することが定められましたので、これを踏まえ、土地改良事業の施行に当たつての原則に環境との調和への配慮を位置づけることとしております。

第二に、地域の意向を踏まえた土地改良事業の実施のための手続の整備であります。

土地改良事業計画の概要を策定する段階における市町村の位置づけを高めるとともに、国営または都道府県営の土地改良事業につきましては、あらかじめ計画の概要を公告縦覧し、これに意見がある者は意見書を提出できる仕組みを設けることとしております。

第三に、土地改良施設の適切な維持保全のための手続の整備であります。

土地改良区が国または都道府県に対して更新の事業を行うべきことを申請できる土地改良施設に市町村が管理するものを追加するとともに、土地改良区の特別議決により行うことができる土地改良施設の更新の事業の範囲を拡充し、土地改良施設の適時適切な更新を容易にすることとしております。

第四に、国営または都道府県営の土地改良事業の廃止のための手続の整備であります。

これまで廃止に係る手続を定めていなかった国営または都道府県営の土地改良事業について、今回、廃止に係る手続を規定することとしております。

このほか、土地改良区の組合員以外の受益者からの経費の徴収に関する手続の整備等を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(太田豊秋君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十九分散会

五月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、土地改良法の一部を改正する法律案

土地改良法の一部を改正する法律案

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)

の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「当つて」を「当たつて」に改め、「事業は」の下に「環境との調和に配慮しつつ」を加える。

第三条第八項中「同条第十項において準用する場合を含む。」、第八十七条の二第六項を「及び第十項、第八十七条の二第十項」に、「及び第九十六條の二第五項」を「並びに第九十六條の二第五項」に改める。

第五条第一項中「あわせた」を「合わせた」に改め、同条第三項中「の意見をきかなければ」を「と協議しなければ」に改め、同条第五項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第三十三条第二号中「申請」の下に「、第八十七条の二第四項の規定による同意」を加える。

第三十六條第一項中「第九十一條第四項」の下に「及び第九十六條の四」を加え、同条第八項中「行なう」を「行う」に改め、「定めるもの」の下に「(以下この条において「特定受益者」という。)」を加え、「その者」を「特定受益者」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 土地改良区は、前項の認可を申請しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、同項の徴収の方法について、特定受益者及び市町村長の意見を聴かなければならない。

第三十六條に次の一項を加える。

10 前項の規定により特定受益者又は市町村長の意見が述べられたときは、第八項の認可を申請するに、その申請書に、当該意見を記載した書面を添付しなければならない。

第五十三條の三の二第二項中「あるのは、」を「あるのは、又は」を「若しくは」に改め、

「農地保有合理化法人」の下に「又は当該換地計画に係る地域の周辺の地域において効率的かつ安定的な農業経営を営み若しくは営むと見込まれる者で農林水産省令で定めるもののうち、土地改良区が当該土地を取得することが適当と認める者」を、「あつては土地改良区、市町村」との下に「、その者」とあるのは「それぞれ、その者」とを加える。

第八十五條第六項中「添付し」を「添付し」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次の二項を加える。

6 第一項の者は、前項において準用する第五条第三項の規定による協議をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、その旨を公告し、二十日以上の相当の期間を定めて当該協議に係る土地改良事業の計画の概要を縦覧に供しなければならぬ。

7 前項の規定による公告があつたときは、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該公告をした第一項の者に対し意見書を提出することができ、

第八十五條に次の一項を加える。

9 第七項の規定による意見書の提出があつたときは、第一項の規定による申請をするには、その申請書に、前項に規定するもののほか、当該意見書の写しを添付しなければならない。

第八十五條の二第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第五項中「第七項」の下に「並びに前条第六項、第七項及び第九項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第六項中「前項にお

いて準用する第五条第三項の規定による協議」とあるのは「第八十五條の二第二項の規定による公告」と、「当該協議」とあるのは「同項の規定による公告」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第八十五條の二第十項」と読み替えるものとする。

第八十五條の二第七項中「きく」を「聴く」に改め、同条第九項中「添付し」を「添付し」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次の一項を加える。

9 第六項の場合には、前条第六項、第七項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第八十五條の三第十項」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第八十五條の三第十一項」と読み替えるものとする。

いて準用する第五条第三項の規定による協議」とあるのは「第八十五條の二第二項の規定による公告」と、「当該協議」とあるのは「同項の規定による公告」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第八十五條の二第十項」と読み替えるものとする。

第八十五條の二第七項中「きく」を「聴く」に改め、同条第九項中「添付し」を「添付し」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次の一項を加える。

9 第六項の場合には、前条第六項、第七項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同条第六項中「前項において準用する第五条第三項の規定による協議をしよう」とあるのは「第八十五條の二第七項の規定により同項に規定する事項を示そう」と、「当該協議に係る」とあるのは「その示す」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第八十五條の二第十項」と読み替えるものとする。

第八十五條の三第一項中「この条」の下に「及び第八十七條の二第四項」を、「次項」の下に「及び第八十七條の二第四項」を加え、同条第二号中「又は都道府県」を「、都道府県又は市町村」に改め、同条第四項中「第七項」の下に「並びに第八十五條第六項、第七項及び第九項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第八十五條の三第四項」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第八十五條の三第五項」と読み替えるものとする。

第八十五條の三第十項を次のように改める。

10 第六項の場合には、第五条第三項、第六項及び第七項並びに第八十五條第六項、第七項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第八十五條の三第十項」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第八十五條の三第十一項」と読み替えるものとする。

第八十五條の四第一項中「行なう」を「行う」

3 第一項の場合には、第八十五条第六項、第七項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同条第六項中「前項において準用する第五项第三項の規定による協議」とあるのは、「第八十五条の四第二項の規定による協議（同項ただし書の場合であつて当該農用地造成事業の施行に係る地域が同条第一項の申請に係る市町村の区域を超えないときは、同項の規定による申請）」と、「当該協議」とあるのは「当該協議（同条第二項ただし書の場合であつて当該農用地造成事業の施行に係る地域が同条第一項の申請に係る市町村の区域を超えないときは、当該申請）」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第八十五条の四第四項」と読み替へるものとする。

第八十六条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に改める。

8 農林水産大臣又は都道府県知事は、第六項の規定による協議をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、その旨を公告し、二十日以上の上の相当の期間を定めて当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供しななければならない。

第八部 農林水産委員会會議録第十二号 平成

4 農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により、同項第三号の事業のうち施設更新事業（当該施設更新事業に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を發揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合において、当該施設更新事業に係る土地改良施設の有している機能の維持を図ることを目的とすることその他土地改良区管理区域（当該土地改良区が現に行つてゐる土地改良区管理施設の管理を内容とする同号の事業の施行に係る地域としてゐる区域をいう。以下この項において同じ。）内の土地に係る当該土地改良区の組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものに限る。）に係る土地改良事業の計画を定めようとする場合においては、次の各号の区分により、それぞれ各号に掲げる同意をもつて前項の三分の二以上の同意に代えることができる。

二 前号に掲げる場合以外の場合
当該土地改良区の同意及びその施行に係る地域のうち土地改良区管理区域以外の地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意

土地改良区は、前項の規定による同意をする

に改め、同条第一項中「都道府県営土地改良事業の計画（市町村特別申請事業の計画）」を「都道府県営土地改良事業（市町村特別申請事業）」に改め、「に係る土地改良事業計画」を削り、「定めた」を「行う」に、「事業の計画を除く。」につきを「事業を除く。」につき、「に改め、「地域その他」の

に、「又は土地改良事業を廃止し」を、「ところにより、」の下に「土地改良事業計画の変更の場合にあつては」を加え、「公告して、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業（市町村特別申請事業、第八十五条の四第一項の規定による申請に基づいて行つた農用地造成事業並びに前条第一項の規定により行つた同項第一号及び第二号の事業を除く。）につき、その変更後のその施行に係る地域）内（これらの土地改良事業のうち、にその変更によりその施行に係る地域の一部分がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業について、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内）」にある土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の」を、「土地改良事業の廃止の場合にあつては廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項（現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その名称、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項。以下この条において同じ。）を、それぞれ公告して、次の各号の区分により、それぞれ各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加へる。

その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合）には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業（市町村特別申請事業、第八十五条の四第一項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業並びに前条第一項の規定により行う同項第一号及び第二号の事業を除く。）につき、その変更後のその

二 土地改良事業の廃止の場合

その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域（現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業（市町村特別申請事業、第八十五条の四第一項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業並びに前条第一項の規定により行う同項第一号及び第二号の事業を除く。）につき、その施行に係る地域）内の土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得る。第八十七条の三第四項中「変更」の下に「又は第八十七条の三第五項に改め、第十項まで」の下に「並びに前条第八項及び第九項を加え、第八十七条の三第一項第一号の」を「第八十七条の三第一項第一号」に改め、第八十七条の三第一項と」の下に「前条第八項中「第六項」とあるのは「第八十七条の三第四項」と、当該土地改良事業の計画の概要」と

の場合にあつては、事項を」の下に、「土地改良事業の廃止の場合にあつては廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項を、それぞれを、当該変更」の下に「又は廃止」を加え、きくを、聴く」に改め、「地域」の下に「又は廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域」を加え、同条第八項中「変更」の下に「又は廃止」を加え、同条第九項中「に係る土地改良事業計画につき第七項に規定する変更」を「につき、第七項に規定する土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止」に改め、「当該変更」の下に「又は廃止」を加え、同条第十項中「並びに第八十七条第五項を、第八十七条第五項」に改め、「第十項まで」の下に「並びに前条第八項及び第九項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前条第八項中「第六項の規定による協議をしよう」とあるのは、「第八十七条の三第七項の規定により同項に規定する事項を示そう」と、「当該土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の当該土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、同条第九項中「土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と読み替えるものとする。

第八十七条の三第十二項中「の計画につき」を「につき」に改め、「地域その他」の下に「土地改良事業計画の」を、「変更し」の下に「又は土地改良事業を廃止し」を、「ところにより、」の下に「土地改良事業計画の変更の場合にあつては」を、「事項を」の下に「土地改良事業の廃止の場合にあつては廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項を、それぞれを、地域内」の下に「又は廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域内」を加え、同条第十三項中「第十項まで」の下に「前条第八項及び第九項を、この場合において」の下に「前条第八項中「第

六項」とあるのは「第八十七条の三第十三項において準用する同条第四項」と、「当該土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の当該土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、同条第九項中「土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」とを、「その変更」の下に「又は廃止」を加え、同条第十四項中「変更」の下に「又は土地改良事業の廃止」を加え、同条第十五項中「に係る土地改良事業計画につき」を「につき、土地改良事業計画の」に改め、「変更する」を「変更し、又は土地改良事業を廃止する」に、「前条第四項及び第五項」を「前条第六項から第九項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第八項中「当該土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の当該土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、同条第九項中「土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と読み替えるものとする。

第九十条第一項中「ところにより」の下に「(営林水産大臣が当該廃止に係る国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする都道府県の知事と協議して定めるところにより)」を加え、同条第三項中「行なう」を「行う」に改める。

第九十六条の四中「第六十五条まで」の下に「第九十条第四項」を加え、「において準用する」を「において読み替えて準用する」に改め、「負担したものと」の下に「第九十条第四項中「前二項に掲げる者」とあるのは「第九十六条の四において読み替えて準用する第三十六条第一項に規定する者」と、「対する負担金」とあるのは「対し

て賦課徴収する金銭、夫役又は現品」と、「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その同意を得て」とを加える。

第二百二十二条第二項中「第八十七条の二第六項」を「第八十七条の二第十項」に、「附加増置し」を「附加し若しくは増置し」に改める。

条第六項(新法第八十五条の三第四項及び第十項並びに第八十五条の四第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

2 この法律の施行前にした旧法第八十五条の二第二項の規定による公告に係る土地改良事業の開始の手續については、新法第八十五条の二第五項において読み替えて準用する新法第八十五条第六項の規定は、適用しない。

3 この法律の施行前にした旧法第八十五条の二第七項の規定による意見の聴取又は同意の取得に係る土地改良事業の開始の手續については、新法第八十五条の二第九項において読み替えて準用する新法第八十五条第六項の規定は、適用しない。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(市町村長との協議に関する経過措置)
第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の土地改良法(以下「旧法」という)第五十五条第三項(旧法第四十八条第九項、第八十五条第五項、第八十五条の三第四項(同条第十項において準用する場合を含む。)、第九十五条第三項及び第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。))又は第八十五条の四第二項の規定による意見の聴取は、それぞれ、この法律による改正後の土地改良法(以下「新法」という)第五十五条第三項(新法第四十八条第九項、第八十五条第五項、第八十五条の三第四項及び第九十五条第三項並びに第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。))又は第八十五条の四第二項の規定によりされた協議とみなす。

(意見書の提出に係る公告等に関する経過措置)
第三条 前条の規定により、新法の規定によりされた協議とみなされる旧法第八十五条第五項若しくは第八十五条の三第四項(同条第十項において準用する場合を含む。))において準用する旧法第五十五条第三項の規定又は旧法第八十五条の四第二項の規定による意見の聴取に係る土地改良事業の開始の手續については、新法第八十五

条第六項(新法第八十五条の三第四項及び第十項並びに第八十五条の四第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

2 この法律の施行前にした旧法第八十五条の二第二項の規定による公告に係る土地改良事業の開始の手續については、新法第八十五条の二第五項において読み替えて準用する新法第八十五条第六項の規定は、適用しない。

3 この法律の施行前にした旧法第八十五条の二第七項の規定による意見の聴取又は同意の取得に係る土地改良事業の開始の手續については、新法第八十五条の二第九項において読み替えて準用する新法第八十五条第六項の規定は、適用しない。

4 この法律の施行前にした旧法第八十五条の四第一項の規定による申請(同条第二項ただし書の規定により、いずれの市町村長の意見の聴取も要しなかつたものに限る。))に係る土地改良事業の開始の手續については、新法第八十五条の四第三項において読み替えて準用する新法第八十五

条第六項(新法第八十五条の三第四項及び第十項並びに第八十五条の四第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

2 この法律の施行前にした旧法第八十五条の二第二項の規定による公告に係る土地改良事業の開始の手續については、新法第八十五条の二第五項において読み替えて準用する新法第八十五条第六項の規定は、適用しない。

3 この法律の施行前にした旧法第八十五条の二第七項の規定による意見の聴取又は同意の取得に係る土地改良事業の開始の手續については、新法第八十五条の二第九項において読み替えて準用する新法第八十五条第六項の規定は、適用しない。

4 この法律の施行前にした旧法第八十五条の四第一項の規定による申請(同条第二項ただし書の規定により、いずれの市町村長の意見の聴取も要しなかつたものに限る。))に係る土地改良事業の開始の手續については、新法第八十五条の四第三項において読み替えて準用する新法第八十五

(特定受益者からの経費の徴収に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした旧法第三十六条第八項の規定による認可の申請であつて、この法律の施行の際現にこれに対する認可又は不認可の処分がなされていないものの処理については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の項中「第八十五条第六項、第八十五条の二第九項」を「第八十五条第八項、第八十五条の二第十項」に、「第八十五条の四第三項」を「第八十五条の四第四項」に改める。

(水資源開発公団法の一部改正)

第六条 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第二十條の三中「第八十七條の二第六項」を「第八十七條の二第十項」に改める。

平成十三年六月八日印刷

平成十三年六月十一日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局